

---

# 養育費の履行確保等に関する 取組事例集

---

令和6年3月29日  
こども家庭庁 支援局 家庭福祉課

# <目次>

## I. 多様な方法による相談支援の実施

・ 秋田県	.....	P3
・ 新潟県	.....	P8
・ 滋賀県	.....	P10
・ 奈良県	.....	P16
・ 和歌山県	.....	P18
・ 島根県	.....	P19
・ 相模原市	.....	P31
・ 浜松市	.....	P34
・ 名古屋市	.....	P36
・ 神戸市	.....	P41,42
・ 郡山市	.....	P49
・ 船橋市	.....	P55
・ 柏市	.....	P58
・ 横須賀市	.....	P60,61,62
・ 福井市	.....	P66
・ 大津市	.....	P71
・ 豊中市	.....	P79
・ 枚方市	.....	P80
・ 八尾市	.....	P82
・ 寝屋川市	.....	P85
・ 西宮市	.....	P87
・ 奈良市	.....	P91
・ 和歌山市	.....	P93
・ 高松市	.....	P96
・ 群馬県安中市	.....	P107
・ 千葉県野田市	.....	P110
・ 東京都大田区	.....	P118
・ 東京都練馬区	.....	P123
・ 東京都江戸川区	.....	P126
・ 神奈川県茅ヶ崎市	...	P130
・ 滋賀県甲賀市	.....	P148
・ 大阪府茨木市	.....	P153
・ 山口県宇部市	.....	P164
・ 福岡県大野城市	.....	P183

## II. 公正証書等作成費補助の実施

・ 秋田県	.....	P4	・ 茨城県つくば市	.....	P101	・ 香川県さぬき市	.....	P167
・ 神奈川県	.....	P5	・ 栃木県栃木市	.....	P102	・ 香川県東かがわ市	...	P168
・ 新潟県	.....	P9	・ 栃木県鹿沼市	.....	P104	・ 香川県三豊市	.....	P171
・ 滋賀県	.....	P12	・ 群馬県伊勢崎市	.....	P105	・ 福岡県大牟田市	.....	P172
・ 大阪府	.....	P14	・ 群馬県安中市	.....	P108	・ 福岡県飯塚市	.....	P175
・ 兵庫県	.....	P15	・ 千葉県野田市	.....	P111	・ 福岡県柳川市	.....	P176
・ 和歌山県	.....	P18	・ 千葉県いすみ市	.....	P113	・ 福岡県筑紫野市	.....	P178
・ 岡山県	.....	P22	・ 東京都千代田区	.....	P115,116	・ 福岡県春日市	.....	P180
・ 沖縄県	.....	P23	・ 東京都江東区	.....	P117	・ 福岡県大野城市	.....	P181
・ 仙台市	.....	P27	・ 東京都大田区	.....	P119	・ 沖縄県糸満市	.....	P184
・ 横浜市	.....	P29	・ 東京都杉並区	.....	P120,121			
・ 相模原市	.....	P32	・ 東京都板橋区	.....	P122			
・ 名古屋市	.....	P37	・ 東京都練馬区	.....	P124			
・ 神戸市	.....	P43	・ 東京都江戸川区	.....	P127			
・ 福岡市	.....	P45	・ 新潟県長岡市	.....	P132			
・ 函館市	.....	P47	・ 新潟県十日町市	.....	P133			
・ 郡山市	.....	P50	・ 新潟県南魚沼市	.....	P134			
・ 前橋市	.....	P51	・ 岐阜県各務原市	.....	P135			
・ 川口市	.....	P53	・ 静岡県磐田市	.....	P136			
・ 柏市	.....	P59	・ 愛知県一宮市	.....	P137			
・ 横須賀市	.....	P63	・ 愛知県犬山市	.....	P138			
・ 富山市	.....	P65	・ 愛知県知立市	.....	P140			
・ 福井市	.....	P67	・ 滋賀県彦根市	.....	P142			
・ 岐阜市	.....	P68	・ 滋賀県近江八幡市	...	P144			
・ 豊橋市	.....	P69	・ 滋賀県東近江市	.....	P145			
・ 大津市	.....	P72	・ 滋賀県甲賀市	.....	P149			
・ 東大阪市	.....	P74	・ 大阪府岸和田市	.....	P151			
・ 豊中市	.....	P76	・ 大阪府池田市	.....	P152			
・ 枚方市	.....	P81	・ 大阪府茨木市	.....	P154			
・ 八尾市	.....	P83	・ 大阪府羽曳野市	.....	P156			
・ 寝屋川市	.....	P86	・ 大阪府四條畷市	.....	P157			
・ 西宮市	.....	P88	・ 大阪府大阪狭山市	...	P159			
・ 奈良市	.....	P92	・ 和歌山県紀の川市	..	P161			
・ 和歌山市	.....	P94	・ 鳥取県境港市	.....	P162			
・ 高松市	.....	P95	・ 岡山県新見市	.....	P163			
・ 久留米市	.....	P98	・ 山口県宇部市	.....	P165			

# 目次

## Ⅲ.保証契約に関する保証料補助の実施

・ 秋田県	.....	P4	・ 滋賀県近江八幡市	..	P143
・ 神奈川県	.....	P7	・ 滋賀県東近江市	....	P146
・ 滋賀県	.....	P13	・ 滋賀県甲賀市	.....	P150
・ 大阪府	.....	P14	・ 大阪府茨木市	.....	P155
・ 兵庫県	.....	P15	・ 大阪府羽曳野市	....	P156
・ 和歌山県	.....	P18	・ 大阪府四條畷市	....	P158
・ 沖縄県	.....	P24	・ 大阪府大阪狭山市	..	P160
・ 仙台市	.....	P28	・ 和歌山県紀の川市	..	P161
・ 横浜市	.....	P30	・ 香川県さぬき市	.....	P167
・ 相模原市	.....	P31	・ 香川県東かがわ市	..	P169
・ 名古屋市	.....	P38	・ 香川県三豊市	.....	P170
・ 大阪市	.....	P39	・ 福岡県大牟田市	....	P173
・ 神戸市	.....	P44	・ 福岡県飯塚市	.....	P174
・ 福岡市	.....	P46	・ 福岡県柳川市	.....	P177
・ 函館市	.....	P48	・ 福岡県筑紫野市	....	P179
・ 前橋市	.....	P52	・ 福岡県春日市	.....	P180
・ 川口市	.....	P54	・ 福岡県大野城市	....	P182
・ 柏市	.....	P59			
・ 横須賀市	.....	P64			
・ 大津市	.....	P73			
・ 東大阪市	.....	P75			
・ 豊中市	.....	P77			
・ 枚方市	.....	P81			
・ 八尾市	.....	P84			
・ 西宮市	.....	P89			
・ 明石市	.....	P90			
・ 和歌山市	.....	P94			
・ 高松市	.....	P97			
・ 久留米市	.....	P99			
・ 茨城県つくば市	.....	P101			
・ 栃木県栃木市	.....	P103			
・ 群馬県伊勢崎市	....	P106			
・ 群馬県安中市	.....	P109			
・ 千葉県野田市	.....	P112			
・ 千葉県いすみ市	....	P114			
・ 東京都千代田区	....	P115,116			
・ 東京都杉並区	.....	P120			
・ 東京都狛江市	.....	P129			
・ 神奈川県茅ヶ崎市	..	P131			
・ 新潟県長岡市	.....	P132			
・ 新潟県十日町市	....	P133			
・ 愛知県犬山市	.....	P139			
・ 愛知県知立市	.....	P141			

## Ⅳ.その他の取組

・ 秋田県	(調停、強制執行申立て費用の補助)	.....	P4
・ 神奈川県	(調停、強制執行申立て費用の補助)	.....	P6
・ 奈良県	(親支援講座(ひとり親家庭等支援セミナー)の実施)	.....	P17
・ 和歌山県	(市への補助金(県単)、公証役場等への同行支援)	.....	P18
・ 岡山県	(家庭裁判所等への同行支援の実施)	.....	P20
	(養育費確保のための対応力向上研修及び 弁護士による無料相談の実施)	.....	P21
・ 札幌市	(札幌市ひとり親家庭等養育費確保支援事業 (ADR・公正証書等作成・養育費保証))	.....	P25
・ 仙台市	(養育費等専門相談と同行支援及び法律相談、セミナーの実施)	..	P26
・ 浜松市	(養育費取決め・確保の支援(補助)の実施)	.....	P35
・ 神戸市	(離婚前講座の実施)	.....	P40
・ 船橋市	(養育費セミナー・相談会の開催)	.....	P56
	(親子交流支援事業利用補助金)	.....	P57
・ 豊橋市	(離婚前後親支援講習会など情報提供や各相談機会の提供)	...	P70
・ 豊中市	(養育費確保のための弁護士費用補助金)	.....	P78
・ 奈良市	(養育費確保手続きに関する実費及び弁護士着手金の補助)	....	P92
・ 和歌山市	(養育費強制執行経費補助)	.....	P94
・ 久留米市	(養育費セミナー・個別相談会の開催)	.....	P100
・ 茨城県つくば市	(裁判外紛争解決手続(ADR)の利用に要した経費の支援)	.....	P101
・ 東京都江東区	(家庭裁判所の調停・裁判費の補助)	.....	P117
・ 東京都練馬区	(養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)促進支援事業の実施)	.....	P125
・ 東京都狛江市	(ADRの利用を含む養育費の取決めに関する諸経費の助成)	....	P128
・ 和歌山県紀の川市	(養育費強制執行費用)	.....	P161
・ 山口県宇部市	(調停・審判申立て費用の補助、強制執行申立て費用の補助)	...	P165,166
・ 福岡県春日市	(不払い養育費に係る強制執行申立て)	.....	P180



- 弁護士による法律相談の実施
- ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金の実施 等

取組内容

1 弁護士による法律相談の実施

- ・ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、通常の養育費相談に加え、特別相談（専門相談）として弁護士による法律相談を実施。
- ・ 離婚前の養育費等の取り決め、また、離婚後の養育費の請求、強制執行、調停など、自分だけでは解決できない問題について、専門家のアドバイスを受けることができる。
- ・ 相談を希望する方は、同センターへ事前予約が必要。
- ・ 相談料は無料（1時間以内）。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・ 相談を希望する方から、秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターへ事前予約

相談

- ・ 弁護士による法律相談（無料）

<相談実績>

- ・ 令和4年度は、40名が利用。

(相談種別)

離婚・親権	20件	
取り決め	21件	
面会交流	2件	
支払の履行・強制執行	2件	
その他	4件	※延べ件数

## 取組内容

## 2 ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金の実施

- ・ 養育費の取り決めの重要性に係る周知・啓発や、相談体制の充実に加え、ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金（以下「給付金」という。）を実施することにより、養育費確保に係る手続き費用の負担軽減を図り、ひとり親家庭の子どもへの健やかな成長、発達を支援することが目的。
- ・ 養育費の取り決めや確保のための各種手続きを行い、その費用を負担するひとり親等に対し、県が給付金を支給する。
- ・ 支給対象者は、秋田県内在住の離婚によるひとり親（もしくは離婚協議中の親）。
- ・ 支給を希望する方は、県あての支給申請書に、必要な書類を添えて申請する。

## ＜支給対象となる手続き費用＞

- ①養育費について公正証書による債務名義作成に要する公証人手数料（最大3万円）
- ②養育費（増額）請求調停申立てに要する収入印紙代・郵便切手代等実費、及び弁護士費用（最大6万円）
- ③未払い養育費に係る強制執行申立てに要する収入印紙代・郵便切手代等実費、及び弁護士費用（最大6万円）
- ④保証会社との養育費保証契約締結に要する初回保証料（最大5万円）

※（ ）内は支給上限額。

## ＜申請受付窓口＞

- ・ 県地域・家庭福祉課（郵送も可）
  - ・ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター
  - ・ 各福祉事務所
- ※これらの中から、申請者が都合の良い窓口を選択。

## ＜実施状況＞

- ・ 令和4年度実績

公証人手数料	52件	1,040千円
調停申立費用	4件	133千円
強制執行に係る費用	3件	175千円
(令和4年度は弁護士費用のみ対象)		
養育費保証契約に係る保証料	0件	0千円
	59件	1,348千円



- 公正証書の作成費用補助の実施
- 養育費請求調停申立経費・養育費強制執行申立経費補助の実施
- 養育費保証契約費用補助の実施

取組内容

1 公正証書の作成費用補助の実施

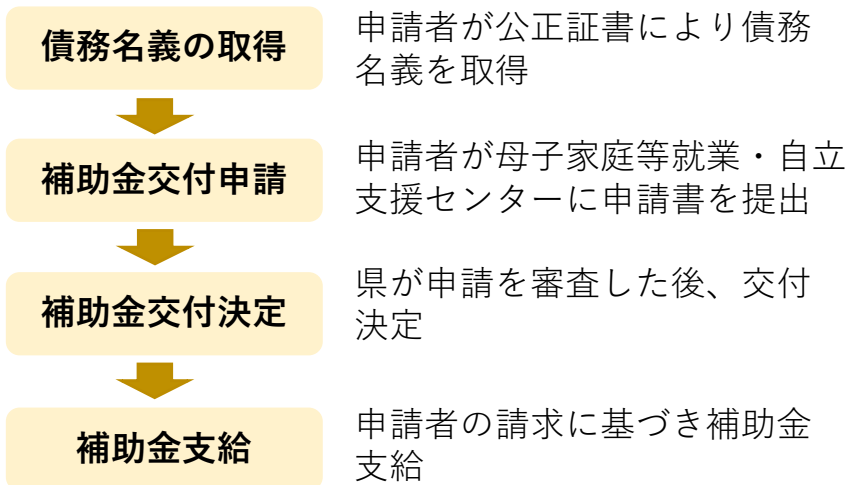
公正証書の作成手数料、公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用、郵送費用等を補助する。

対象者：神奈川県内（政令・中核市を除く）に住所を有するひとり親で以下の要件を全て満たす方

- ・ 養育費の取決めの対象となる児童の扶養者であること
- ・ 養育費について取り決めた公正証書（強制執行認諾文言付）による債務名義を作成し、それに要する費用を負担すること

補助額：補助対象経費の合計額（上限4万円）

<手続きの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 申請者及び養育費の取決め対象となる児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 養育費について取り決めた公正証書
- ・ 補助対象経費の領収書

<支給実績>

- ・ 令和4年4月事業実施
- ・ 令和4年度 26件
- ・ 令和5年度（令和5年12月末時点）35件

取組内容

2 養育費請求調停申立経費・養育費強制執行申立経費補助の実施

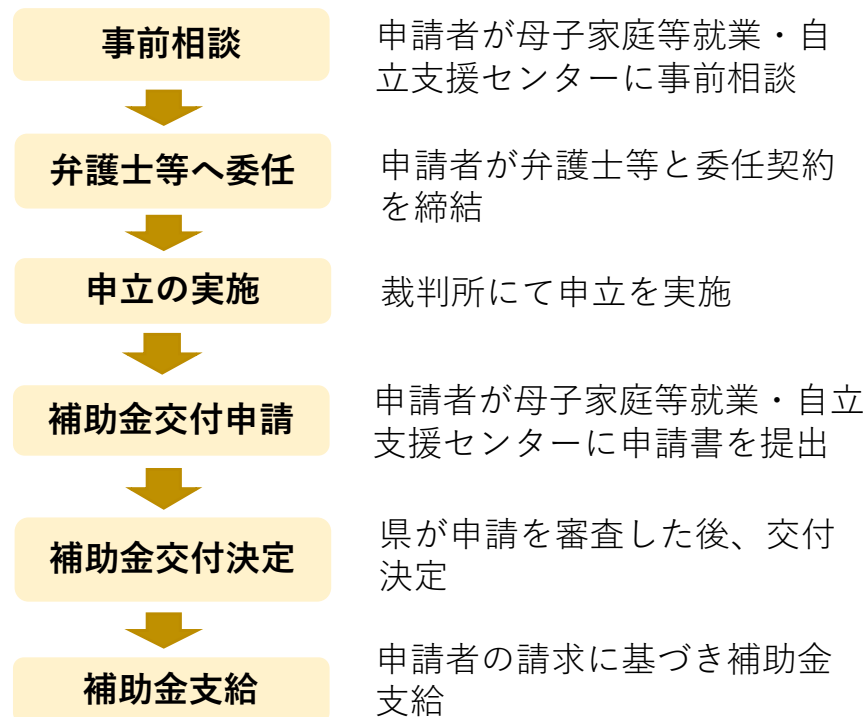
養育費請求調停申立や不払い養育費に対する強制執行申立に要する弁護士等への委任費用（着手金に限る）、申立に要する収入印紙代、裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用、郵送費用等を補助する。

対象者：神奈川県内（政令・中核市を除く）に住所を有するひとり親で以下の要件を全て満たす方

- ・ 養育費の取決めの対象となる児童の扶養者であること
- ・ 養育費について申立を行い、それに要する費用を負担すること
- ・ （強制執行申立の場合）養育費の取決めに係る債務名義を有していること

補助額：補助対象経費の合計額（上限15万円）

＜手続きの流れ＞ ※弁護士等へ委任する場合



＜申込みに必要な書類＞

- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 申請者及び養育費の取決め対象となる児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 申立を裁判所が受理したことがわかる書類
- ・ 弁護士等との委任契約書（弁護士委任費用に限る）
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ （強制執行申立の場合）公正証書等の養育費の取決めを交わした文書の写し

＜支給実績＞

- ・ 令和5年4月から事業実施  
【令和5年度（令和5年12月末時点）】
- ・ 養育費請求調停申立補助 2件
- ・ 養育費強制執行申立補助 0件

取組内容

3 養育費保証契約費用補助の実施

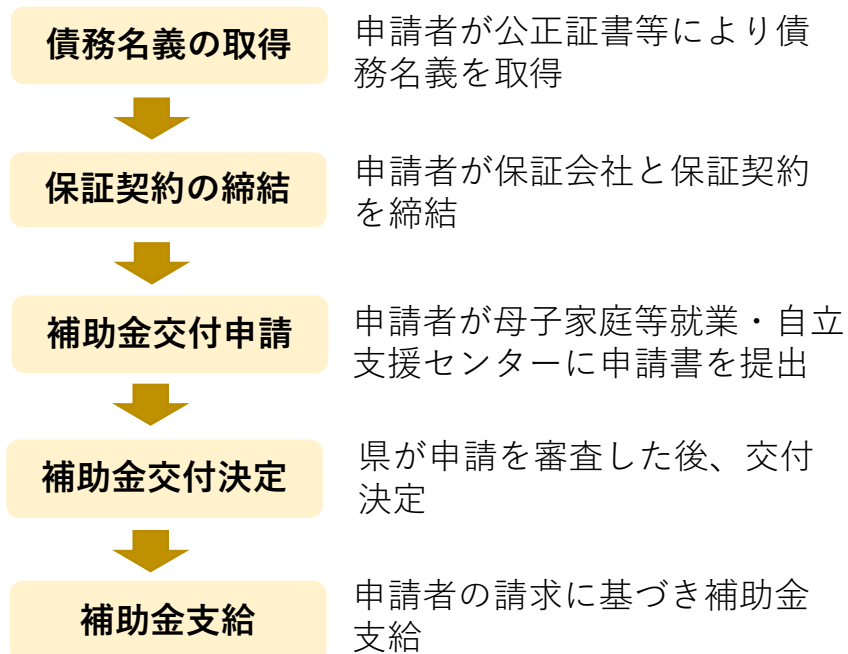
養育費の未払いに備え、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料（初回保証料）を補助する。

対象者：神奈川県内（政令・中核市を除く）に住所を有するひとり親で以下の要件を全て満たす方

- ・ 養育費の取決めの対象となる児童の扶養者であること
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・ 養育費保証契約を保証会社と締結し、その保証料を負担すること

補助額：補助対象経費の合計額（上限5万円）

＜手続きの流れ＞



＜申込みに必要な書類＞

- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 申請者及び養育費の取決め対象となる児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 公正証書等の養育費の取決めを交わした文書の写し
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（保証期間が1年以上のもの）
- ・ 補助対象経費の領収書

＜支給実績＞

- ・ 令和5年4月から事業実施
- ・ 令和5年度実績（令和5年12月末時点）0件





- 養育費相談員・弁護士による無料相談の実施(新潟市との合同事業)
- 養育費に関する公正証書作成等に対する補助事業

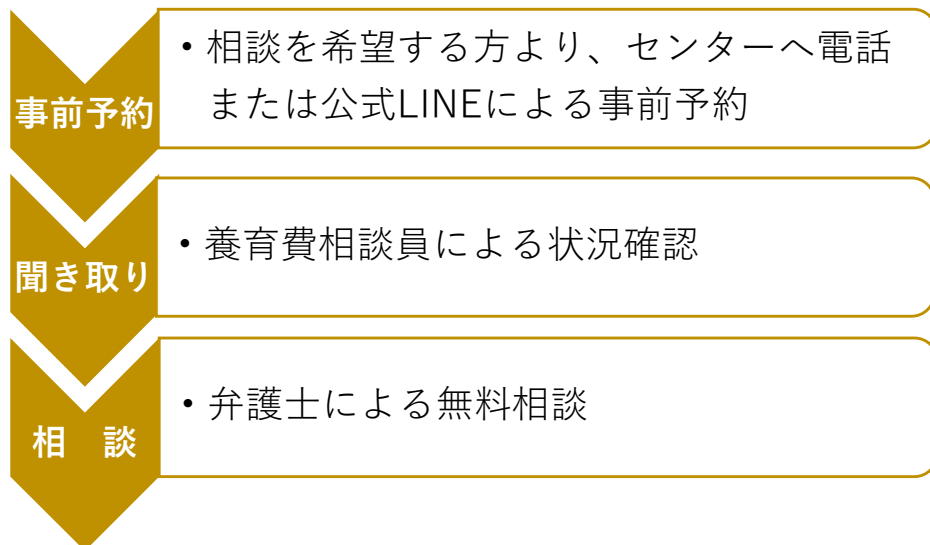
## 取組内容

## 1 養育費相談員・弁護士による無料相談の実施(新潟市との合同事業)

養育費相談員相談：平日(年末年始を除く)9時30分～16時30分に相談対応。  
新潟県母子寡婦福祉連合会への委託により実施。(ひとり親家庭等就業・自立支援センターを設置)  
公式LINEから申し込みが可能。

弁護士相談：新潟県内の離婚前の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を月1回実施。**  
相談は前々日までに専用申し込みフォーム又は電話による事前予約が必要。  
弁護士による無料相談は来所、電話、オンラインより選択可能。

## &lt;相談までの流れ&gt;



## &lt;相談実績 (R4年度) &gt;

弁護士相談	養育費相談
40件	226件数

## &lt;実施方法&gt;

相談種別	実施方法
養育費相談員相談	来所,出張相談,オンライン電話,メール,ハローワーク巡回相談
弁護士相談	来所,オンライン,電話

取組内容

2 養育費に関する公正証書作成等に対する補助事業

- 県内の町村に居住し、養育費の取り決めのために費用を負担したひとり親家庭の方を対象に、負担した費用の一部を県が負担。

- 申請期間 : 原則、補助対象経費を負担した翌日から6か月以内
- 補助金額 : 対象経費の1/2 (上限25千円)
- 対象経費 : ①弁護士への相談や公証役場での立ち合い、公正証書原案作成依頼費用②公証人手数料  
③戸籍謄本等の書類取得費用④収入印紙及び郵便切手代⑤ADR費用⑥その他

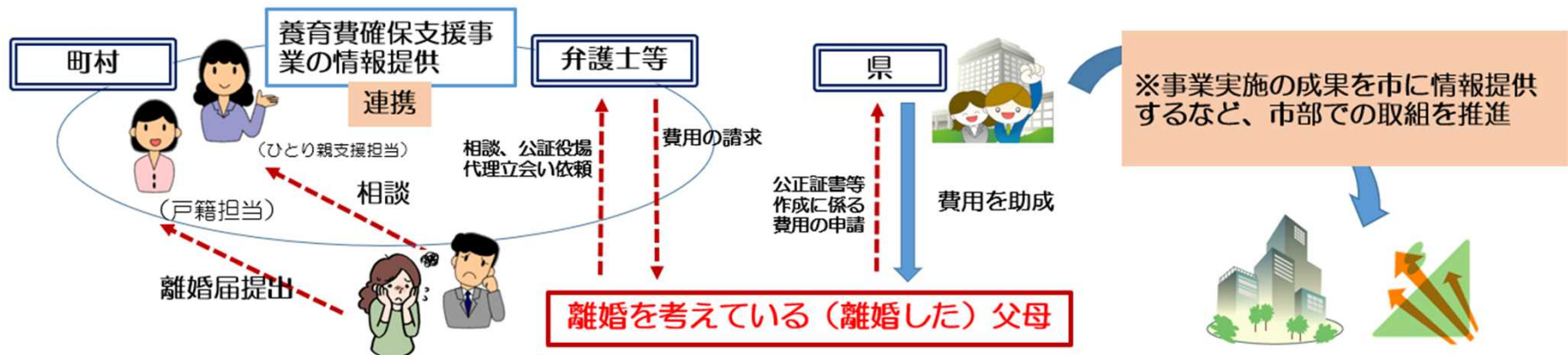
<補助実績 (令和4年度) >

- 3件(上記対象経費のうち①③④)

<申請に必要な書類>

- 申請書
- 領収書等の写し
- 養育費の取決めを交わした文書  
(又は養育費の債務名義化ができなかったことの原因書)
- 戸籍及び住民票 (児童扶養手当証書でも可)

<事業イメージ>





- 弁護士による無料相談会の実施
- 専門相談員による養育費相談会の実施

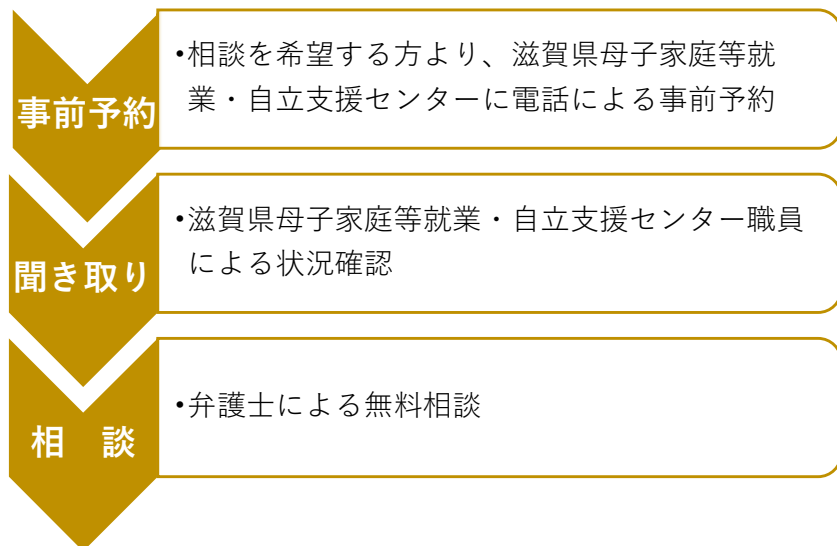
- 公正証書等作成への補助の実施
- 養育費保証契約への補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談会の実施（滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター）

- ・ 県内在住（大津市を除く）の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- ・ 相談は2会場あわせて月2回実施。相談を希望する方は事前予約が必要。（先着順）
- ・ 就業自立支援センター職員が事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回50分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<事業イメージ>



<相談実績（見込み）>

- ・ （弁護士相談）  
近江八幡会場：月1回、大津会場：月1回実施
- ・ 令和4年度は合計57人が利用

取組内容

2 専門相談員による養育費相談会の実施（滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター）

- ・県内在住（大津市を除く）の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**専門相談員による養育費相談を実施（無料）**。
- ・相談は年5回、3会場で実施。相談を希望する方は事前予約が必要。（先着順）
- ・1回50分程度、複数回受けることも可能。
- ・事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<事業イメージ>

事前予約

・相談を希望する方より、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターに電話による事前予約

聞き取り

・滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター職員による状況確認

相談

・専門相談員による無料相談

<相談実績（見込み）>

（専門相談員による養育費相談）R5年予定

近江八幡会場：年3回

草津会場：年1回

大津会場：年1回

- ・令和4年度は合計11人が利用

取組内容

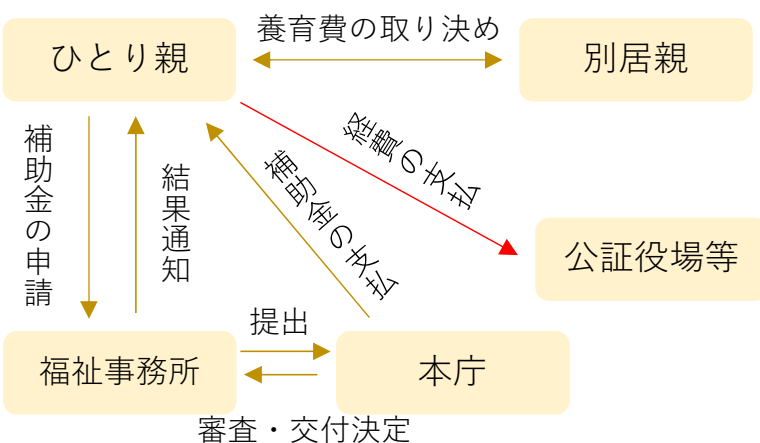
3 公正証書等作成促進補助の実施

・ 養育費の取り決めおよび同内容の債務名義化を促進し、継続した養育費確保を図るため、養育費の取り決めを行うひとり親に対し、養育費に関する公正証書等作成に必要な経費について補助をする。（上限3万円）

**対象者** 県内の町に居住し、交付申請時においてひとり親の以下のすべてを満たす者

- ・ 児童扶養手当の受給を受けているまたは同等の所得水準にあるもの
- ・ 養育費の取り決めにかかる経費を負担した者
- ・ 養育費の取り決めにかかる債務名義を有している者
- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ・ 過去の同内容の文書で補助金を交付されていない者

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・ 世帯全員の戸籍謄本または抄本および住民票
- ・ 児童扶養手当証書または所得証明書
- ・ 経費の領収書等の写し
- ・ 取り決めに交わした文書の写し

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和5年度4月～1月時点で3名が利用

取組内容

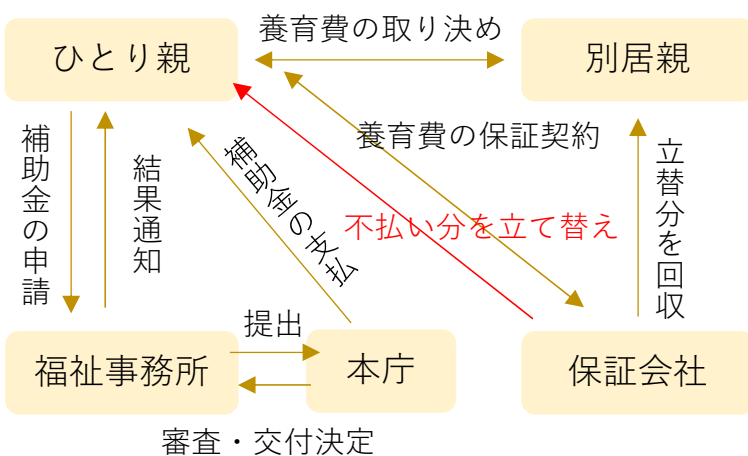
4 養育費保証契約への補助の実施

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者を対象として、保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費を補助する。（上限5万円）
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

**対象者** 県内の町に居住し、交付申請時においてひとり親の以下のすべてを満たす者

- ・ 児童扶養手当の受給を受けているまたは同等の所得水準にあるもの
- ・ 養育費の取り決めにかかる債務名義を有している者
- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- ・ 過去の同内容の文書で補助金を交付されていない者

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・ 世帯全員の戸籍謄本または抄本および住民票
- ・ 児童扶養手当証書または所得証明書
- ・ 経費の領収書等の写し
- ・ 取り決めを交わした文書の写し
- ・ 保証会社と締結した保証契約書の写し

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和5年度4月～1月時点で0名が利用
- ・ うち立て替えが生じたケースは0件



- 養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用や保証会社と養育費保証契約を締結する際の費用を支給します。

## 取組内容

### 1 公正証書等作成費用支援、養育費保証契約における保証料支援の実施

- ・ 府内（市及び福祉事務所設置町を除く）に居住するひとり親の方（要件あり）を対象として養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用や養育費保証契約を締結する際の費用を支給します。

#### 【公正証書等作成費用支援】

##### ■ 支給額

公正証書作成 上限：43,000円  
調停申し立て・裁判 上限：76,000円

##### ■ 対象経費

- ・ 公証手数料令に定められた公証手数料
- ・ 家庭裁判所の養育費請求調停や夫婦関係調整調停（離婚）申立てに要する収入印紙代
- ・ 裁判に要する収入印紙代
- ・ 添付書類の戸籍謄本や郵便切手代

#### 【養育費保証契約における保証料支援】

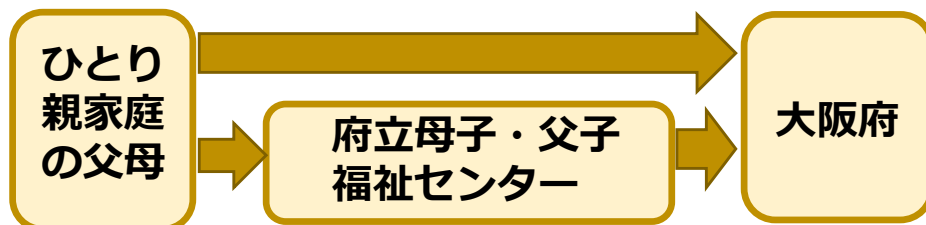
##### ■ 支給額

契約締結に要した費用と養育費の1か月分の額を比較して少ない方の額（上限5万円）

##### ■ 対象経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として本人が負担した費用 ※**1回限り**

#### <手続きの流れ>



#### <支給実績>

- 【令和4年度】
- ・ 公正証書等作成費用支援：1件
- 【令和5年度】（見込み）
- ・ 公正証書等作成費用支援：1件



● 養育費の債務名義化の作成にかかる費用を補助

取組内容

1 公正証書作成費等補助、養育費保証契約補助の実施

- ・ 県内（市部を除く）に居住するひとり親（要件あり）を対象に、**養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用や保証会社と養育費保証契約を締結する際の費用を支給します。**

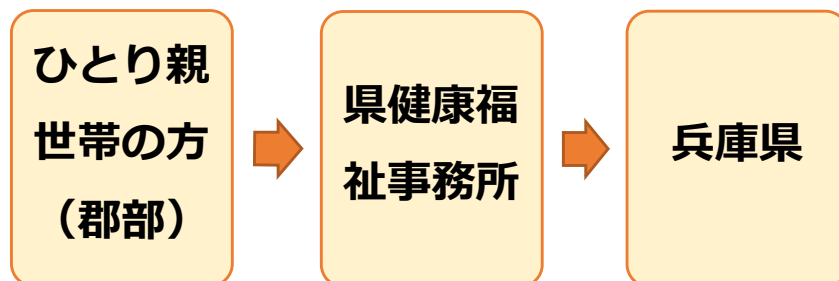
【公正証書作成費等補助】

- 支給額  
上限 3 万円
- 対象経費
  - ・ 公証人手数料
  - ・ 家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代
  - ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用および連絡用の郵便切手代

【養育費保証契約補助】

- 支給額  
上限 5 万円
- 対象経費  
保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、初回保証料として申請者が負担した費用

<手続きの流れ>



<相談実績(見込み)>

【令和5年度】	
・ 公正証書作成費等補助	7 件
・ 養育費保証契約補助	0 件





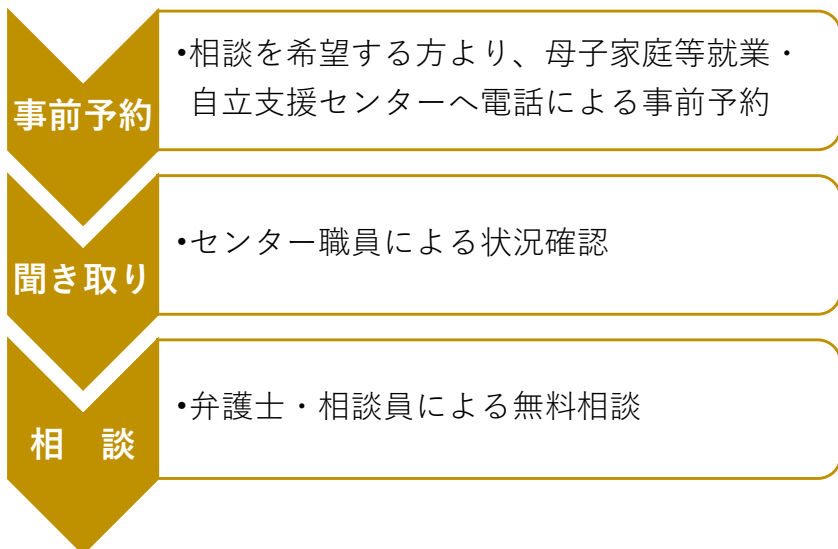
- 弁護士・相談員による無料相談の実施
- 親支援講座（ひとり親家庭等支援セミナー）の実施

取組内容

1 弁護士・相談員（元家庭裁判所調査官）による無料相談の実施

- ・ 県内在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、**無料の養育費・面会交流等相談を実施**。（弁護士・相談員（元家庭裁判所調査官）に依頼）
- ・ 相談は弁護士は月1～2回、相談員は毎月2回それぞれ実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要だが、空きがあれば当日でも可。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターの職員が、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を事前に弁護士または相談員に報告を行ってから、当日の相談を実施。（弁護士は1回30分、相談員は1回1時間、相談内容が異なる場合は複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費等にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和5年4月～令和5年11月にかけて、26回の相談会を実施し、計50名が相談会に参加
- ・ 令和6年度についても、母子家庭等就業・自立支援センターの入る県施設の会議室等を活用し、弁護士は月1～2回、相談員は毎月2回の無料相談会を実施予定
- ・ 各回3～6名までの参加を予定

令和5年度 無料相談のお知らせ

**養育費等相談**

養育費・面会交流などの相談について  
公益社団法人家庭問題情報センター  
（元家庭裁判所調査官）による相談

※1人 30分程度  
開会時間 13:00～16:00  
（1日5回）

令和5年	4月24日（水）	5月22日（月）
	5月11日（水）	6月17日（水）
	6月11日（水）	7月19日（水）
	8月11日（水）	8月28日（水）
	9月14日（水）	9月16日（水）
	9月20日（水）	※中央図書館で開会
	9月25日（水）	
	10月10日（水）	10月29日（月）
	11月4日（水）	11月27日（水）
	12月14日（水）	12月29日（月）
令和6年	1月11日（水）	1月22日（水）
	2月8日（水）	2月26日（水）
	3月14日（水）	3月22日（水）

**弁護士相談**

養育費の確保や財産分与、親権などの  
問題について奈良弁護士会所属の  
女性弁護士による法律相談

※1人 30分程度  
開会時間 13:30～16:30  
（1日4回）

令和5年	4月15日（土）	平日相談ありです
	5月20日（土）	
	6月17日（水）	
	7月15日（土）	7月28日（金）
	8月19日（水）	8月25日（水）
	9月16日（水）	
	10月21日（水）	
	11月18日（水）	
	12月16日（水）	
令和6年	1月16日（水）	
	2月17日（水）	2月22日（水）
	3月16日（水）	3月22日（水）

※相談の1回につき1回限り2名までです。  
お電話・お申し込みは、中央図書館402号室、または以下のQRコードから  
情報提供・お問い合わせセンター  
お申し込み：お電話

母子家庭等就業・自立支援センター  
**奈良県 スマイルセンター**  
TEL 0742 (24) 7624  
8:30～17:00 日、夜、年末年始を除く  
奈良市西木辻町9-3-6 エルピア奈良2F

取組内容

2 親支援講座（ひとり親家庭等支援セミナー）の実施

- ・ 奈良県在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料のセミナーを実施**。（講師は元家庭裁判所調査官、ファイナンシャルプランナー、母子家庭等就業・自立支援センター相談員）
- ・ 離婚前後の心配事や子どもの不安を少しでも取り除くため、何ができるかを共に考える機会を提供。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターの紹介やひとり親支援制度等の周知を併せて実施することで、**その後の相談につなげる**仕組みにしている。
- ・ **SNSを活用した広報を実施。**

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和3年度から開催。令和3年度は、2回（県北部1回、県中南部1回）実施。計16名が参加
- ・ 令和4年度は、1回実施。9名が参加
- ・ 令和5年度は、内容を充実させ1回実施。16名が参加

令和5年度

～ 別居・離婚前後の親子のために ～

ひとり親家庭等支援セミナー

奈良県では、離婚前やひとり親家庭のお母さん、お父さんたちが抱えておられる不安や悩みごとの解決策やヒントを一緒に考える“ひとり親家庭等支援セミナー”を開催します。

- ・ 離婚を考える際や離婚後、子どもへの接し方をどうしたらいい？
- ・ 養育費や面会交流に関する取り決め方法は？
- ・ 離婚後の家計を予測して子どもや家庭の将来に備えたい！
- ・ ひとり親家庭にはどんな支援があるの？

今回は専門家の講師をお招きします。  
不安や心配ごとを少しでも取り除くため、何ができるか一緒に考えましょう！

令和5年 11月1日(水) 13:00～16:00

奈良労働会館（エルトピア奈良）3階大会議室A  
奈良市西木辻町 93-6

13:00～14:00

養育費や面会交流について

講師：公益社団法人 家庭問題情報センター（FPIC）  
大阪ファミリー相談室  
■■■■ 氏（元家庭裁判所調査官）

14:10～15:10

家計などお金について

講師：ファイナンシャルプランナー  
■■■■ 氏

15:20～15:50

就職/ひとり親の支援について

講師：奈良県スマイルセンター相談員

申込期間 令和5年10月4日（水）～ 10月26日（木）

定員 30名（先着順 定員になり次第締め切り）

参加費 無料

対象 奈良県に在住する離婚を考える父母、ひとり親家庭の親、離婚後において子どもと離れている親等 ※お子様の保育はしていません

申込方法  
・ 電子申請「e 古都なら」  
・ 申込書を下記まで郵送、FAX、持参でも可能です。  
・ 申込みを受付けた時点で確認のお電話をしますので、連絡が取れるようお願いいたします。

「e 古都なら」の申込みはこちら



お申し込み・お問合わせ先

奈良県スマイルセンター  
（奈良県母子家庭等就業・自立支援センター）

TEL：0742-24-7624

FAX：0742-24-7625

〒630-8325奈良県奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良2F 平日・土曜日：8:30～17:00、休業日：日・祝日

奈良県スマイルセンターは、就業相談から就業支援協議会の実施、就業情報の提供などをワンストップサービスで行うために、奈良県・奈良市が実施主体として開設した「母子家庭等就業・自立支援センター」です。



- 公正証書作成費用等補助
- 無料の弁護士相談
- 市への補助金（県単）
- 保証契約補助の実施
- 公証役場等への同行支援

取組内容

養育費の取り決め

**公正証書作成費用等補助**

- ・ 公正証書作成、調停申立て又は裁判に要する費用全額を補助（上限3万円）

専門家のアドバイスが欲しい時は...

**無料の弁護士相談**

- ・ 1回1時間程度の相談を無料で実施

養育費の取り決め段階

- ・ 後のトラブルを防ぐための助言
- ・ 不利な取り決めにならないように助言

1人で心細い時は...

**同行支援**

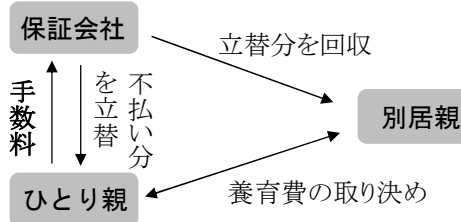
- ・ 県母子寡婦福祉連合会の会員が弁護士事務所などに同行

養育費の取り決め段階

- ・ 弁護士事務所や公証役場など、敷居が高いと感じる場合に同行

不払いへの対応

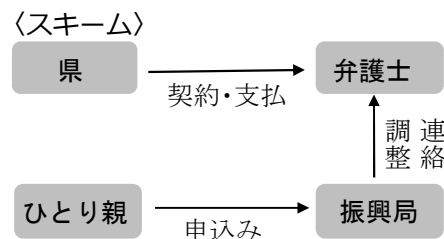
養育費保証会社への手数料補助等



- ・ 1年間の手数料を補助（上限5万円）
- ・ 別途、強制執行費用も補助（上限3万円）

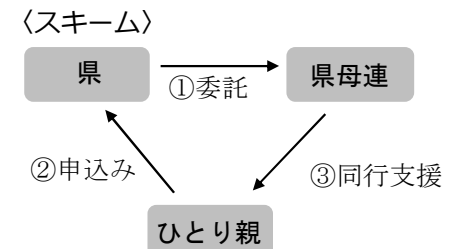
不払いへの対応

- ・ どのように対応すべきか助言（公正証書に基づく強制執行など）



不払いへの対応

- ・ 弁護士事務所や裁判所に同行



市への補助金

- ・ 県単独事業として、市町村の事業費を補助（補助率1/4）  
→ これにより、県内一円での同水準の支援を実現



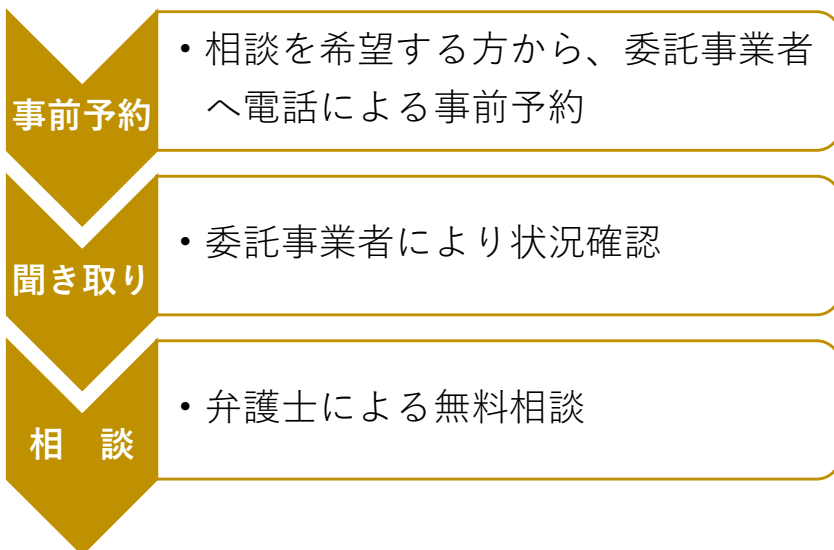
● 弁護士による無料相談の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 島根県在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は島根県弁護士会から派遣）
- ・ 相談は奇数月第4水曜日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。
- ・ 事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 相談内容は養育費のほか離婚、借金、慰謝料、財産分与など法律に関する内容。
- ・ （一財）島根県母子寡婦福祉連合会への事業委託。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 実施予定 年6回
- ・ 開催場所 県立施設会議室



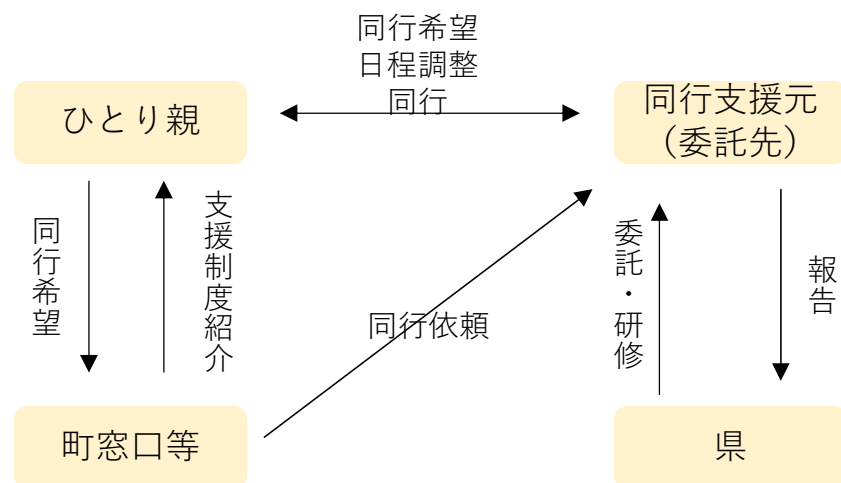
- 家庭裁判所等への同行支援の実施
- 養育費確保のための対応力向上研修及び弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成支援事業の実施

取組内容

1 家庭裁判所等への同行支援の実施

- ・ひとり親が家庭裁判所等へ養育費に係る調停等へ赴く際に、県が委託した団体が同行支援を実施。
- ・支援内容は同行のみであり、法律的な助言等は想定していない。
- ・事業の実施にあたり県は同行支援員に対し養育費請求調停の概要等必要な研修を行う。
- ・同行支援に係る依頼は、市町村窓口等から委託先へ直接行う。（県を経由しない。）

<事業イメージ>



<利用実績>

【家庭裁判所等への同行支援】  
R2 : 1件 R3 : 0件 R4 : 0件

<その他>

・母子家庭等就業・自立支援センター事業のうち養育費等支援事業として実施中。

取組内容

2 養育費確保のための対応力向上研修及び弁護士による無料相談の実施

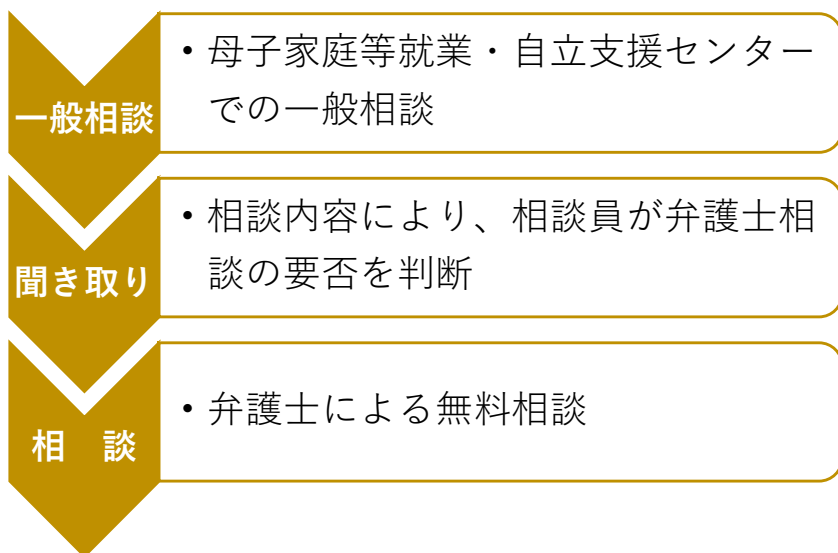
【養育費確保のための対応力向上研修】

- ・ 市町村の母子父子自立支援員や戸籍担当等を対象とした、養育費確保に関する研修会を実施。
- ・ 講師は、養育費等相談支援センターからの派遣講師や弁護士等に依頼。

【無料弁護士相談】

- ・ 県が設置する母子家庭等就業・自立支援センター（委託先：(公財)岡山県愛染会、名称：岡山県ひとり親家庭支援センター）において、養育費等に関する一般相談を受けている。
- ・ このうち、特に専門的な対応が必要だと判断された案件について、無料弁護士相談を実施。

＜弁護士相談までの流れ＞



＜相談実績＞

- 【養育費確保のための対応力向上研修】  
 (研修内容)
- R3：養育費に関する相談対応  
 一子の最善の利益を守るために一
  - R4：子の監護に関する相談対応  
 一養育費・面会交流の問題を中心に一
  - R5：離婚に伴う子の監護に関する相談対応  
 一養育費・面会交流の問題を中心に一
- 【無料弁護士相談】
- R2：7件 R3：7件 R4：4件

取組内容

3 公正証書等作成支援事業の実施

ひとり親に対し、養育費に関する取り決めについての公正証書等を作成する際に要した本人負担費用を補助。

＜対象者＞

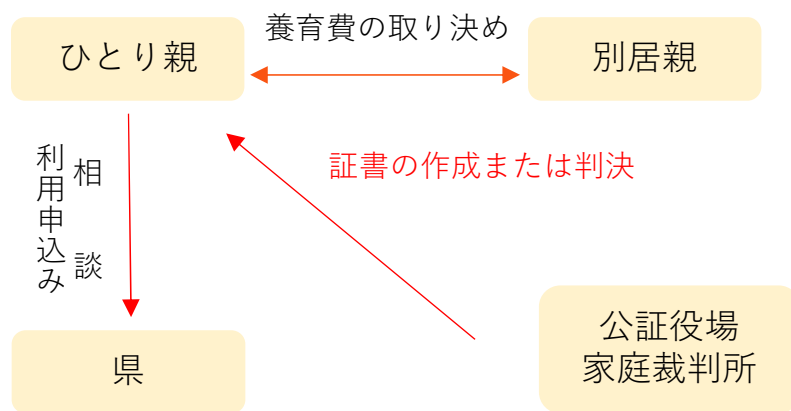
交付申請時において、ひとり親であって、岡山県内の福祉事務所未設置市町村に居住し、次の要件をすべて満たす者

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている者又は同程度の所得水準にある者
- ・ 養育費の取決めに係る公正証書等の作成に係る経費を負担した者
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童を現に監護している者
- ・ 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書で補助金を交付されていない者

＜補助率＞

10/10（上限3万円）

＜事業イメージ＞



＜申し込みに必要な書類＞

- ・ 戸籍謄本又は戸籍抄本及び住民票の写し
- ・ 児童手当証書の写し（又は所得証明等）
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 公正証書等の写し

＜実績＞

- ・ R4：3件
- ・ R5：1件（令和6年1月時点）



- 公正証書等作成費用の一部助成
- 養育費保証契約作成にかかる保証契約料の一部助成

## 取組内容

### 1 公正証書等作成費用の一部助成

- ・ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取り決めのため、**公正証書等を作成する際に要する公証人手数料等の本人負担費用（上限5万円）を助成する。**

#### <対象者>

公正証書等を作成した沖縄県内に居住する(同種事業を実施する市を除く)ひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たすもの

- ・養育費の取り決めに係る経費を負担したこと。
- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること。
- ・養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること。
- ・過去に養育費に関する公正証書等作成支援事業助成金の支援を受けたことがないこと。

#### <助成の対象>

- ・公証人手数料
- ・調停、裁判に要する収入印紙代
- ・戸籍謄本等添付種類取得費用

#### <申込に必要な書類>

- ・養育費の取り決めに交わした文書  
（債務名義化した文書に限る）
- ・戸籍謄本又は抄本ならびに世帯全員の住民票
- ・助成対象となる経費の領収書

#### <助成実績>

【R4実績】（件数）22件 （助成額合計）367,569円

【R5実績】（件数）19件 （助成額合計）414,150円 ※令和5年12月末時点



取組内容

2 養育費保証契約にかかる保証料の一部助成

- ・ひとり親家庭の母又は父が**保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する本人負担費用（保証料）（上限5万円）を助成する。**

〈対象者〉

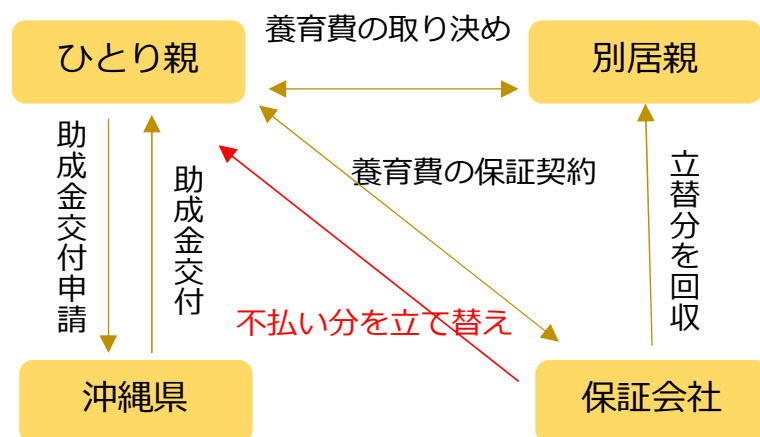
保証会社と養育費保証契約を締結した沖縄県内に居住する(同種事業を実施する市を除く)ひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす者

- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること。
- ・養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること。
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。
- ・過去に養育費の保証支援事業助成金の支給を受けたことがないこと。

〈助成の対象〉

- ・保証会社と養育費保証契約を締結する時に保証料として負担した費用

〈事業イメージ〉



〈申し込みに必要な書類〉

- ・保証会社と契約した養育費保証契約書
- ・戸籍謄本又は抄本ならびに世帯全員の住民票
- ・養育費の取り決めに交わした文書
- ・助成対象となる経費の領収書等

〈助成実績〉

[R4実績] 申請なし  
 [R5実績] 申請なし ※令和5年12月末時点



養育費確保のための以下の手続に対する補助事業を実施。

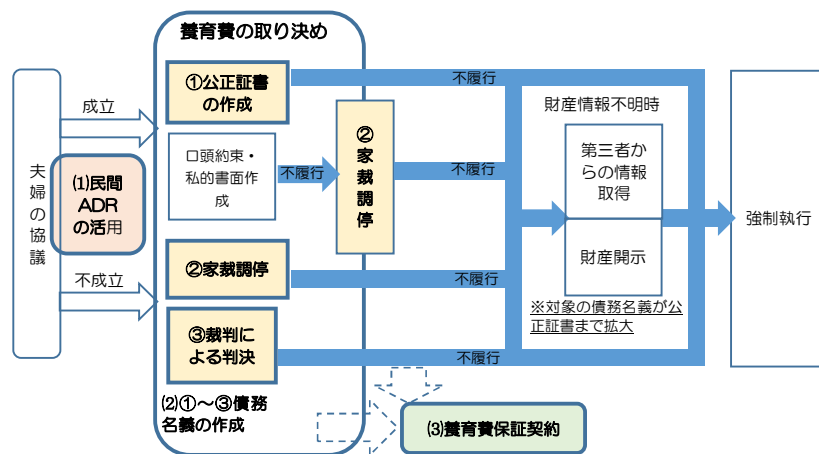
- ADR（裁判外紛争解決手続）の利用
- 公正証書等の作成
- 養育費保証契約の締結

取組内容

1 札幌市ひとり親家庭等養育費確保支援事業（ADR・公正証書等作成・養育費保証）

- (1) ADR（裁判外紛争解決手続）  
養育費の取り決めを行うため、弁護士会及び法務大臣の認証を受けた民間事業者が行うADRを利用する場合、第1回目の調停期日までに必要となる費用を補助（上限5万円）。
- (2) 公正証書等の作成  
公正証書の作成や、家庭裁判所の調停申立又は裁判に要する費用等、債務名義の作成に必要な費用を補助（上限2万4千円）。
- (3) 養育費保証契約の締結  
保証会社との養育費保証契約を締結する際に必要となる費用を補助（上限5万円）。

<事業イメージ>



<令和4年度実績>

- 令和3年7月事業開始
- 申請件数（R4年度）
  - ・公正証書等の作成 176件
  - ・養育費保証契約の締結 7件
- 養育費確保を支援するためのチラシを公証役場等で配布し制度を周知



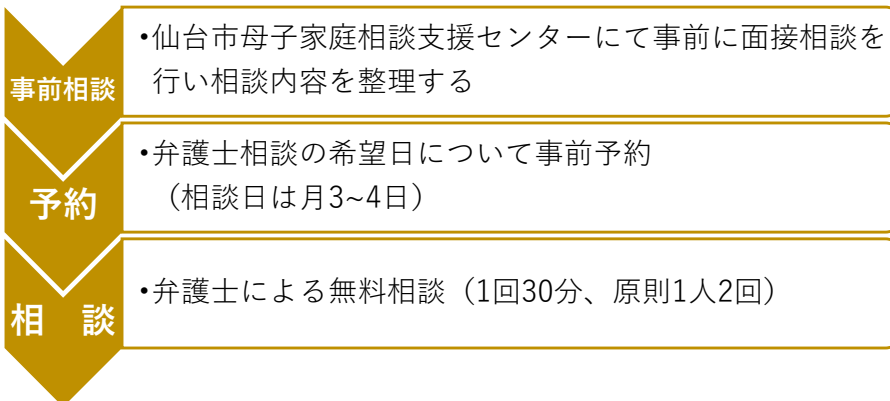
- 養育費等専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーの実施
- 養育費に関する公正証書等作成促進補助の実施
- 養育費保証契約保証料補助の実施

## 取組内容

### 1 養育費等専門相談と同行支援及び法律相談、セミナーの実施

- ・ 仙台市在住の母子家庭の母、寡婦（既に子が20歳に達し現在も配偶者のいないひとり親の女性）、離婚を検討している方、離婚協議中の方を対象として、**養育費専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーを仙台市母子家庭相談支援センター**（母子家庭等就業・自立支援センター（委託先：公益財団法人 せんだい男女共同参画財団））にて実施。
- ・ **養育費等専門相談**：養育費専門相談員が養育費等に関する相談に電話又は面談で応じる。
- ・ **同行支援**：一人で関係各所へ行くことや手続きに不安がある方に、女性の同行支援員が付き添う。
- ・ **法律相談**：養育費に関して弁護士が相談に応じる（原則として1人2回、1回30分、要予約）。土曜は女性弁護士が対応（センターから弁護士会に弁護士の派遣を依頼）。
- ・ **セミナー**：養育費や調停手続きに関するセミナーを実施。

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績（見込み）>

- ・ 養育費等専門相談、同行支援は令和2年度より開始。
- ・ 養育費等専門相談（含む法律相談）は令和2年度は161件、令和3年度は183件、令和4年度は184件、令和5年度141件（令和5年12月末時点）は相談有。
- ・ セミナーは令和5年度に2回実施。



取組内容

2 養育費に関する公正証書等作成促進補助の実施

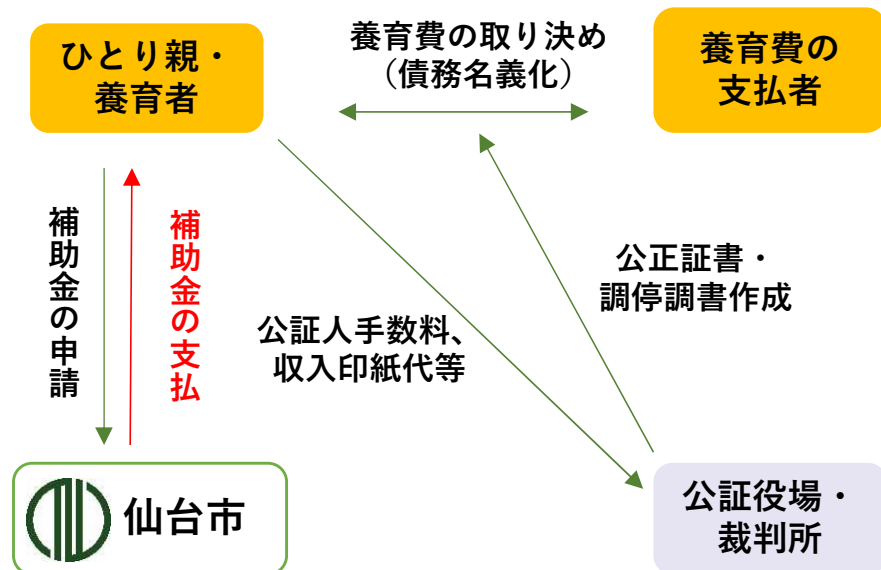
- ・ **債務名義化する際にかかった経費について5万円を限度に補助**することにより、養育費に関する取り決めを促進し、養育費の継続した履行確保を図る。

※ 債務名義化・・・強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書で養育費の取り決め内容を定められていること

・ 対象者・・・仙台市内に居住するひとり親家庭の母、父、または養育者であって、養育費の取り決めに係る公正証書等を有しているなど当市指定の要件を満たす方

・ 補助対象経費・・・養育費の取り決めに係る公証人手数料、収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、郵便切手代

<事業イメージ>



<補助までの流れ>

1. 養育費の取り決め内容を定めた強制執行認諾約款付公正証書や調停調書を作成
2. 市に補助金の申請
3. 市から申請者に補助金交付決定通知を送付
4. 交付決定額等を確認し、市に補助金を請求
5. 仙台市から申請者に補助金を支払

<利用実績>

- ・ 令和5年4月より本制度を開始し、令和5年度は20件（令和5年12月末時点）の補助。

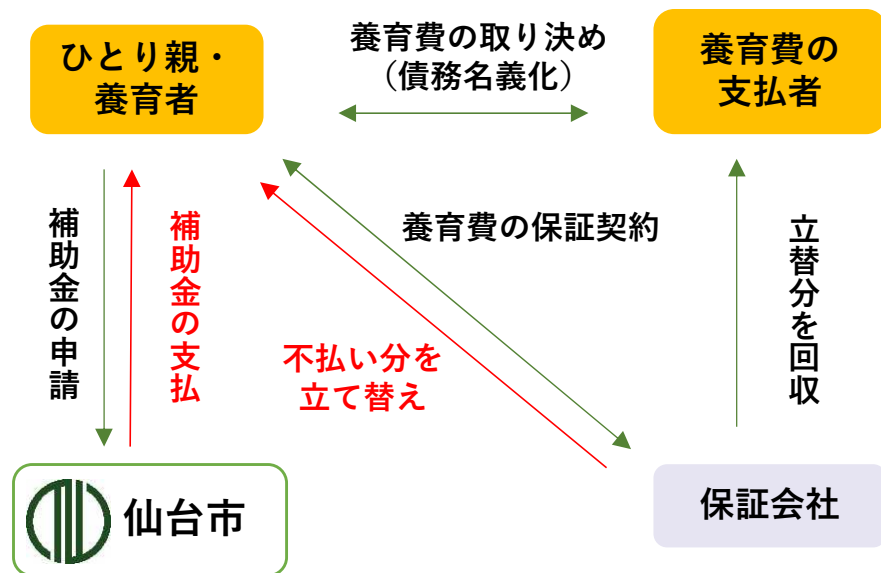


取組内容

3 養育費保証契約保証料補助の実施

- ・ 債務名義化されている養育費について、ひとり親家庭の親又は児童の養育者が**保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う初回保証料を補助（上限5万円）**することにより、ひとり親家庭の収入の安定的確保を支援する。
- ※ 養育費保証契約 ・ ・ 養育費の支払者からの支払がない場合に、保証会社が立て替える契約
- ※ 債務名義化 ・ ・ ・ ・ 強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書で養育費の取り決め内容を定められていること
- ・ 対象者 ・ ・ ・ ・ ・ 仙台市内に居住するひとり親家庭の母、父、または養育者であって、児童扶養手当を受給しているまたは同水準の所得であるなど当市指定の要件を満たす方

<事業イメージ>



<補助までの流れ>

- 1.申請者が保証会社と契約し、初回保証料を支払う
- 2.市に補助金の申請
- 3.市から申請者に補助金交付決定通知を送付
- 4.交付決定額等を確認し、市に補助金を請求
- 5.仙台市から申請者に補助金を支払

<利用実績>

- ・ 令和2年度は9件、令和3年度は1件、令和4年度は1件、令和5年度は2件（令和5年12月末時点）の補助。



- 公正証書等作成費用補助
- 養育費保証契約における保証料補助

## 取組内容

### 1 公正証書等作成費用補助の実施

- ・養育費に関する公正証書の作成手数料、調停の申立てまたは訴訟に必要な収入印紙や戸籍謄本等の書類取得に係る費用、郵送費等について、3万円を上限として補助する。
- ・対象者：横浜市内に居住し、交付申請時にひとり親であり、次の受給要件の全てを満たすこと。
  - ① 養育費の支払いに関する債務名義を有していること。
  - ② 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童と現に生計を同一にしていること。
  - ③ 養育費の取決めに係る経費を負担したこと。
  - ④ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め、調停申立ておよび公正証書の作成に関する補助金を交付されていないまたは交付される予定がないこと。

#### <手続きの流れ>

申請書提出	●申請書類を横浜市へ提出
審査	●審査し補助額を決定 ●決定通知と請求書を送付
請求書提出	●請求書を横浜市へ提出
支払い	●請求書受理後30日以内にお支払い

#### <申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書または申請者及び扶養児童の戸籍謄本
- ・補助対象経費の領収書の写し
- ・養育費の取り決めに交わした文書（全文）

#### <実績>

令和4年度  
補助件数 74件

取組内容

2 養育費保証契約における保証料補助

- ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち、保証料として本人が負担する費用について、5万円を上限として補助する。
- ・対象者：横浜市内に居住し、交付申請時にひとり親であり、次の受給要件の全てを満たすこと
  - ① 養育費の支払いに関する債務名義を有していること。
  - ② 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童と現に生計を同一にしていること。
  - ③ 養育費保証契約に係る経費を負担したこと。
  - ④ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め、養育費保証契約に関する補助金を交付されていないまたは  
交付される予定がないこと。
  - ⑤ 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にあること。

<手続きの流れ>

申請書提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請書類を横浜市へ提出</li> </ul>
審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審査し補助額を決定</li> <li>●決定通知と請求書を送付</li> </ul>
請求書提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●請求書を横浜市へ提出</li> </ul>
支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●請求書受理後30日以内にお支払い</li> </ul>

<申請に必要な書類>

- ・児童扶養手当証書または申請者及び扶養児童の戸籍謄本
- ・補助対象経費の領収書の写し
- ・養育費の取り決めを交わした文書（全文）
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間1年以上のもので、契約者名が記載されたもの）の写し

<利用実績>

令和4年度  
補助件数 6件



- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助、保証契約促進補助の実施

## 取組内容

### 1 養育費等法律相談事業の実施

- ・ 相模原市在住・在勤・在学の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、無料の弁護士相談を実施。

- ・ 相談場所：各区の相談室等（3箇所）
- ・ 相談日：毎月第3火・水・木曜日（定員は各日3人まで）（年間最大108件の相談を受付可）
- ・ 相談時間：1回40分
- ・ 委託先：神奈川県弁護士会

#### <相談までの流れ>

事前予約

- ・ 相談を希望する方から、電話または窓口で事前予約

相談

- ・ 弁護士による無料相談

#### <相談実績>

- ・ 令和4年度の相談実績は99件
- ・ 内、養育費に関する相談は75件
- ・ 離婚前の相談は約7割以上
- ・ 令和5年4月～令和6年1月にかけては、83件の相談を実施



取組内容

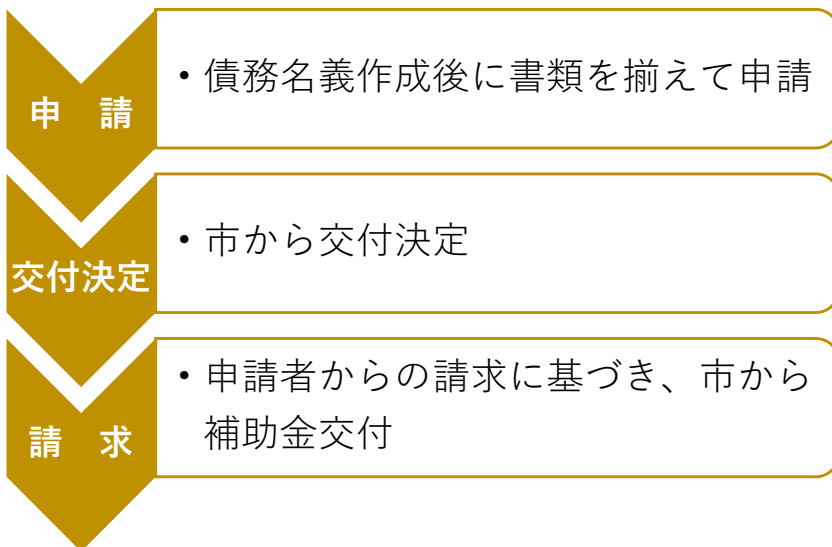
2 公正証書等作成補助の実施

養育費の取決めに係る**公正証書等の債務名義作成に係る手数料等を市が補助**する。

補助対象経費：公証人手数料（養育費に関する部分のみ）  
 調停申立てや訴訟に要する収入印紙代（養育費に関する部分のみ）  
 家庭裁判所や公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得費用  
 家庭裁判所や公証役場に提出する郵便切手代

補 助 額：**補助対象経費の全額（上限5万円）**

<相談までの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書等
- ・養育費の取決めを交わした文書  
（債務名義化されたものに限る。）
- ・補助対象経費の領収書等

<利用実績>

- ・令和4年度：29件
- ・令和5年4月～12月：25件

取組内容

3 保証契約補助の実施

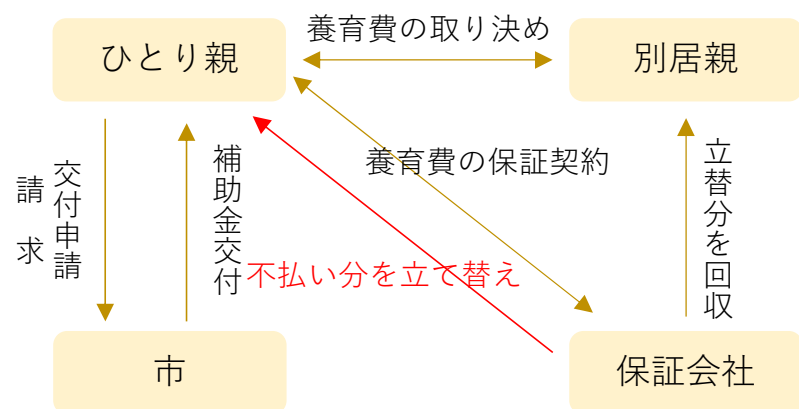
- 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者が、民間の保証会社と**養育費保証契約を締結した際の本人負担費用を市が補助**する。

対象者 : 養育費保証契約を保証会社と締結した者

補助対象経費 : 保証契約締結時の本人負担費用

補助額 : **補助対象経費の全額 (上限5万円)**

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書等
- ・ 養育費の取決めを交わした文書 (債務名義化されたものに限る。)
- ・ 養育費保証契約の契約書の写し
- ・ 補助対象経費の領収書

<利用実績>

- ・ 令和4年度 : 2件
- ・ 令和5年4月~12月 : 0件



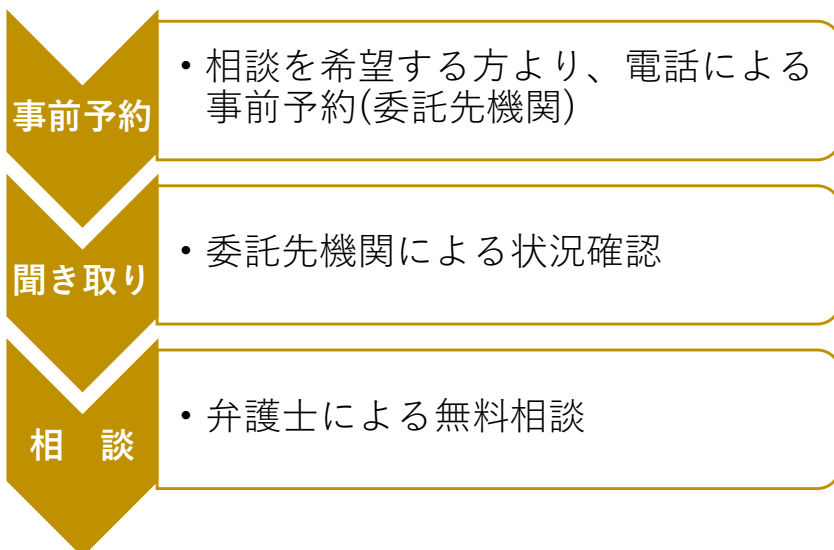
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費取決め・確保の支援(補助)の実施

## 取組内容

### 1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 浜松市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。(母子家庭等就業・自立支援センター業務(委託)において実施)
- ・ 相談は奇数月に1回特定日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。(先着順)
- ・ 弁護士による無料相談を実施。(1回30分程度、複数回受けることも可能。)
- ・ **養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。(母子家庭等就業・自立支援センター業務(委託)の委託先にて予約を受付するため、総合的に対応している)

#### <相談までの流れ>



・ 相談を希望する方より、電話による事前予約(委託先機関)

・ 委託先機関による状況確認

・ 弁護士による無料相談

#### <相談実績(見込み)>

- ・ 令和6年度も奇数月に1回、実施予定
- ・ 各回10名程度の参加を予定

※令和5年度は、4回の相談会を実施し、延べ38名が相談会に参加(令和5年12月末時点)

※母子家庭等就業・自立支援センター業務は静岡県・静岡市と共同運営しているため、当市を含む静岡県西部の住民の利用者数を含む。

取組内容

2 養育費取決め・確保の支援(補助)の実施 令和3年度～

養育費の取決め、未払い解消に向けて、2つの支援金制度を実施(令和3年8月から施行)

<取決め支援：浜松市養育費取決め支援金>

・養育費の取決めに関する公正証書作成や調停申立て等に要する費用の一部を助成する。

①公正証書による養育費の取決めに関する公正証書手数料への支援【限度額43,000円】

②家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや裁判等に要する収入印紙の購入代金、

戸籍謄本等の添付書類取得費用、送達等に要する郵便切手代【限度額76,000円】

(申請期限)養育費の取決め確定日の属する月の翌月から6ヶ月以内

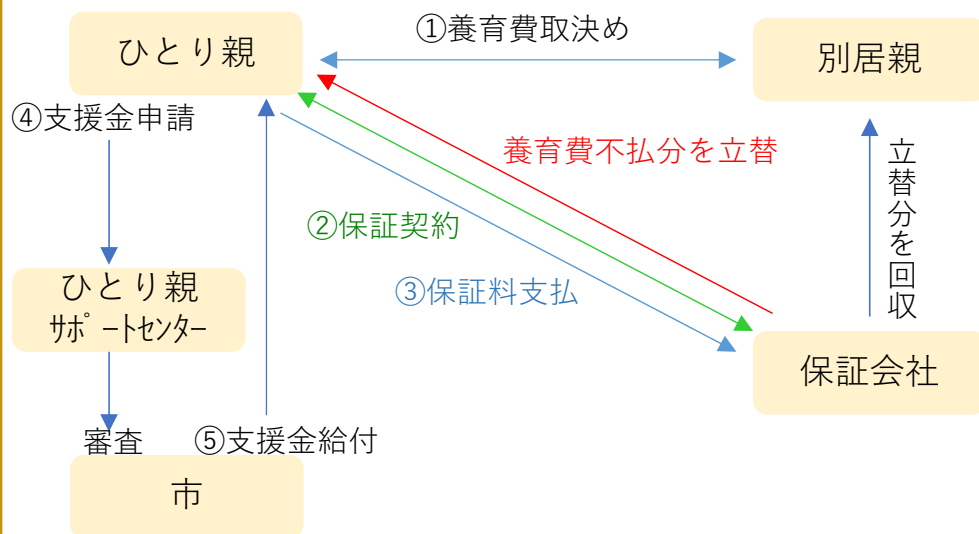
<確保支援：浜松市養育費確保支援金>

・養育費の取決め※をしたが、未払いとなっているひとり親家庭の親が、養育費の立替サービスを提供する保証会社等による養育費保証サービスを利用した際の保証料等について助成する。【限度額50,000円】

※公正証書(強制執行認諾約款あり)、調停調書、審判書、判決書、和解調書

(申請期限)養育費立替サービス提供をする保証会社等との養育費保証契約締結日の属する月の翌月末まで

<浜松市養育費確保支援金のイメージ>



<利用実績(見込み)>

- ・令和5年度の実績(12月末時点)
- ・取決め支援 62件
- ・確保支援 0件

POINT

- 弁護士・相談員による無料相談の実施
- 養育費に関する公正証書作成費等補助事業の実施
- 養育費保証料補助事業の実施

取組内容

1 弁護士・相談員による無料相談の実施

- ・ 名古屋市在住のひとり親家庭の方、離婚前の方を対象として**無料の弁護士相談・養育費相談を実施。**  
(愛知県母子寡婦福祉連合会に委託して実施)
- ・ 弁護士相談：電話にて予約し、1回30分程度で相談を実施  
養育費や親権など離婚に関する問題については、離婚前の方も対象
- ・ 養育費相談：月～金曜日の10時～16時の間で相談員による電話での養育費相談を実施  
必要に応じて、司法書士等による面接相談、書類作成支援等を実施  
面接相談は火曜日の13:30、14:30のみで、予約制

<相談実績>

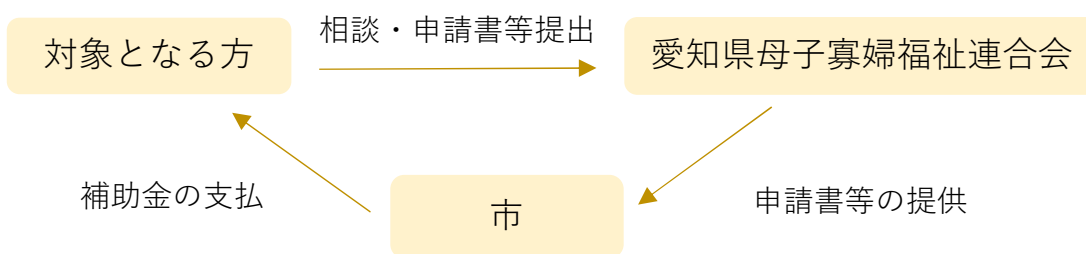
- ・ 令和6年度も、同様の内容で実施予定
- ・ 令和5年12月末実績  
弁護士相談 44人  
養育費相談 電話相談 331人、面接相談 136人、書類作成支援 37件

取組内容

2 養育費に関する公正証書作成費等補助事業の実施

- 「公正証書」など養育費に関する債務名義を作成した際、**作成にかかった費用（公証人手数料、家庭裁判所等の申し立てにかかる収入印紙代等）を市が補助する**もの。
- 弁護士相談・養育費相談と一体的な運用を行うため、愛知県母子寡婦福祉連合会へ相談・受付業務を委託。
- 補助の対象となる方：以下の①～③の要件をすべて満たす方
  - ①養育費の取り決めに係る公正証書などの費用を負担した方
  - ②養育費の取り決めに係る債務名義を有している方 ※ADR利用の場合を除く
  - ③養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- 補助の対象：以下の1～3の各費用について1回に限り補助
  - 1.公正証書の作成にかかった費用
  - 2.家庭裁判所等の申し立てまたは裁判にかかった費用
  - 3.裁判外紛争解決手続（ADR）の利用にかかった費用
- 補助金額：上限5万円
- 申請期限：1および2の申請…公正証書等を作成した日の翌日から6カ月以内  
3の申請…1回目の調停が終了した日の翌日から6カ月以内

<事業イメージ>



<利用実績>

・令和5年度実績（交付決定件数）は12月末時点で78件

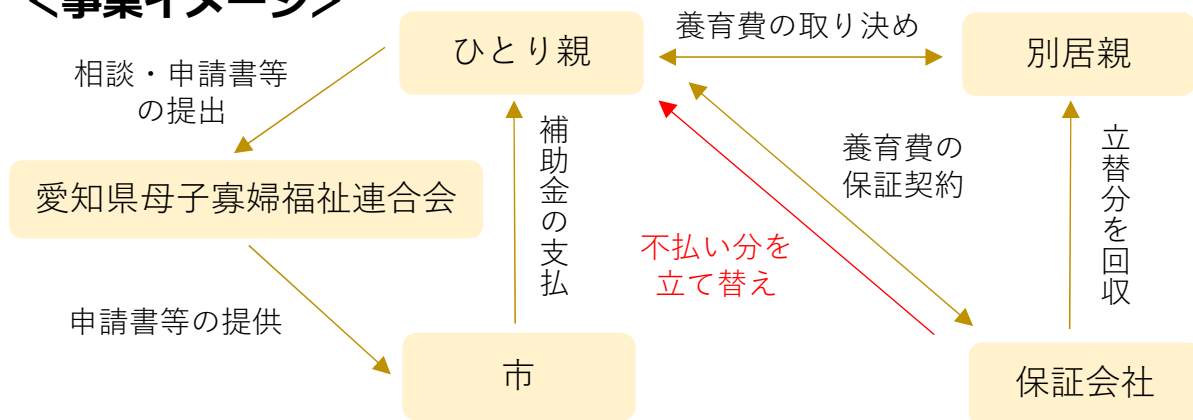
※令和5年度～ 所得制限の撤廃、申請期限の変更、ADR利用費用の補助の開始

取組内容

3 養育費保証料補助事業の実施（令和5年6月事業開始）

- 保証会社と養育費保証契約を締結した際、**保証料として負担した費用を市が補助する**もの。
- 弁護士相談・養育費相談・公正証書作成費等補助事業と一体的な運用を行うため、愛知県母子寡婦福祉連合会へ相談・受付業務を委託。
- 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。
- 補助の対象となる方：以下の①～④の要件をすべて満たす方
  - ①養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
  - ②養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
  - ③保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
  - ④過去に本補助金を交付されていない方
- 補助の対象：保証会社と養育費保証契約の締結に要した費用のうち、保証料として負担した費用
- 補助金額：上限5万円
- 申請期限：養育費保証契約を締結した日の翌日から6カ月以内

＜事業イメージ＞



＜利用実績＞

- 令和5年度実績（交付決定件数）は、12月末時点で0件  
※申請は1件あり。



● 養育費保証契約締結時に保証料として本人が負担する費用の補助

取組内容

1 養育費の保証促進補助金の実施

【補助の対象】

保証会社と養育費保証契約を締結する際の経費のうち保証料として本人が負担する費用を補助  
 (初めて補助金の交付を受けた養育費保証契約から3年を限度として補助)

【対象者】

- 大阪市にお住いのひとり親家庭の父母で次の要件をすべて満たす方
- ・ 児童扶養手当受給者または児童扶養手当を受給できる水準にあること
  - ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
  - ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を有していること
  - ・ 過去に規定以上の補助金交付を受けていないこと

※何年契約でも1回の申請における補助上限は本人負担費用、月額養育費、5万円を比較し最も少ない額。

【実績】

- 令和3年度 (拡充年度) 8件
- 令和4年度 3件

<パターン>

① 1年契約を2回更新



② 2年契約後、1年以上の契約更新



③ 3年以上の契約







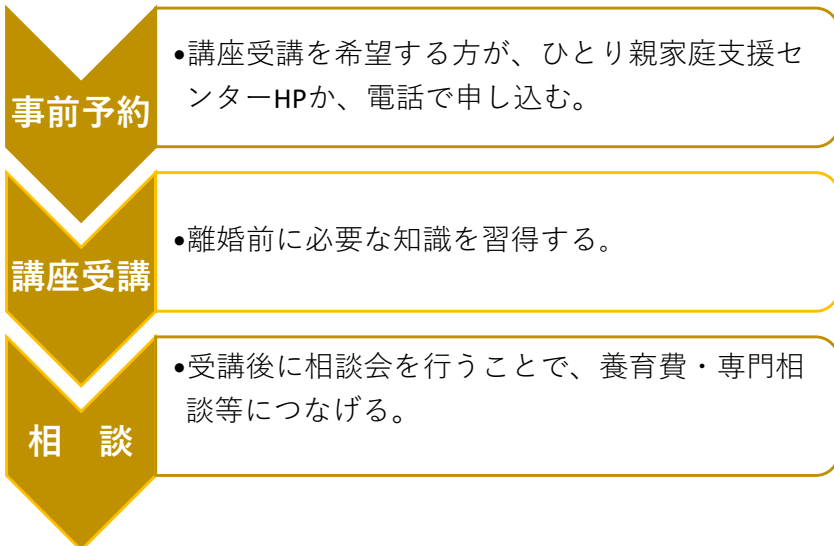
- 離婚前講座、無料の法律相談、公正証書作成費補助、保証会社の利用費補助など相談から債務名義化による継続した履行確保の促進を総合的に支援
- 離婚届を取りに来られた方全員に、市民課で養育費確保のためのチラシを配布し、制度周知

## 取組内容

### 1 離婚前講座の実施

- ・ 離婚前講座を年に2回開催。
- ・ 離婚を検討している方、離婚協議中の方等を対象として**無料の講座を実施**
- ・ 2回の内、1回は養育費・面会交流等専門相談の相談員に講師を依頼。
- ・ 講座受講後は法律相談や養育費相談等に繋げている。

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績>

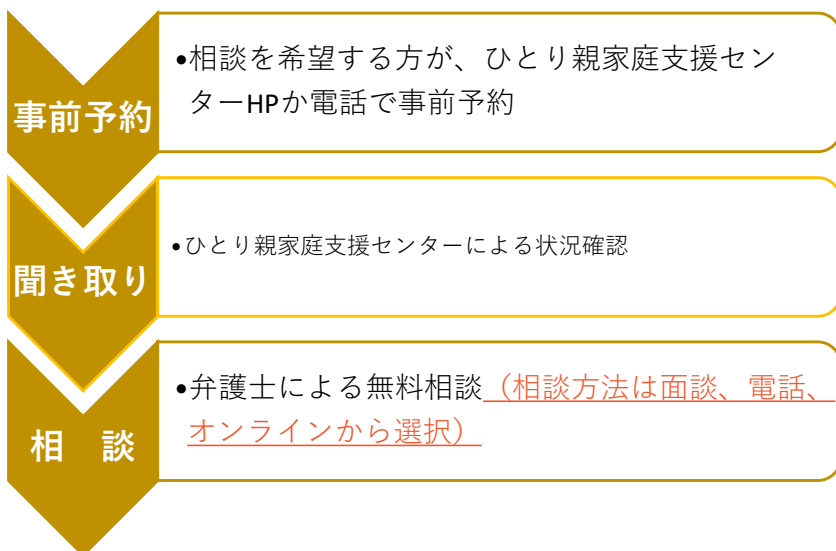
- ・ 年間2回実施。
  - ・ 「会場」と「オンライン」での開催。
  - ・ 令和4年度受講者数：22名
- ※ セミナー終了後、希望者には、法律相談や、養育費・面会交流等専門相談を案内している。

## 取組内容

## 2 弁護士による法律相談の実施

- ・神戸市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- ・相談はひとり親家庭支援センターにおいて、毎週実施。
- ・1回30分。
- ・離婚全般に関する法律相談に対応。公正証書等作成費補助や、保証会社の利用費補助等の他の養育費確保のための支援施策を情報提供することで債務名義化と継続した履行確保の促進を図っている。

## &lt;相談までの流れ&gt;



## &lt;相談実績&gt;

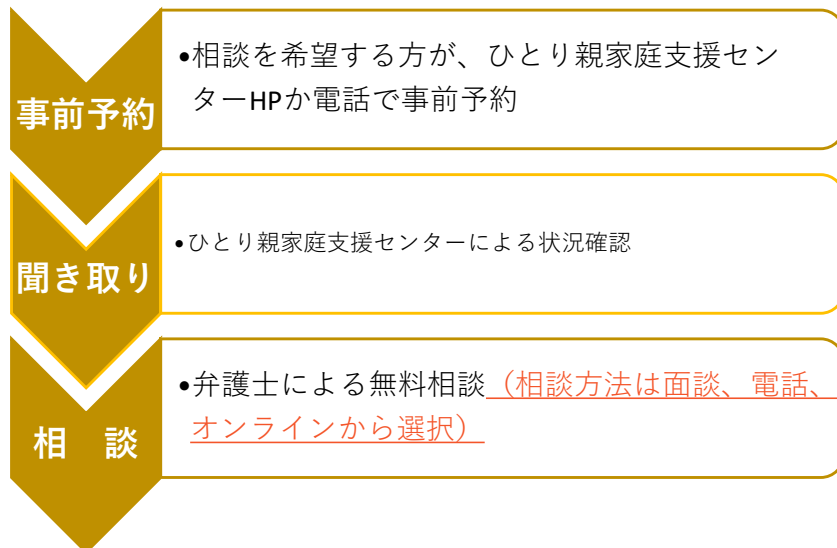
- ①実施回数
    - ・月5回
  - ②夜間等の時間帯に相談を実施
    - ・月曜（10：00～13：00）
    - ・火曜（17：30～20：30）
    - ・金曜（13：00～16：00）
  - ③希望者には**オンライン相談**を実施
- ・令和4年度相談件数265件

取組内容

3 養育費・面会交流等専門相談の実施

- ・神戸市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の養育費・面会交流等専門相談を実施**。
- ・相談はひとり親家庭支援センターと区（東灘区、北区、垂水区）で、それぞれ毎月1回実施。
- ・1回50分。
- ・離婚、養育費、面会交流、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後の子どもの養育に関する手続きのご案内を行う。必要に応じて、他の養育費確保のための支援施策を情報提供。
- ・明確な法律相談の意思がない場合は、まずは養育費・面会交流等専門相談につなぐこととしている。相談の窓口となる関係者（就業相談員や母子父子自立支援員等）とも情報共有している。

<相談までの流れ>



<相談実績>

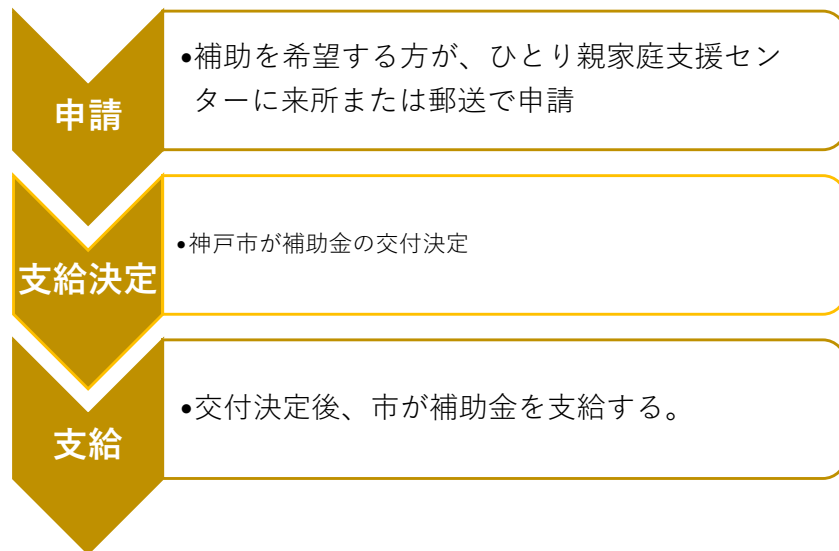
- ・希望者には**オンライン相談**を実施
- ・令和4年度相談件数105件

取組内容

4 養育費に関する公正証書作成費補助の実施

- ・ 養育費に関して公正証書等の作成にかかった経費を補助。
- ・ **1人1回限り。上限5万円**
- ・ 対象の子どもは、20歳未満。
- ・ まずは、債務名義化の促進が非常に重要であると考えたため、**所得制限は設定していない。**

<補助の流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 補助経費の領収書等
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公的書類
- ・ 住民票（児童扶養手当証書でも可）

<利用実績>

- ・ 令和4年度申請件数88件  
（慰謝料や年金分割等の項目も含めて公正証書を作成している方がほとんどである）

取組内容

5 養育費に関する保証会社の利用費補助の実施

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者を対象として、その者が保証会社と契約した際にかかった契約料（保証料）を補助。
- ・ 1回限り。子どもは20歳未満。
- ・ まずは継続した履行確保を促進するため、**所得制限は設定していない。**
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

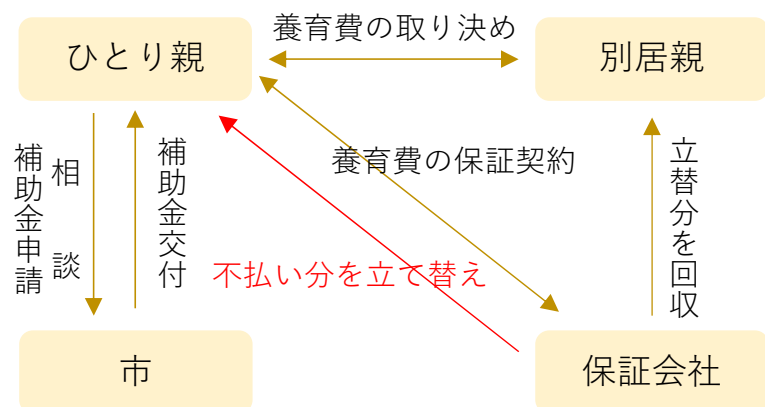
【補助要件等】

保証期間 : 1年間以上の養育費保証契約を締結していること

年間保証料 : 月額養育費と5万円と比較して少ない方の額

その他 : 過去に保証会社の利用費補助金を受給していないこと（初回のみ補助）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 補助経費の領収書
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公的書類
- ・ 住民票（児童扶養手当証書でも可）

<利用実績>

- ・ 令和4年度申請件数4件



● 公正証書作成への支援

● 保証契約締結への支援

取組内容

1 公正証書作成への支援

- ・ひとり親家庭の母又は父が養育費の取り決めにかかる公正証書等を作成した際にその作成費用等を補助（上限5万円）

★対象者

- 養育費の取り決めにかかる経費を負担している
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している

<手続きの流れ>

補助金

交付申請

- ・公正証書等を作成した日の翌日から6カ月以内に、ひとり親家庭支援センター（母子・父子福祉施設）に申請

支給決定

- ・福岡市において申請書の審査、補助金支給・不支給を決定

補助金

支給

- ・補助金を指定口座に振り込み

<申請に必要な書類>

- ・申請書
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・戸籍謄本または抄本
- ・住民票の写し
- ・補助対象となる経費の領収書等
- ・養育費の取り決めに交わした文書

<令和5年度実績>

令和5年12月末時点 107件

取組内容

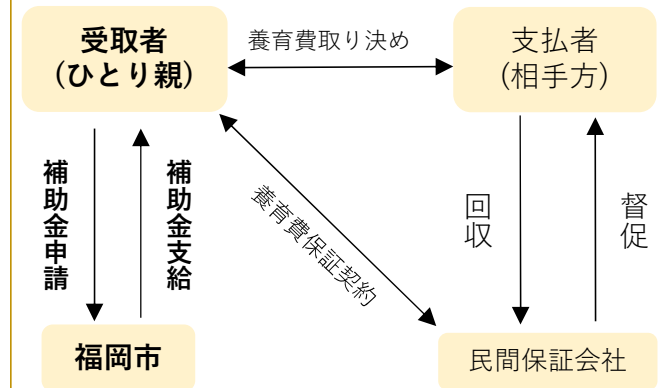
2 保証契約締結への支援

- ひとり親家庭の母又は父が保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用を補助  
**(上限5万円)**

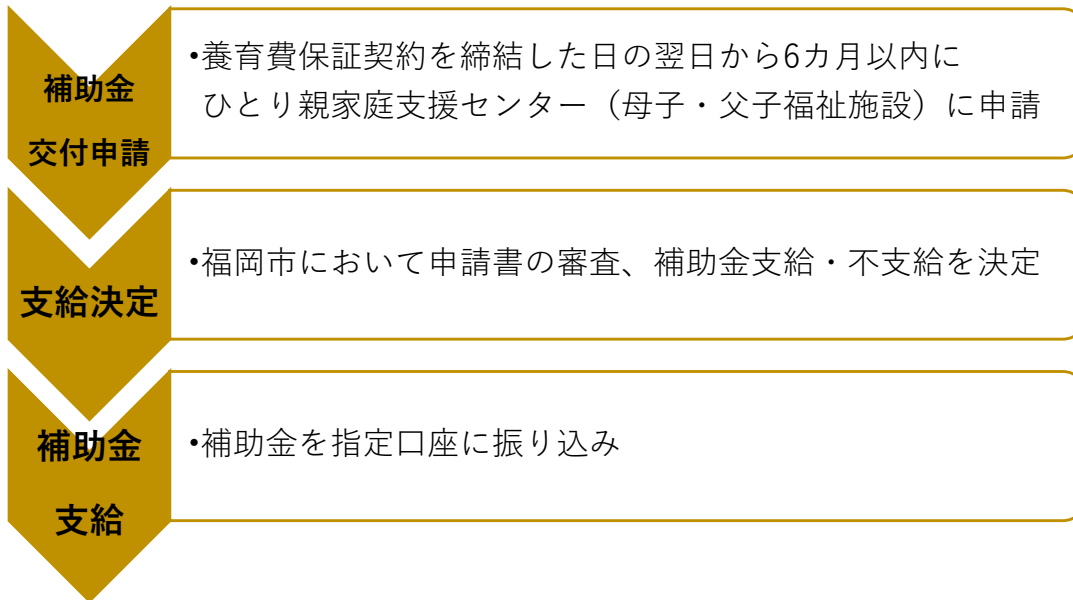
★対象者

- 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にある
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している
- 保証会社と保証期間が1年以上の養育費保証契約を締結している

★事業イメージ



<手続きの流れ>



•養育費保証契約を締結した日の翌日から6カ月以内にひとり親家庭支援センター（母子・父子福祉施設）に申請

•福岡市において申請書の審査、補助金支給・不支給を決定

•補助金を指定口座に振り込み

<申請に必要な書類>

- 申請書
- 児童扶養手当証書の写し
- 戸籍謄本または抄本
- 住民票の写し
- 補助対象となる経費の領収書等
- 養育費の取り決めに交わした文書
- 保証会社と締結した養育費保証契約書

<令和5年度実績>

令和5年12月末時点 2件



- 公正証書等の作成費用補助の実施
- 養育費保証契約の費用補助の実施

## 取組内容

### 1 公正証書等の作成費用補助の実施

- ・ 公正証書の作成手数料，調停申立てや訴訟に必要な収入印紙代，戸籍謄本等の書類取得費用，郵便切手代等を補助します。

＜対象者＞ 市内在住のひとり親で，次の要件をすべて満たす方

- ・ 令和4年4月1日以降に養育費の取決めに係る費用を負担した方
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有している方
- ・ 養育費の取決めの対象となるお子さんを養育している方

＜補助対象＞

- ①養育費の支払いに関する公正証書の作成手数料
- ②調停や訴訟に要する収入印紙代や郵便切手代
- ③戸籍謄本等の必要書類の取得費用

＜補助上限額＞ 3万円

#### ＜申請に必要な書類＞

- ・ 養育費の取り決めをした書類（公正証書や調停調書など）
- ・ 戸籍謄本
- ・ 補助の対象となる費用の領収書

※上記書類を持参し，市役所窓口で申請していただきます。

#### ＜利用実績＞

■ 令和5年12月末現在

27件



取組内容

2 養育費保証契約の費用補助の実施

- 保証会社と養育費の保証契約を締結した場合の初回保証料を補助します。

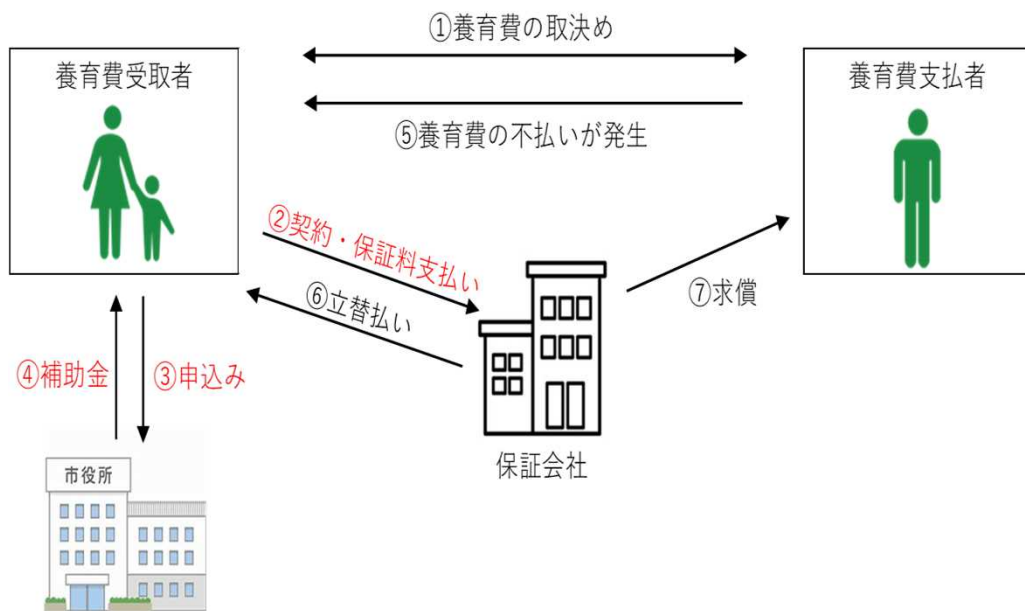
＜対象者＞ 市内在住のひとり親で、次の要件をすべて満たす方

- ・令和4年4月1日以降に養育費の保証契約に係る費用を負担した方
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有している方
- ・養育費の取決めの対象となるお子さんを養育している方

＜補助対象＞ 養育費の保証契約締結の際に負担した初回保証料

＜補助上限額＞ 5万円

＜事業イメージ＞



＜申込みに必要な書類＞

- ・養育費の取り決めをした書類（公正証書や調停調書など）
  - ・戸籍謄本
  - ・領収書
  - ・保証会社と締結した保証契約書
- ※上記書類を持参し、市役所窓口で申請していただきます。

＜利用実績＞

■ 令和5年12月末現在

0件



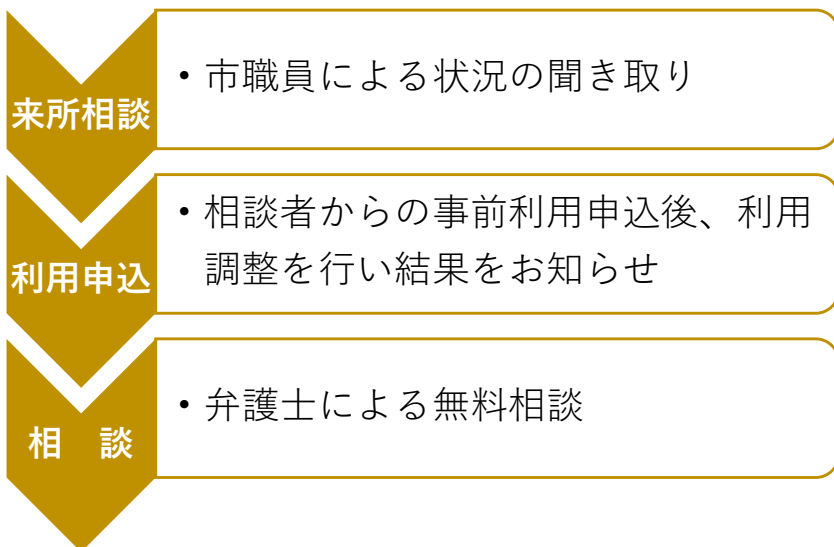
- 養育費等に関する弁護士法律相談事業
- 公正証書等による債務名義の作成支援及び戸籍謄本等の書類取得支援

## 取組内容

### 1 養育費等に関する弁護士法律相談事業

- ・ 郡山市内に住所を有する又は市内に勤務する、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、離婚前の父母等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。  
（福島県弁護士会郡山支部に所属する弁護士が対応。）
- ・ 相談は毎月1回特定日に実施。相談を希望する方は、来所による事前申込が必要。（先着順）
- ・ 市職員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回1時間以内、1人2回まで利用可能。）

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績（見込み）>

- ・ 令和5年度については、市の会議室を活用し、毎月1回の無料相談会を実施予定
  - ・ 各回3名程度の参加を予定
- ※令和4年4月～3月にかけて、12回の相談会を実施し、計26名が相談会に参加



- 養育費等に関する弁護士法律相談事業
- 公正証書等による債務名義の作成支援及び戸籍謄本等の書類取得支援

## 取組内容

### 2 公正証書等による債務名義の作成支援及び戸籍謄本等の書類取得支援の実施

- ・ 郡山市内に住所を有するひとり親家庭の父または母が対象。
- ・ 補助対象経費は以下のとおり。  
公正証書：公証人手数料令に基づき公証人に支払う手数料、添付書類取得経費  
調停調書：収入印紙代、連絡用郵便切手代
- ・ 補助額は補助対象経費の全額（上限5万円）。
- ・ **郡山公証人合同役場と連携**し、公正証書を作成し養育費の取決めを行った郡山市民全員に同役場で事業案内のチラシを配布。

#### <事業イメージ>

債務名義  
作成

・公正証書や調停調書等養育費の取決めに係る債務名義を作成する。

交付申請

・債務名義を作成した日の翌日から起算して6ヶ月以内に補助金を交付申請する。

交付決定

・申請者に対して補助金交付決定通知書を送付し、補助金を指定の金融機関口座に振り込む。

#### <補助実績（見込み）>

- 1) 公正証書等による債務名義の作成支援
  - ・ 令和4年度：20件  
内訳) 公正証書19件、調停調書1件
  - ・ 令和5年度：25件（令和6年1月26日現在）  
内訳) 公正証書24件、調停調書1件
- 2) 戸籍謄本等の書類取得支援
  - ・ 令和4年度：6件
  - ・ 令和5年度：6件（令和6年1月26日現在）



- 公正証書等の作成補助の実施
- 保証契約補助の実施

## 取組内容

### 1 公正証書等の作成補助の実施

- ・ 前橋市に住民登録があるひとり親を対象として、養育費に関する公正証書等作成に係る本人負担費用を補助する。1人1回限り。

対象者 : 次のいずれにも該当する者

- ①養育費の取決めに係る経費を負担している。
- ②強制執行認諾付公正証書、調定調書、審判書、判決書、和解調書等を有している
- ③養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を扶養している

対象経費 : 公証人手数料、調停申立て又は裁判に要する収入印紙代・連絡用郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用 (申請日から遡って6か月以内に作成した文書作成費用に限る。)

補助額 : 対象経費の全額 (上限43,000円)

#### <相談までの流れ>

1. 交付申請  
公正証書等作成後、市に補助金の交付申請
2. 交付決定  
市が書類審査後、補助金の交付決定
3. 請求書の提出  
補助金に係る請求書を市に提出
4. 補助金の交付  
補助金を指定の口座に振込み

#### <申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書又は当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ・ 対象経費の領収書
- ・ 養育費の取決めを交わした文書
- ・ 申請者名義の通帳又はキャッシュカード

#### <利用実績 (見込み) >

- ・ 令和5年度12月時点で18名が利用

## 取組内容

## 2 保証契約補助の実施

- 前橋市に住民登録があるひとり親が、保証会社との間で養育費に関する**保証契約を締結した際の初回保証料を補助**する。1人1回限り。

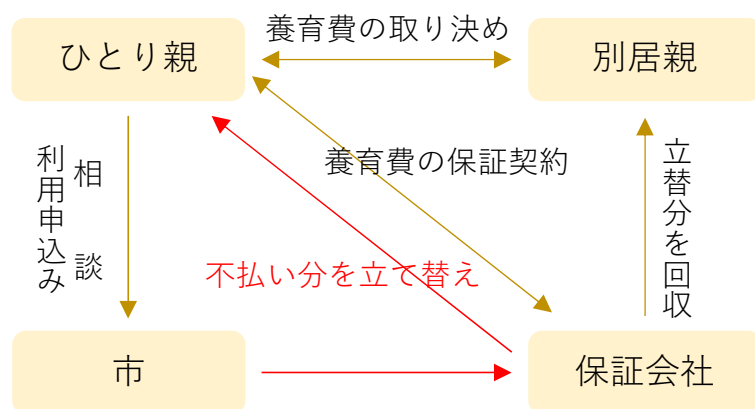
対象者 : 次のいずれにも該当する者

- ①児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある
- ②養育費の取決めに係る債務名義を有している
- ③養育費の取決めの対象となる児童（年齢制限あり）を扶養している
- ④保証会社と**1年以上の養育費保証契約を締結**している

対象経費 : 初回保証料（**申請日から遡って6か月以内に締結した契約**に限る。）

補助額 : 対象経費の全額（**上限5万円**）

## ＜事業イメージ＞



## ＜申請に必要な書類＞

- ・児童扶養手当証書又は当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本
  - ・初回保証料の領収書
  - ・養育費保証契約書
  - ・申請者名義の通帳又はキャッシュカード
- ※所得証明が必要な場合あり

## ＜利用実績（見込み）＞

- ・令和5年度12月時点で1名が利用

POINT

- 公正証書等作成経費補助の実施
- 養育費保証契約締結経費補助の実施

## 取組内容

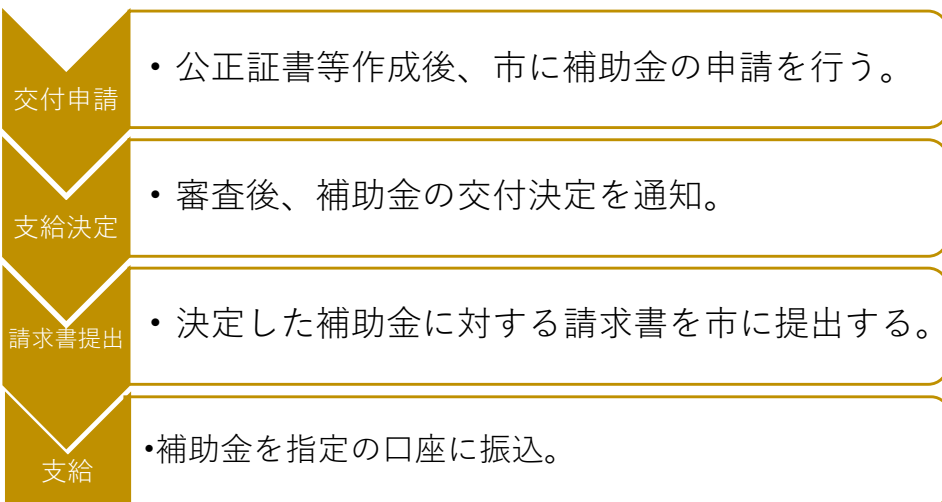
## 1 公正証書等作成経費補助の実施（令和4年4月事業開始）

- ・ ひとり親家庭の母または父を対象として、養育費の取決めに関する公正証書作成や調停申立て等に係る費用を補助する。1人1回限り。

対象者：養育費の取決めに係る経費を負担している。  
 養育費の取決め及び債務名義化している書類を有している。  
 養育費の取決めの対象となる児童（20歳未満）を養育している。

補助内容：公証人手数料、調停申立て又は裁判に要する印紙代、  
 戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代。  
 （※養育費の取決めに関するものに限る）上限43,000円。

## &lt;相談までの流れ&gt;



## &lt;申込みに必要な書類&gt;

- ・ 児童扶養手当証書（受給がない場合は戸籍謄本）
- ・ 養育費の取決めを交わした文書及び領収書
- ・ 銀行口座がわかるもの

## &lt;利用実績&gt;

- ・ 令和4年度、13名に交付決定実施。
- ・ 令和5年度12月時点で20名に交付決定実施。

## 取組内容

## 2 養育費保証契約締結経費補助の実施 (令和4年4月事業開始)

- 公正証書等により養育費の取決めを行っているひとり親家庭の母または父を対象として、民間保証会社と養育費保証契約を締結した場合、**その初回保証料を市が補助**する。1人1回限り。

対象者：児童扶養手当を受給中、または同等の所得水準。

養育費の取決め及び債務名義化している書類を有している。

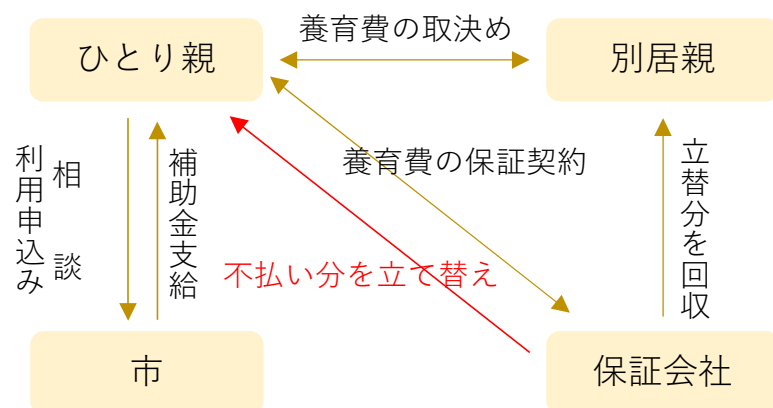
養育費の取決めの対象となる児童（20歳未満）を養育している。

保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している。

締結する際に要する費用を負担している。

補助内容：初回保証料。**上限50,000円。**

## ＜事業イメージ＞



## ＜申請に必要な書類＞

- 児童扶養手当証書（受給がない場合は戸籍謄本）
- 保証会社と締結した養育費保証契約書及び領収書
- 養育費の取決めを交わした文書
- 銀行口座がわかるもの

## ＜利用実績（見込み）＞

- 令和4年度、令和5年度12月末時点で、実績なし。



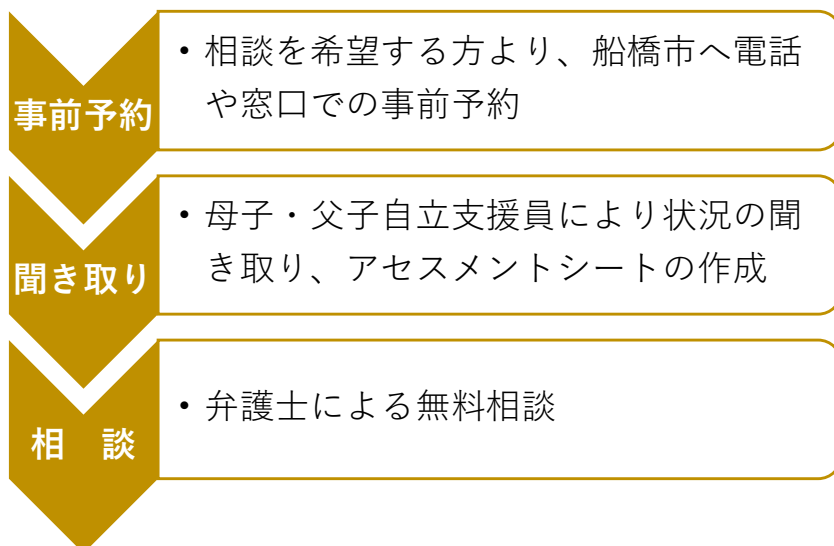
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費セミナー・相談会の開催
- 親子交流支援事業利用補助金の交付

## 取組内容

### 1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 船橋市在住で離婚を検討している方や離婚協議中の方、ひとり親の方を対象として、**無料の弁護士相談を実施**。千葉県弁護士会から紹介を受けた弁護士と単年度契約している。
- ・ 相談は60分間、1人2回まで。
- ・ 令和5年度は、毎月第2土曜日の13時30分から16時30分までの3枠、第4水曜日の18時から20時までの2枠、第4日曜日の13時30分から16時30分までの3枠を設けて、船橋駅前総合窓口センターで実施。前営業日までに事前予約が必要。（先着順）
- ・ 事前に母子・父子自立支援員が、相談者の状況や相談内容を詳細に聞き取り、作成したアセスメントシートを基に相談を行う。

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績（見込み）>

- ・ 過去3年度実績：R2 48件、R3 77件、R4 78件
- ・ 令和5年度は、4月から12月までに72枠の相談枠を設け、44件の相談があった。
- ・ 令和6年度も継続して、船橋駅前総合窓口センターにて事業を実施する予定。



取組内容

2 養育費セミナー・相談会の開催

- ・ 船橋市在住の離婚を検討している方や離婚協議中の方、ひとり親家庭の方等を対象に無料のセミナーを実施。
- ・ 令和5年度は、子どもと別居している方（別居親）向けに相談会を実施。
- ・ 事業の実施は、市内に拠点を置き、親子交流支援やひとり親家庭等の支援を行っている特定非営利活動法人に依頼している。
- ・ 会場は船橋市母子・父子福祉センターで実施。セミナー実施の際は、同施設内で託児を行っている。
- ・ 周知は広報紙とホームページ、SNSを活用。

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和5年度実績
  - ①セミナー：令和6年1月13日（土）開催  
参加者数 6名
  - ②相談会：令和5年12月2日（土）開催  
枠数 8枠 相談者数 3名

～離婚後の親子関係を考える～


## 養育費・親子交流支援セミナー

子どもの健やかな成長のために、「養育費」と「親子交流」について、改めて考えてみませんか。

- ・両親の離婚を子どもはどのように感じているのか…
- ・親が子どもにできることは何か…

これまでに8,000名を超える子どもたちに携わり、1,000件以上の親子交流支援を実施しているNPO法人ウィーズ代表の光本 歩さんが、現場で感じたことやそこから見た視点など具体例を交えてお話しします。

**講師紹介**



**光本 歩**  
(NPO法人ウィーズ代表)

毎に24時間体制のLINE相談、居場所支援、教育支援なども含む幅広く活動をしている。  
【実績】  
R4年度までのLINE相談人数：2,784人  
R4年度までの親子交流支援数：97枠/1,427件

**日時**

令和6年  
1月13日(土)

開始：13時00分  
終了：16時00分  
※12時45分より開場

別れて暮らす親子を応援

## 養育費・親子交流相談会

「親子交流はどうしたらいいの？」「子どものためにできることは何か」など、子どもと別れて暮らす親はさまざまな不安や悩みを抱えています。親子交流の支援を行っているNPO法人ウィーズが、子どもから見た両親の辞章やその時の気持ち、両親と別居親との関わり方など、支援してきた中で見えた視点を交えて、相談をお受けします。

**参加無料**

対象者：本人または実子が市内在住で、離婚前後で実子と別居している人

日時：令和5年12月2日（土）  
1枠目 10時30分～12時00分（90分）  
2枠目 13時00分～14時30分（90分）

定員：各枠 最大4名 ※多数抽選

場 所：船橋市母子・父子福祉センター  
船橋市薬台5-3-1 社会福祉会館2階

申込方法：右記コードより電子申請  
令和5年11月19日（日）まで

主催：船橋市 子育て支援課 船橋市子ども家庭部 船橋市子ども家庭支援課  
電話 047-436-2320（平日9時～17時）  
住所 船橋市湊町2丁目10番25号

**どんなことを相談できるのか**

- ・船橋市の親子交流で良好な親子関係を構築する支援
- ・子どもの発達段階に応じた親子交流や養育費の支援
- ・アットホームで、また小さい時から暮らしていない子どもの探訪

その他にも、子どもと別居している親だからこその悩みなどをご相談ください

**NPO法人ウィーズとは**

船橋市より別の別居や別居を経験した子どもたちをとりまわ、親子交流支援を通じて8,000名を超える子どもたちに寄りかかっています。


現在に毎月24時間体制のLINE相談、居場所支援、教育支援など子どもの成長を応援しています。

【実績】R4年度までのLINE相談人数 2,784人  
R4年度までの親子交流支援数 97枠/1,427件

**会場**

船橋市母子・父子福祉センター  
(船橋市薬台5-3-1 社会福祉会館2階)  
※新京成線習志野駅より徒歩1分

託児あり  
1歳から就学前までのお子様を同施設内でお預かりします。  
←詳細はコチラから

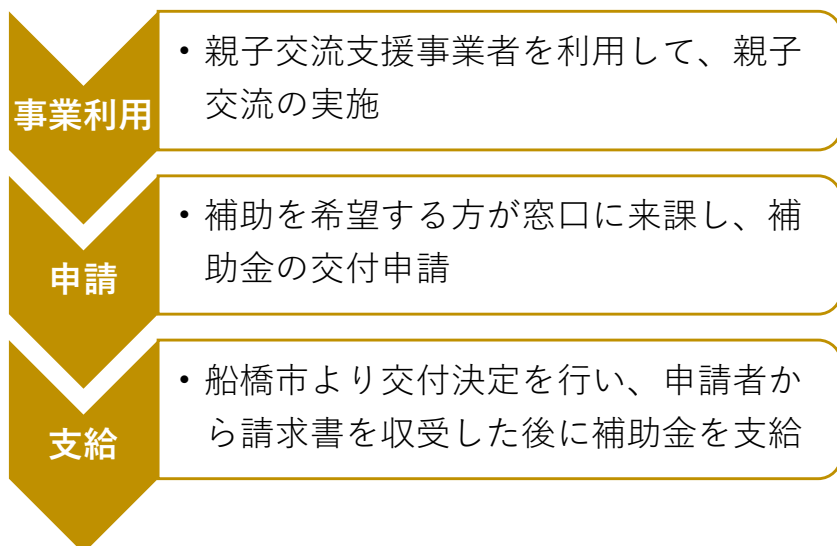


取組内容

3 親子交流支援事業利用補助金

- ・ 親子交流の実施にあたり**親子交流支援事業者を利用した際の利用料を補助する。**
- ・ 対象は市内に居住するひとり親、児童と別居しており市内に居住する実父または実母（児童は市外でも可）、市外に居住しており市内居住の児童の実父または実母
- ・ 補助金額
  - ①親子交流を実施する前の事前相談等に要した利用料 … **上限7,000円**
  - ②親子交流を実施する際の付添いや児童受け渡しの立ち合い等に要した費用 … **上限30,000円**
 同じ児童に関する親子交流で要する費用の申請は、**年度中2回まで**
- ・ 利用する親子交流支援事業者は、以下の要件を満たす事業者
  - ①事務所または常設の連絡先がある団体
  - ②法人格を持っている、または運営に関する定めを有している団体
  - ③継続的に活動している、またはこれから継続的に活動する団体

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・ 当該児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 申請者の住民票
- ・ 当該児童の住民票の写し（申請者が市外居住の場合で、児童が船橋市民である場合）
- ・ 補助対象事業の領収書等

<利用実績（見込み）>

令和4年度	支給件数	4件
	支給合計額	20,500円



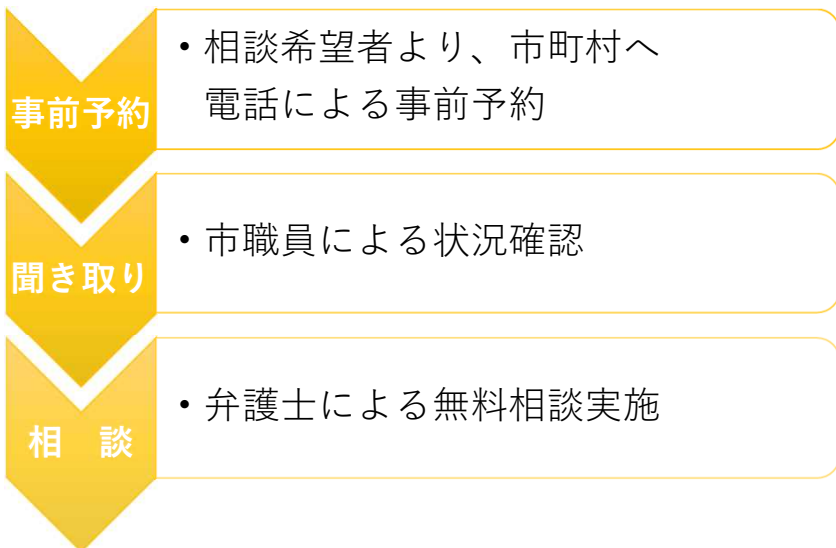
- 弁護士による養育費等の無料法律相談の実施
- 公正証書等の作成費用、養育費保証契約費用の一部補助の実施

## 取組内容

### 1 弁護士による養育費等の無料法律相談の実施

- ・ 柏市在住で離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（千葉県弁護士会から推薦を受けた弁護士に依頼）
- ・ 実施は毎月1～2回程度。相談時間は1名につき最大45分（1日最大4名）。
- ・ 希望する方は、前日までに電話・来課による事前予約が必要。原則1回のみ利用可。（先着順）
- ・ 市役所内の相談室にて、対面で相談を行う。
- ・ 相談後に記入いただくアンケート内容から、**養育費に関わらず、有効な支援の情報提供などを実施**。

#### <事業イメージ>



#### <相談実績（見込み）>

- ・ 予約数やキャンセル待ちが多いことを踏まえ、令和5年度から実施日数を増加（前年13回⇒16回へ）
- ・ 令和5年度は年16回実施を予定。うち、14回（R5.1月末現在）の相談を実施し、計53名が参加

取組内容

2 公正証書等の作成費用，養育費保証契約費用の一部補助の実施

<①公正証書・調停調書作成費用の補助>

- ・ 養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し，継続した履行確保を図るため，**公証手数料又は家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代，連絡用の切手代等の一部**を補助する。
- ・ 補助額は上限17,000円

<②養育費保証契約費用の補助>

- ・ 保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる**初回保証料**を補助する。
- ・ 補助額は上限50,000円

<利用実績>

- ①公正証書・調停調書作成費用補助  
10名（R6.1月末現在）
- ②養育費保証契約費用の補助  
0名（R6.1月末現在）

<対象者（①，②共通）>

- ・ 申請日において柏市に居住し，住民基本台帳に記録をされ，かつ，次に掲げる要件をすべて満たすかた
  - 1 児童扶養手当の支給を受けているかた  
又は同様の所得水準にあるかた
  - 2 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養しているかた
  - 3 養育費の取り決めに係る経費を負担したかた
  - 4 養育費の取り決めに係る債務名義を有しているかた
  - 5 過去に同一区分の補助金を交付されていないかた

<申込みに必要な書類（①，②共通）>

- ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
  - ・ 世帯全員の住民票の写し
  - ・ 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る）
  - ・ 対象経費の領収書等
  - ・ 養育費の取り決めが確認できる債務名義
  - ・ 保証会社と締結した保証期間を1年以上とする養育費保証契約書（②のみ）
  - ・ 個人情報の取り扱いに係る同意書
  - ・ その他，市長が必要と認めたもの
- ※公簿等によって確認できる場合は添付書類を省略できる



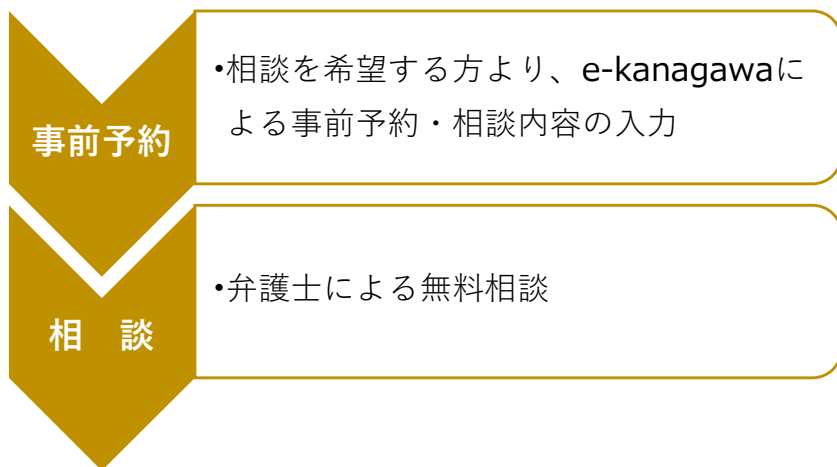
- 弁護士による無料相談の実施
- 弁護士による無料相談の実施（国際離婚）
- 元家庭裁判所調停委員による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助の実施
- 保証契約補助の実施

## 取組内容

### 1 養育費等弁護士相談の実施

- ・横須賀市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（相談業務は委託）
- ・相談は毎月1～2回実施。相談を希望する方は、相談日の4開庁日前までにe-kanagawaによる事前予約・相談内容の入力が必要。（先着順）
- ・e-kanagawaの入力内容を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回45分程度）
- ・相談内容を踏まえ、**相談者に活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績>

- ・令和5年度については、市の会議室を利用し、毎月1～2回の養育費等弁護士相談を実施。
  - ・定員は各回5名。
- ※令和4年度は、計15回の弁護士相談を実施し、計54名が利用。



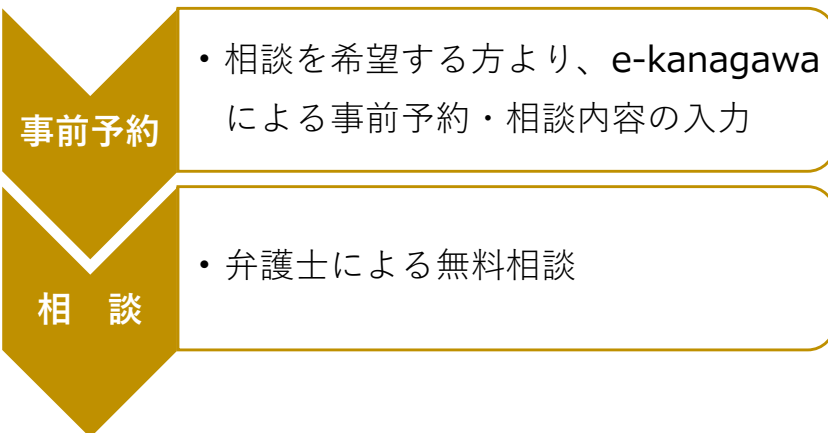
- 弁護士による無料相談の実施
- 弁護士による無料相談の実施（国際離婚）
- 元家庭裁判所調停委員による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助の実施
- 保証契約補助の実施

## 取組内容

### 2 養育費等弁護士相談の実施（国際離婚）

- ・横須賀市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- ・横須賀市の特性を考え、国際離婚相談の実績がある弁護士に委託している。
- ・相談は年4回実施。相談を希望する方は、相談日の4開庁日前までにe-kanagawaによる事前予約・相談内容の入力が必要。（先着順）
- ・e-kanagawaの入力内容を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回60分程度）
- ・相談内容を踏まえ、**相談者に活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績>

- ・ 令和5年度については、市の会議室を利用し、年4回の養育費等弁護士相談を実施。
  - ・ 定員は各回4名。
- ※令和4年度は、計3回の弁護士相談を実施し、計9名が利用。



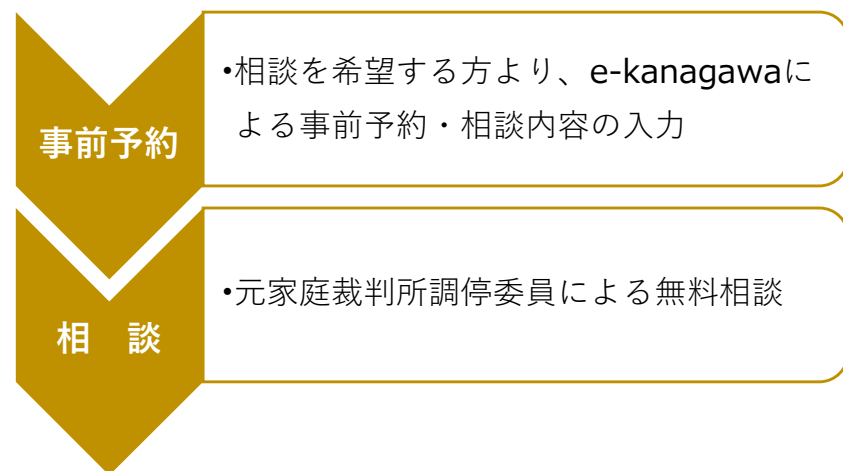
- 弁護士による無料相談の実施
- 弁護士による無料相談の実施（国際離婚）
- 元家庭裁判所調停委員による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助の実施
- 保証契約補助の実施

## 取組内容

### 3 元家庭裁判所調停委員による養育費オンライン相談の実施

- ・横須賀市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料のオンライン相談を実施**。（相談業務は委託）
- ・相談は毎月第2土曜日、第4木曜日に実施。相談を希望する方は、相談日の2開庁日前までにe-kanagawaによる事前予約・相談内容の入力が必要。（先着順）
- ・e-kanagawaの入力内容を踏まえ、元家庭裁判所調停委員による無料相談を実施。（1回50分程度）
- ・相談内容を踏まえ、**相談者に活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績>

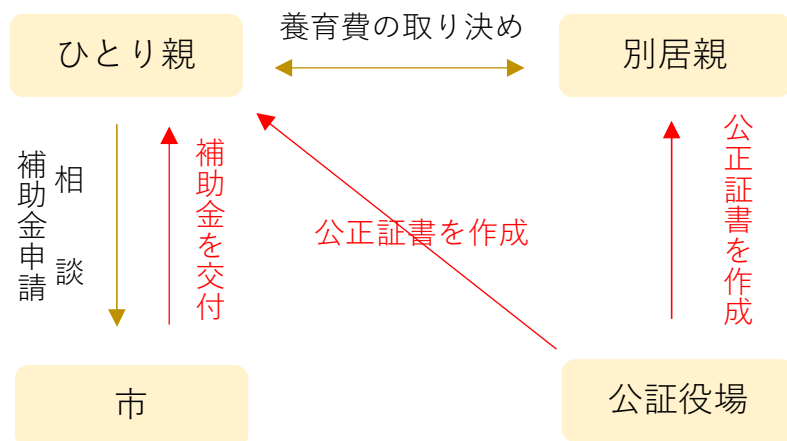
- ・令和5年度については、電話かZoomを活用し、毎月2回の無料相談を実施。
  - ・定員は各回4名。
- ※令和4年は、計19回の相談を実施し、計28名が利用。

取組内容

4 公正証書等作成補助の実施

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行った横須賀市在住のひとり親の方（過去に同様の補助金を受け取っている場合は不可）を対象として、**公証人手数料、調停申立てや裁判用の収入印紙代などを市が補助**する。
- ・ 公的書類で取り決めた養育費が支払われなかった場合、**裁判所申立て用の収入印紙代などを市が補助**する（**上限2万3千円**）。

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 作成した公的書類（謄本もしくは正本）
- ・ 補助対象となる費用の領収書もしくはレシート
- ・ 補助金を振り込む銀行口座の通帳
- ・ 児童扶養手当証書（持っていない方は、戸籍謄本・離婚届受理証明書など。）

※養育費不払いに対する補助には以下の書類も必要です。

- ・ 裁判所に申立てをしたことが分かる書類

※すべて原本をご持参ください。

<利用実績>

- ・ 令和4年度は、41名が利用。



取組内容

5 保証契約補助の実施

- ・ 養育費保証会社が、養育費の取り決めをした横須賀市在住のひとり親の方との間で **1年以上の養育費保証契約を締結し、その初回保証料を市が補助**する。（契約は自身で行う）
- ・ 児童扶養手当の支給を受けているか、または相当の所得水準にある方が対象。（過去に同様の補助金を受け取っている場合は不可）

保証料 : 初回分（上限5万円）

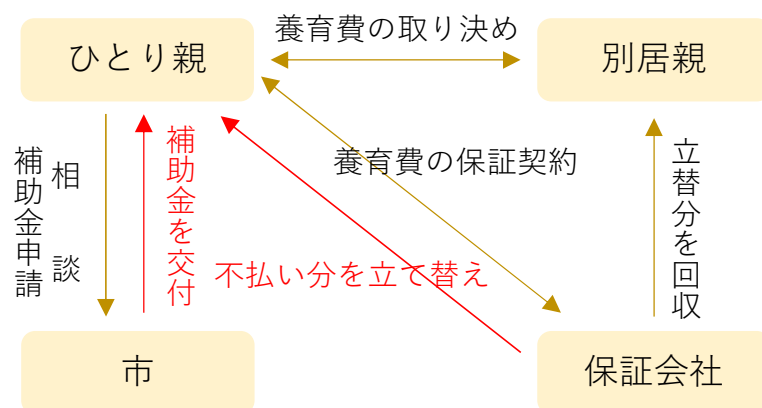
保証内容 : 受け取れなかった月の養育費を保証会社が立て替えて支払う

<申請に必要な書類>

- ・ 補助金を振り込む銀行口座の通帳
- ・ 保証契約書
- ・ 強制執行できることを記した公的書類
- ・ 保証契約料の領収書等支払い額を証明するもの
- ・ 児童扶養手当証書（持っていない方はご相談ください。）

※すべて原本をご持参ください。

<事業イメージ>



<利用実績>

- ・ 令和4年度は、1名が利用。



## ●公正証書等作成費用補助の実施

### 取組内容

#### 1 公正証書等作成費用補助の実施

- ひとり親を対象に、養育費の継続的な確保を目的として、**公正証書や調停調書等を取得する際の本人負担費用を補助**する。

補助対象：公証人手数料、家庭裁判所の調停申立または裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、郵便切手代等 ※弁護士費用、養育費保証サービス費用は補助対象に含まない。

補助額：申請者が負担した費用（限度額3万円）

申請期限：文書作成から6か月以内

#### <対象者>

富山市内に居住のひとり親家庭の母または父で、申請時に次の要件の全てを満たす者

- ① 児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費受給資格者または同様の所得水準にある者
- ② 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
- ③ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- ④ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に監護している者
- ⑤ 過去に同様の補助金を交付されていない者

#### <申し込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費受給資格証（または戸籍謄本）
- ・ 補助対象経費の領収書の写し
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書
- ・ 振込先のわかるもの

#### <利用実績>

- ・ 令和5年4月事業開始
- ・ 補助件数 10件（令和6年2月末時点）



- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等の作成支援

## 取組内容

### 1 弁護士による無料相談の実施

- ・ **養育費に関する**相談について、福井市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象に**無料の弁護士相談を実施**。（福井弁護士会と市が覚書を交わしている）
- ・ 市の母子父子自立支援員もしくは女性相談員が、**相談内容から法的知識が必要と判断した場合のみ**、利用できる。
- ・ 提出された申請書をもとに弁護士会が弁護士を決定し、その後は申請者と弁護士で相談日時を決める。
- ・ 1人につき、年1回かつ1時間以内となっている。

#### <相談までの流れ>

- ・ 市の母子父子自立支援員もしくは女性相談員による状況確認（聞き取り）
- ↓
- ・ 法的知識が必要との判断になったら、申請書を記入してもらう
- ・ 市から弁護士会に申請書を送る
- ↓
- ・ 弁護士会で弁護士を決定する
- ↓
- ・ 弁護士による無料相談を実施

#### <相談実績>

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
7件	3件	2件	2件

#### <市の事務の流れ>

- ① 申請者と弁護士の無料相談終了後、弁護士から実績報告が市に提出される
- ② 市から弁護士に報償費（11,000円）を支払う

取組内容

2 公正証書等の作成支援

養育費の文書による取決めを促進し、継続した履行確保を図るため、**公正証書等の作成に要した費用を補助**する。

対象者 : 児童扶養手当と同等の所得水準

**養育費の取決めに関する債務名義を有している**

養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満)を現に扶養している

養育費の取決めに係る経費を負担している

対象経費 : 公証人手数料令に定められた公証人手数料

調停の申立てや裁判用の収入印紙代

公的書類の作成に必要とされた添付書類取得費用

公的機関が求めた連絡用の郵便切手代

補助額 : **対象経費の全額 (上限 3 万円)**

申請期限 : 公正証書等を作成した日の属する年度の末日まで

<申請に必要な書類>

- ・本人とその子の戸籍謄本、世帯全員の住民票の写し
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・補助対象経費の領収書
- ・養育費の取決めを交わした文書

<利用実績>

※令和3年度から実施

年度	R3	R4	R5
件数	0件	6件	6件

★ 開始年度の令和3年度は申請が全くなかったため、**公証人役場や家庭裁判所にチラシの設置について協力してもらった**ことで効果的な周知ができ、令和4年度から申請件数が増えた。



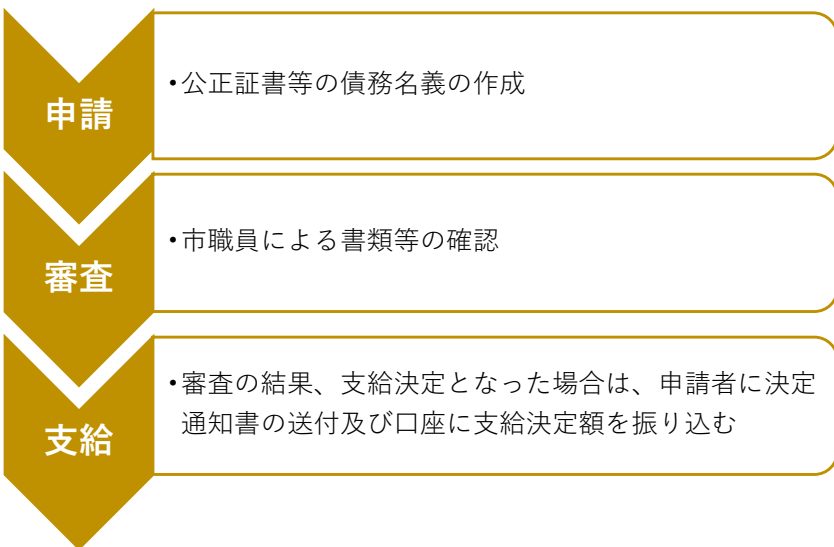
● 養育費に関する公正証書等取得促進補助金交付事業

取組内容

1 公正証書等の債務名義の取得に必要な費用の助成の実施

- ・ 岐阜市に在住するひとり親の方で、養育費に関する取り決めをした公正証書等を作成した場合に作成に係った費用を補助する。
- ・ 上限17,000円
- ・ 取り決めをした日から6か月以内に申請が必要。
- ・ 過去に同様の補助金を受け取っていないこと。

<相談までの流れ>



<申請に必要な添付書類>

- ・ 戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し(省略できる場合有)
- ・ 児童扶養手当証書の写し(省略できる場合有)
- ・ 対象経費を負担したことが確認できる領収書の写し
- ・ 公正証書等の債務名義の内容が確認できる書類の写し

<実績等>

- ・ 令和4年度 支給件数 27件
- ・ 令和5年度 支給件数 25件 (令和5年12月末現在)



- 養育費の取決めにかかる費用の助成
- 離婚前後親支援講習会など情報提供や各相談機会の提供

## 取組内容

### 1 公正証書や調停により養育費の取決めを交わした場合の費用の助成

【対象者】豊橋市在住のひとり親（児童扶養手当対象年齢の子どもがいる方）で、養育費取決めのための公正証書作成等をした方

【助成の対象となる費用】①養育費の取決めのための公正証書にかかる手数料  
②養育費の取決めを含む調停の申立てのための収入印紙代  
③上記①②の手続きに必要な戸籍謄本等の取得費用、郵便切手代

【助成金の額】実際にかかった経費の額（上限27,000円）

#### <周知方法>

- ・離婚時に必要な取決めと本助成金について掲載したチラシを離婚届と共に配布
- ・公証役場に本助成金の案内チラシを設置
- ・窓口電子掲示板への養育費啓発広告掲示

#### <助成金を受けるまでの流れ>

- ① 養育費の取決め
- ② （離婚成立後）子育て支援課で申請
- ③ 助成金申請
- ④ 指定口座にて受領

#### <申請に必要な書類>

- ・戸籍謄本または抄本
- ・領収書等
- ・養育費の取決めを交わした文書
- ・金融機関の通帳

#### <相談実績（見込み）>

- ・令和4年度 53名申請
- ・令和5年度 30名申請（令和5年12月末時点）

取組内容

2 離婚前後親支援講習会など情報提供や各相談機会の提供

- 「離婚前から考える養育費のための公正証書」セミナー  
 養育費を中心に同居親と別居親が必要な取り決めや心構え及び文書作成の重要性を学ぶ講座の実施  
 【対象者】 豊橋市在住のひとり親家庭の親、離婚を考えている方  
 【参加費】 無料  
 【定員】 30名  
 【その他】 託児あり／LINE等を用いた広報を実施

＜利用実績＞ 年1回週休日に開催／令和4年度 11名、令和5年度 10名

- 養育費・面会交流のための個別相談会  
 元家庭裁判所の調査官による養育費や調停、裁判などの個別の事情に応じた相談会の実施  
 【対象者】 豊橋市在住のひとり親家庭の親、離婚を考えている方  
 【参加費】 無料（1人30分程度）  
 【定員】 5名  
 【その他】 養育費等相談支援センターへ派遣依頼／LINE等を用いた広報を実施

＜利用実績＞ 年1回平日に開催／令和4年度 4名、令和5年度 5名（予定）

- 司法書士、相談員による養育費などについての相談  
 【対象者】 豊橋市在住のひとり親家庭の親  
 【参加費】 無料  
 【その他】 母子家庭等就業支援センター委託事業

＜利用実績＞ 平日10時～16時対応／令和4年度 21名、令和5年度 16名（令和5年12月末現在）



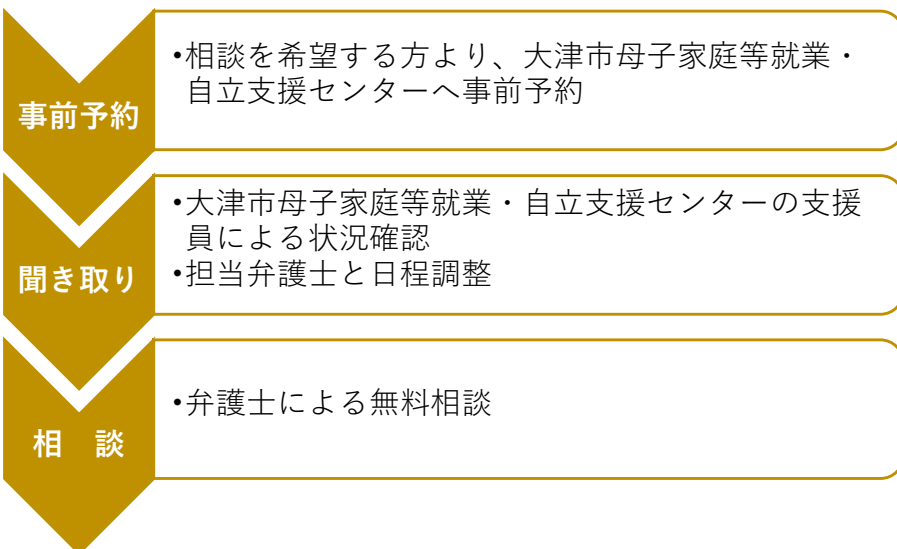
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成支援補助の実施
- 養育費保証契約促進補助の実施

## 取組内容

### 1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 大津市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親家庭の方等（※但し、20歳未満の児童を養育している方）を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は滋賀弁護士会と派遣契約を締結）
- ・ 相談は毎月3回程度を予定しており、担当弁護士と日程調整し、随時実施。  
相談を希望する方は、大津市母子家庭等就業・自立支援センターへ事前予約が必要。
- ・ 大津市母子家庭等就業・自立支援センターの支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回1時間程度）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績（見込み）>

- ・ 相談は担当弁護士の事務所または滋賀弁護士会館で実施。毎月3回程度の相談を予定。  
令和5年4月～令和5年12月は計17名の相談を実施。
- ・ 児童扶養手当現況届の会場で弁護士による養育費相談会を実施。



取組内容

2 公正証書等作成支援補助の実施（事前相談要）

ひとり親家庭の母又は父を対象として、**養育費に関する公正証書等作成や調停の申立てに係る経費を市が補助する。**（対象経費の全額・**上限3万円**）

<対象者>

- ・ 作成時点で大津市に居住していること
- ・ 養育費の取り決めに係る経費を負担していること
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）を現に扶養していること
- ・ 過去に養育費に関する公正証書等作成支援に関する補助金の支給を受けていないこと

<手続きの流れ>

事前相談



公正証書の作成



補助金交付申請



補助金支給決定  
請求書提出



補助金支給

公正証書等を作成した翌日から6ヶ月以内に、必要書類を添付の上交付申請書を子ども家庭課に提出する。

<申請に必要な書類>

- ・ 交付申請書
- ・ 児童扶養手当証書（ない場合は本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本、住民票）
- ・ 補助対象経費の領収書等
- ・ 強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書等の正本

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和5年度12月時点で12名が利用

取組内容

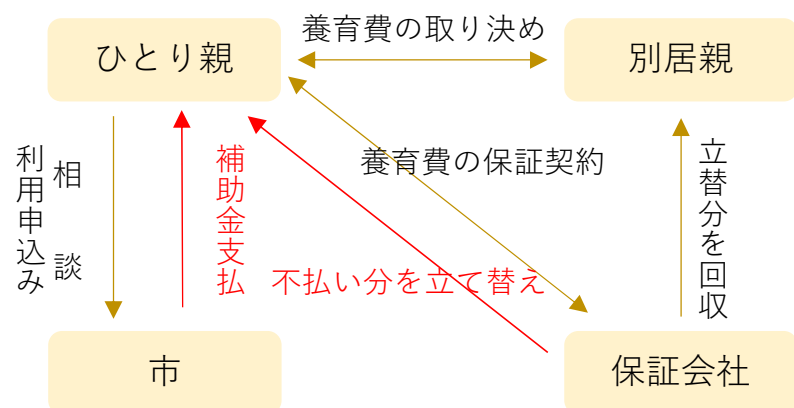
3 養育費保証契約促進補助の実施（事前相談要）

保証会社との間に1年以上の養育費保証契約を締結するひとり親を対象として、**初回保証料を市が補助する。**（**上限5万円**・対象児童1人につき1回）

<対象者>

- ・ 養育費保証契約時点で大津市に居住していること
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）を現に扶養していること
- ・ 同一の子どもに対して、過去に同様の補助金の支給を受けていないこと
- ・ 福祉医療費助成の所得制限内であること

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 交付申請書
- ・ 児童扶養手当証書（ない場合は本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本）
- ・ 補助対象経費の領収書等
- ・ 強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書等の正本
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和5年度12月時点で1名が利用



- 公正証書等作成費用補助の実施
- 養育費保証契約の費用補助の実施

## 取組内容

### 1 公正証書等作成費用補助の実施

母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、養育費の取り決めに関する公正証書や調停調書等を作成した際に、**本人が負担した費用**の一部または全額を補助する。

- 対象者
- 市内在住のひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす方
  - 児童扶養手当の支給を受けている方又は、同様の所得水準にある方
  - 養育費の取り決めに係る経費を負担した方
  - 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
  - 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）現に扶養している方

- 補助金額 上限3万円

#### <申請に必要な書類>

- ・申請者及び児童の戸籍謄本または抄本
- ・世帯全員の住民票
- ・児童扶養手当の証書または申請者の所得証明書
- ・補助対象経費の領収書
- ・養育費の取り決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る）

#### <利用実績>

- ・令和5年度12月末時点で 15件

取組内容

2 養育費保証契約の費用補助の実施

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者が保証会社と養育費保証契約を締結し、その**初回保証料**を補助する。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

○対象者 市内在住のひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす方  
 児童扶養手当の支給を受けていること又は、同様の所得水準にある方  
 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者に限る）を扶養している方  
 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方  
**保証会社と1年以上**の養育費保証契約を締結している方

○補助対象 保証会社と養育費保証契約を締結する際に、初回保証料として本人が負担する費用  
 （上限月額養育費相当額で最高5万円）

<申込みに必要な書類>

- ・ 申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 世帯全員の住民票
- ・ 児童扶養手当の証書または申請者の所得証明書
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書（債務名義化したもの）
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書

<利用実績>

- ・ 令和4年度 1件
- ・ 令和5年12月末時点 0件



- 公正証書・調停調書等作成促進補助金の交付・養育費セミナーの実施（令和2年9月より実施）
- 養育費保証促進補助金の交付（令和2年9月より実施）
- 養育費確保のための弁護士費用補助金の交付（令和4年9月より実施）
- 自立支援センターでの無料弁護士・専門員相談事業

## 取組内容

### 1 公正証書・調停調書等作成促進補助金の交付（事前相談要）・養育費セミナーの実施

公正証書・調停調書の**作成手数料それにかかる書類取得費用を市が補助**

補助額：3万円を上限に負担した実費額

申請期限：書類作成日から6ヶ月以内

#### ●養育費セミナー

・公証人を講師に招き、市民向け講座を開催

（R2～R5年度 参加者のべ31名）

#### 広報周知の方法（養育費保証、弁護士費用補助金も同）

- ・児童扶養手当現況届案内時に制度案内チラシ同封
- ・市ホームページ・市広報誌・ひとり親家庭へのLINE配信・メディアリリース

#### <申込みに必要な書類>

- ・作成した公的書類
- ・戸籍謄本・住民票（児童扶養手当証書でも可）
- ・要した費用の領収書
- ・金融機関口座の通帳等

親子交際についても考えないとね

参加料無料

### 公正証書作成（養育費分）に関する市民向け講座を開催します

★日時 令和5年（2023年）12月11日（月）午前10時～正午

★場所 市役所第二庁舎5階第1会議室

★講師 大阪公証役場公証人

★申込期間 11月13日（月）～12月6日（水）

★申込方法 オンライン申込または電話

★定員 30人（応募者多数の場合は抽選）

養育費ってどう取り決めたらいいのかな

一時保育（1歳～10歳未満児）定員6人

●お問合せ先●  
豊中市子育て給付課  
☎06-6858-2767

オンライン申込はこちらから

取組内容

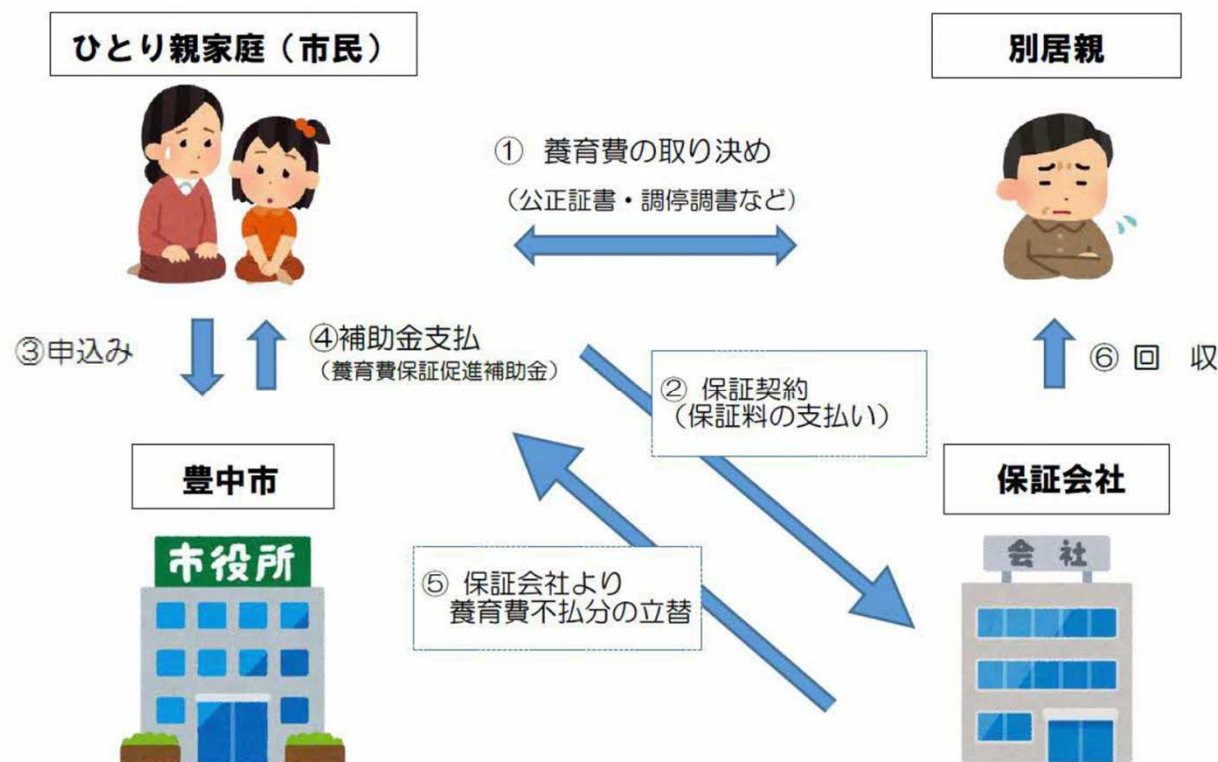
2 養育費保証促進補助金の交付（事前相談要）

- ・公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親が、自身で選んだ保証会社との間で1年以上の**養育費保証契約を締結した場合に、その保証料相当額を市が補助**する。

補助額：5万円を上限に負担した実費額

補助対象：**契約締結日から1年間の費用**

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・作成した公的書類
- ・戸籍謄本・住民票  
（児童扶養手当証書でも可）
- ・支払った保証料の領収書
- ・金融機関口座の通帳等

<補助実績（令和2～5年度計）>

令和5年度は令和5年12月末時点

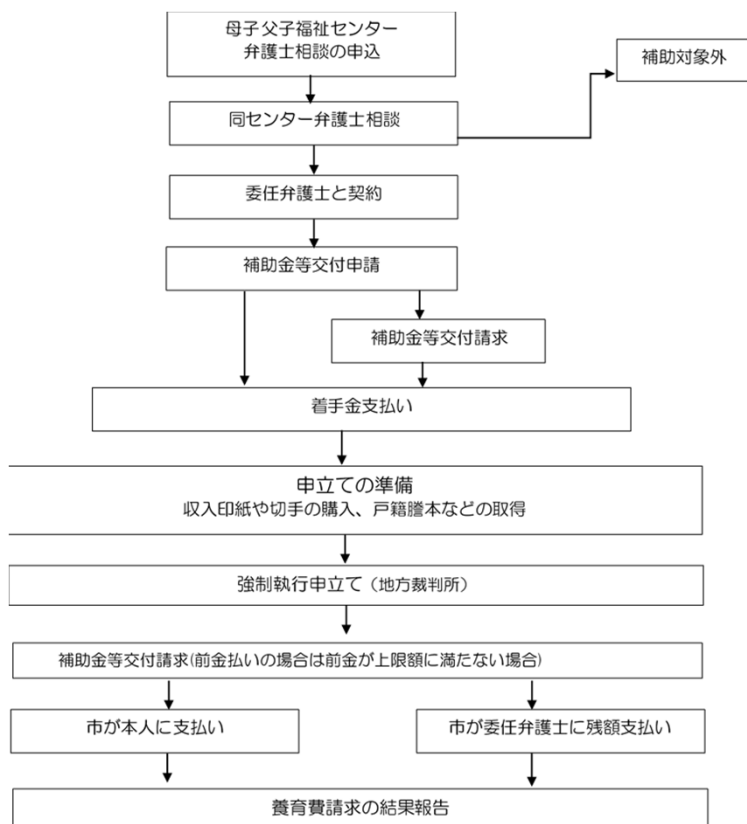
- ・公正証書等 88件
- ・養育費保証 3件

取組内容

3 養育費確保のための弁護士費用補助金の交付（事前相談要）

弁護士に依頼して養育費請求についての強制執行申立等を行う場合の弁護士費用の補助  
補助額：15万円を上限に負担した実費額

<相談までの流れ>



<対象者> ①～⑥のすべてを満たしている方

- ①市内に住所を有し、かつ居住している（配偶者等からの暴力を理由に避難している方は居住実態がある）
- ②養育費の取り決めの対象となる20歳未満の子どもを現に扶養している
- ③養育費の不払いにより受け取れていない債権がある
- ④養育費の取り決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付き公正証書など）を有している
- ⑤豊中市立母子父子福祉センターが実施する「ひとり親家庭弁護士相談」を受け、養育費の回収が見込める
- ⑥過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費請求等の弁護士費用補助金を交付されていない

<補助実績（令和4～5年度）> 8件

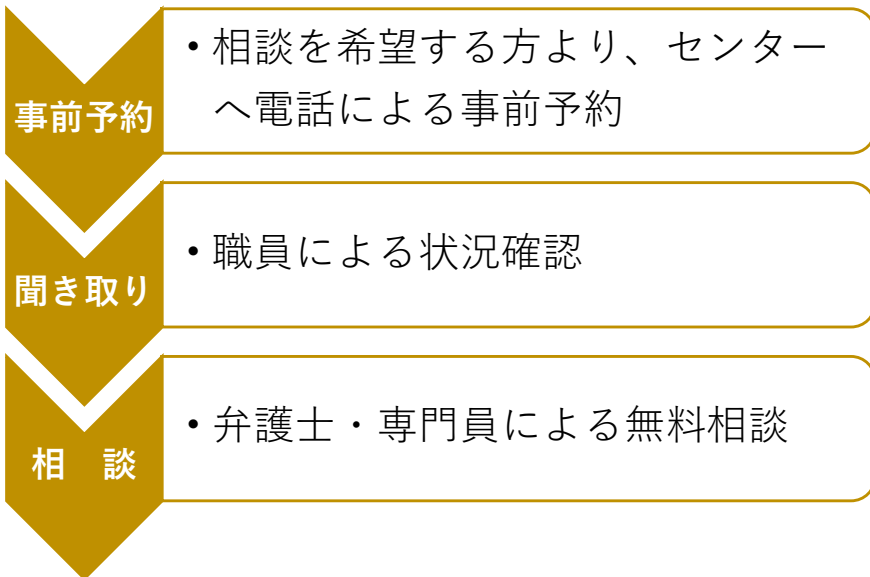
令和5年12月末時点

取組内容

4 弁護士・専門員による無料相談の実施【指定管理者委託事業】

- ・市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として母子家庭等就業・自立支援センターにて**無料相談を実施**（1回60分程度）。
- ・**弁護士相談**は毎月4回（平日夜間・土曜昼間）に実施。
- ・**家庭裁判所元調査官・元調停委員による専門員相談**は毎月1回（平日昼間）に実施。
- ・自立支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえて、無料相談へ引継ぐこともあり。
- ・事前の聞き取りを踏まえ、活用できる支援等があれば、**養育費に関することにとどまらず情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（令和5年度 12月末現在）>

- ・ 弁護士相談 56 回
- ・ 専門員相談 24 回



## スライド 80

---

T2       $8+7+7+8+4+6+6+7+3=56$   
豊中市, 2024/03/25

T3       $3+2+2+2+3+3+3+3=24$   
豊中市, 2024/03/25



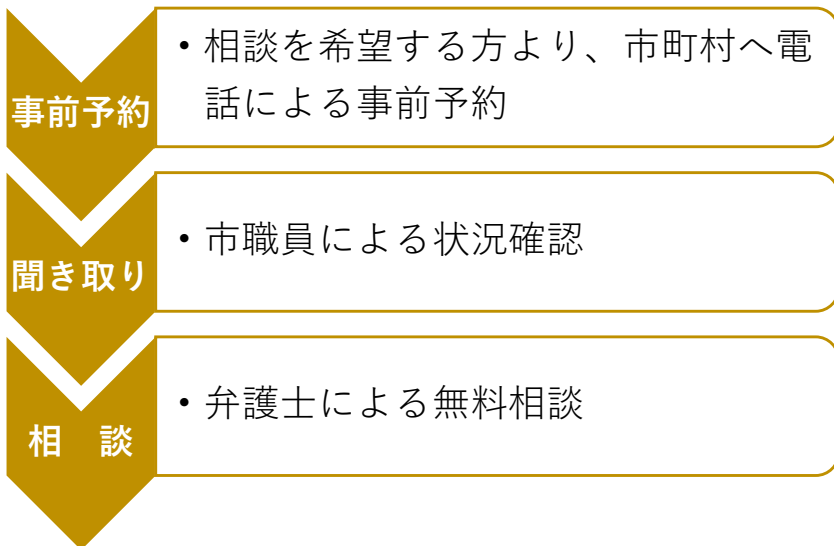
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費確保に関する公正証書等作成費・保証契約補助の実施

## 取組内容

### 1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 枚方市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- ・ 相談は毎月1回特定日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順）
- ・ 市職員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績（見込み）>

- ・ 令和5年度については、市の会議室を活用し、毎月1回の無料相談会を実施予定
  - ・ 各回4名程度の参加を予定
- ※ 令和5年4月～12月にかけて、9回の相談会を実施し、計36名が相談会に参加

## 取組内容

## 2 養育費確保に関する公正証書等作成費・保証契約補助の実施

## 【公正証書等作成費補助】

公正証書の作成や家庭裁判所への調停の申立て等に係る経費を補助

補助対象経費：(1)公証人手数料令の規定による手数料 (2)家庭裁判所での調停又は裁判に要する収入印紙代 (3)戸籍謄本等の添付書類の取得に係る手数料 (4) 公証人役場又は家庭裁判所との連絡のための郵便切手代

補助の金額：上記の補助対象経費の合計額（上限30,000円）

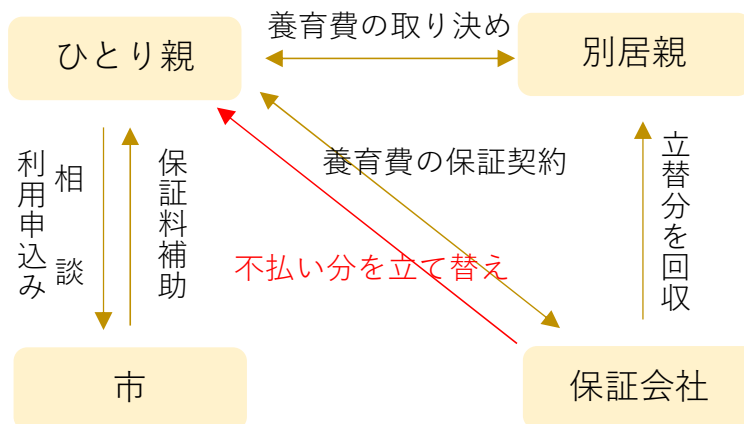
## 【保証契約補助】

養育費の取得の確保のために保証会社と保証契約を締結する際の保証料を補助

補助の対象：保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用

補助の金額：上記の補助対象経費（上限50,000円）

## &lt;保証契約補助事業イメージ&gt;



## &lt;利用実績&gt;

## 【公正証書作成費補助】

令和5年4月～12月末実績 17件

## 【保証契約補助】

令和5年12月末時点 0件



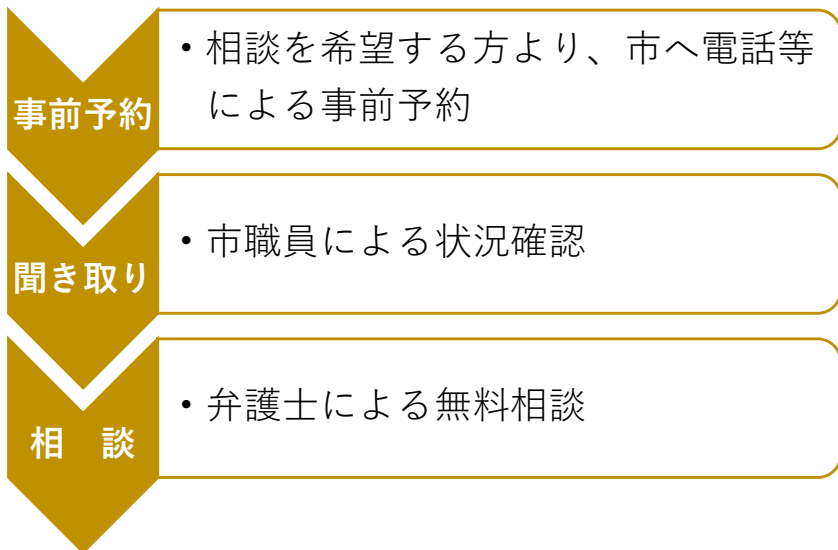
- 弁護士による無料法律相談の実施
- 債務名義取得促進補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 八尾市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（大阪弁護士会と委託契約）
- ・ 相談は毎月1回特定日（第三金曜日午後1時から午後4時）に実施。相談を希望する方は、事前予約が必要。（先着順）
- ・ 市職員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、相談内容が異なる場合は、同じ相談者が複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



・ 相談を希望する方より、市へ電話等による事前予約

・ 市職員による状況確認

・ 弁護士による無料相談

<相談実績（見込み）>

・ 令和5年度については、ひとり親面談室を利用し、毎月1回実施。各回定員は6名。

<令和3年度> 12回実施 相談件数46件

<令和4年度> 12回実施 相談件数30件

<令和5年度> 9回実施 相談件数35件

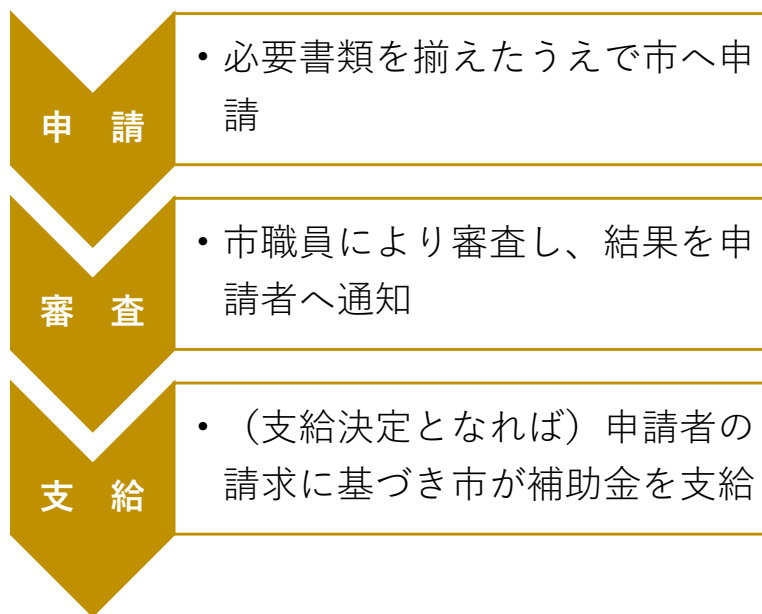
※令和5年度は1月末時点

## 取組内容

## 2 債務名義取得促進補助の実施

- ・ 八尾市在住の、養育費の対象児童を扶養しているひとり親を対象として債務名義（公証役場で作成した公正証書等や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決等）の取得にかかる本人費用負担等を補助する。
- ・ 上記債務名義（取得から1年以内のもの）を有し、債務名義作成に係る経費を負担し、過去に同様の補助を受けていないひとり親が対象となる。
- ・ 補助対象は、公証人手数料や家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、郵便切手代。（上限5万円）

## ＜支給までの流れ＞



## ＜申請に必要な書類＞

- ・ 申請者及びその児童の戸籍謄本等及び住民票（公募等で確認できる場合省略可）
- ・ 補助対象経費の領収書等・養育費の取り決めを交わした債務名義・印鑑

## ＜利用実績（見込み）＞

- ・ 市のホームページのほか、戸籍担当課にて離婚届を受け取りに来られた方へ案内チラシを配布。

＜令和3年度＞ 9件   ＜令和4年度＞ 7件

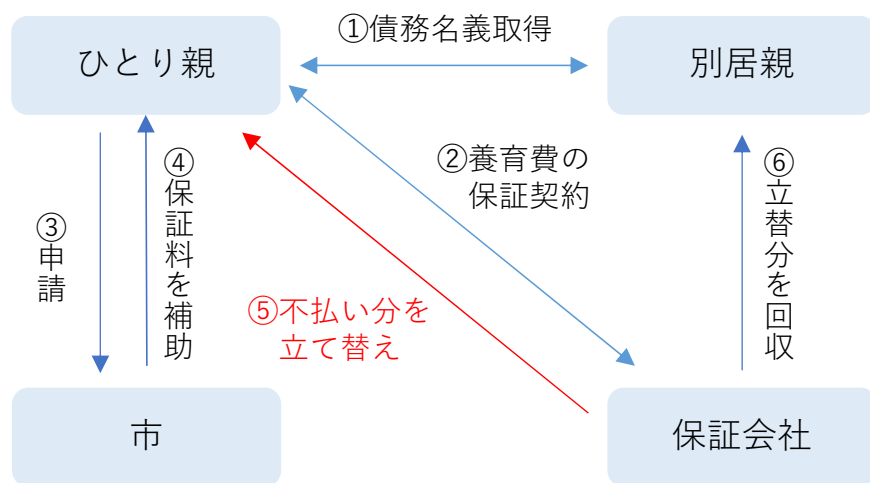
＜令和5年度＞ 11件   ※令和5年度は1月末時点

## 取組内容

## 3 保証契約補助の実施

- ・ 債務名義により養育費の取り決めを行っており、現に養育費の対象児童を扶養しているひとり親が、保証会社と1年以上の**養育費保証契約を締結した場合、その保証料を市が補助**する。（保証会社の指定はなし）
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあるひとり親で過去に同様の補助を受けていないひとり親が対象となる。
- ・ 対象は保証料として本人が負担した費用（上限5万円）で契約締結後、1年以内に申請する必要がある。

## &lt;事業イメージ&gt;



## &lt;申込みに必要な書類&gt;

- ・ 申請者及びその児童の戸籍謄本等及び住民票（公募等で確認できる場合省略可）
- ・ 児童扶養手当証書の写し ・ 補助対象経費の領収書等
- ・ 養育費の取り決めを交わした債務名義
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書 ・ 印鑑

## &lt;利用実績（見込み）&gt;

- ・ 市のホームページのほか、戸籍担当課にて離婚届を受け取りに来られた方へ案内チラシを配布。

<令和3年度> 1件 <令和4年度> 0件

<令和5年度> 0件 ※令和5年度は1月末時点



- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成費用補助の実施 等

## 取組内容

### 1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 寝屋川市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は弁護士会から派遣）
- ・ 相談は毎月第1・3水曜日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順、1回40分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ **養育費、面会交流の取決めにかかわらず、公正証書等の手続や書面作成について支援を実施**。
- ・ 養育費未払、面会交流の不実施の相談にも対応。

#### <相談までの流れ>

事前予約

- ・ 相談を希望する方より、市へ電話による事前予約

相談

- ・ 弁護士による無料相談

#### <相談実績（見込み）>

- ・ 令和5年度については、市の会議室を活用し、毎月2回の無料相談を実施
- ・ 各回2名の利用枠を確保
- ※ 令和4年度については、計26名が相談を利用

取組内容

2 公正証書等作成費用補助の実施

- 公正証書等（債務名義）により養育費、面会交流の取り決めを行っている者を対象として、**公正証書等の作成に要した費用を市が補助**する。

補助金額 : 上限 4 万円

補助対象 : 公証人手数料令に定められた手数料、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入  
印紙代、戸籍謄本等の添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

申請期間 : 公正証書等の書面を作成した日から 1 年以内

<事業イメージ>

申請

- 補助を希望する方より、市窓口へ申込み（郵送可）

審査

- 市職員による申請の受理・審査

交付

- 補助金の交付決定

<申請に必要な書類>

- 本人確認書類
- 銀行口座の通帳
- 作成した公正証書等
- 公証役場、裁判所等の領収書 等

<利用実績（見込み）>

- 令和 5 年度12月時点で21名を補助
- ※ 令和 4 年度については、28名を補助





- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成費用の補助・養育費保証契約に要する経費の補助の実施

## 取組内容

### 1 弁護士による無料相談の実施

- ・西宮市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の母または父を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- ・対面での相談は年3回実施 ※ 各定員6名。  
令和4年度よりオンライン相談にも対応。（1回30分程度、1人1回。）
- ・母子父子自立支援員による事前相談を行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。  
事前の聞き取りにて、対象者に合った支援等の情報提供も行っている。

#### <相談までの流れ>

事前予約

- ・相談を希望する方より、市へ申込

聞き取り

- ・母子父子自立支援員による事前相談

相談

- ・弁護士による無料相談

#### <相談実績（見込み）>

- ・令和4年度は、2回実施（参加者計7名）  
※3回実施予定だったが、1回は申込者なしのため実施に至らず。  
オンライン相談は、申込者なし。
- ・令和5年度は、2回実施済（参加者計7名）  
3回目は令和6年2月に実施予定。  
オンライン相談は、令和5年12月末時点申込者なし。
- ・令和6年度も引き続き対面での相談（3回）、  
オンライン相談を実施予定。

## 取組内容

## 2 公正証書等作成費用の補助の実施

公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親の母または父を対象として、公正証書等を作成した際にかかる公証人手数料等の申請者が負担した費用を補助する。

※公正証書等に養育費の支払いについて強制執行できることが明記されていることが必要。

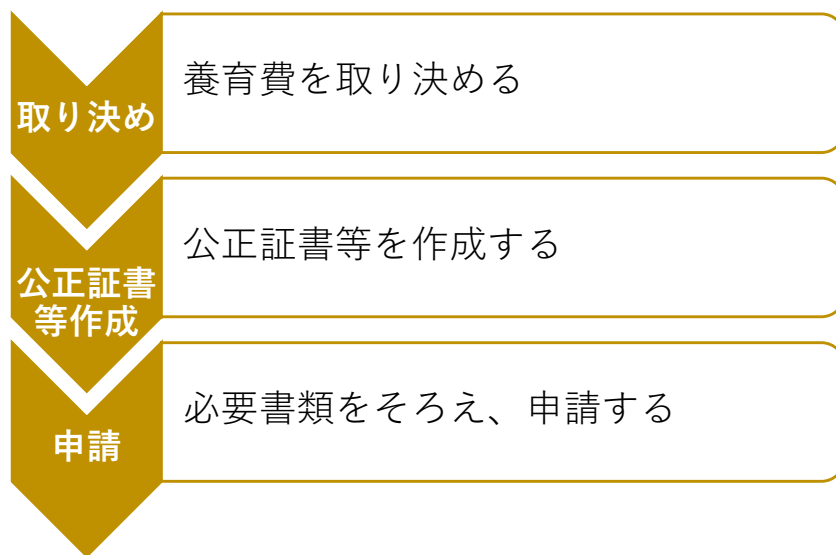
※所得制限は設定していない。

## ＜補助対象経費＞

以下の経費のうち、申請者が負担した費用【※上限：5万円】

- ・ 公証人手数料（養育費以外の取り決めの手数料は対象外）
- ・ 家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代

## ＜申請までの流れ＞



## ＜申込みに必要な書類＞

- ・ 児童扶養手当証書または戸籍謄本及び住民票
- ・ 補助対象経費の領収書等
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書
- ・ 振込先のわかるもの

## ＜利用実績（見込み）＞

- ・ 令和4年度は7名が利用（事業開始は7月）
- ・ 令和5年度は12月末時点で10名が利用

## 取組内容

## 3 養育費保証契約に要する経費の補助の実施

公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親の母または父を対象として、保証会社と契約した際にかかった初回の保証料を補助する。

※公正証書等に養育費の支払いについて強制執行できることが明記されていること、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していることが必要。

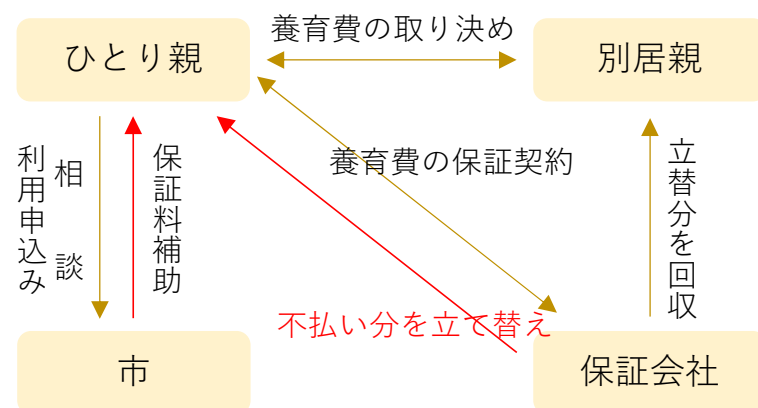
※所得制限は設定していない。

## ＜補助対象経費＞

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として申請者が負担した費用

【※上限：5万円】

## ＜事業イメージ＞



## ＜申請に必要な書類＞

- ・ 児童扶養手当証書または戸籍謄本及び住民票
- ・ 補助対象経費の領収書等
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
- ・ 振込先のわかるもの

## ＜利用実績（見込み）＞

- ・ 令和4年7月から事業開始
- ・ 令和5年12月末時点で、申請なし



●養育費の取決めサポート（手続支援・費用補助）

取組内容

1 養育費取決めサポート（令和2年8月～）

養育費についての債務名義を取得するための手続支援と費用補助を行う。

1 手続支援

養育費請求調停の申立書の書き方、必要書類及び手続の流れ等についてアドバイスする。

2 費用補助

債務名義作成にかかる費用（調停申立費用又は公証人手数料）を補助する。

〈要件〉明石市に住んでいるこどもを監護しており、養育費の取決めを検討していること。

費用負担後6か月以内の申請が必要。

＜必要書類＞

□ 共通

申請書 請求書

□ 調停申立等の場合

調停申立等を行ったことがわかる書類

（受付印が押された申立書や呼出状など）

□ 公正証書作成の場合

公正証書 領収書

＜実績（費用補助）（令和5年11月末日現在）＞

1 令和3年度実績

調停申立 5件（こども 7人）

公正証書作成 36件（こども67人）

2 令和4年度実績

調停申立 6件（こども13人）

公正証書作成 32件（こども52人）

3 令和5年度実績

調停申立 2件（こども 4人）

公正証書作成 15件（こども23人）



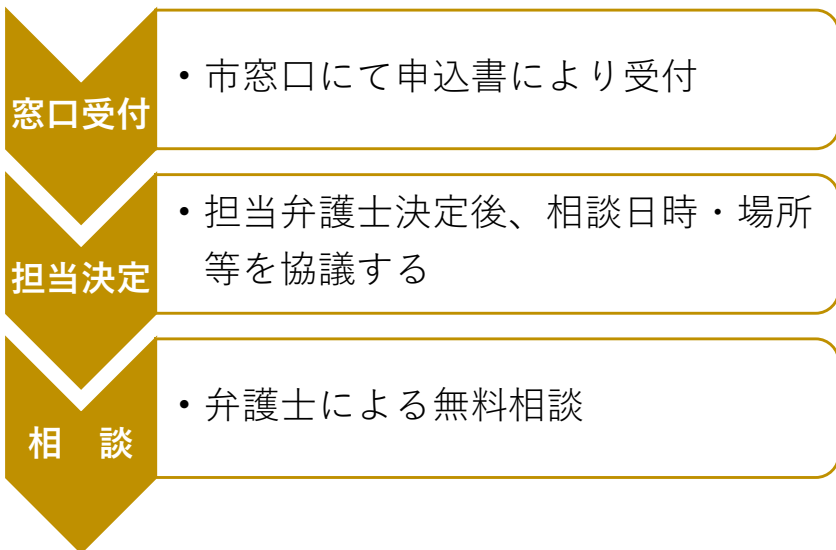
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費確保手続きに関する実費及び弁護士着手金の補助

## 取組内容

### 1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 20歳未満の子どもを養育し、かつ奈良市に在住している方のうち、離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方を対象として**養育費確保に関する弁護士無料相談を実施**。（奈良弁護士会に委託）
- ・ 市窓口にて申込書により受付。担当弁護士決定後、相談者が相談日時・場所等を直接担当弁護士と協議。相談は原則担当弁護士の事務所で行う。
- ・ 1回1時間程度、1案件につき上限2回まで。
- ・ 窓口受付時、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績（令和5年12月末現在）>

- ・ 令和3年11月より実施し、現在まで22件の相談実績がある。
- <参考>
- 令和3年度…6件
  - 令和4年度…7件
  - 令和5年度…9件

取組内容

2 養育費確保手続きに関する実費及び弁護士着手金の補助

- 20歳未満の子どもを養育し、かつ奈良市に在住している方のうち、離婚を検討している方、ひとり親の方を対象として、**公正証書作成手数料、養育費確保のための調停申立てにかかる費用の一部を補助。**
- 以下の要件をすべて満たしていることが必要。
  - 交付申請時にはひとり親であり、該当子の養育費の請求権を持っている。
  - 養育費確保に関して、申請者が費用を負担している（負担する予定である）。
  - 養育費確保に関して、今までに奈良市、国、他市町村から補助金の交付を受けていない（一部を除く）。

	公正証書 作成手数料	養育費請求調停及び養育費にかかる強制執行の申立て費用	
		着手金	実費
対象費用	養育費分及び強制執行・交付送達分	弁護士費用のうち養育費にかかる着手金	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立てに係る収入印紙代</li> <li>申立て時に裁判所に求められる予納切手代</li> <li>申立て時に必要な戸籍謄本等の公的書類発行手数料</li> </ul>
補助上限	43,000円	100,000円	50,000円
備考	強制執行認諾条項が必要	支払い前に交付申請が必要	裁判所への交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外

- 着手金は概算払いが可能。** また、着手金及び実費補助金は**弁護士または弁護士法人の口座に直接振込が可能。**
- 所得制限は設定していない。**

<申込みに必要な書類>

- 戸籍謄本（ひとり親である状態の戸籍）
- 対象経費の領収書
- 作成した公正証書、手続きしたことがわかる申立書（本人控）等の書類 等

<利用実績(令和5年12月末現在)>

- 令和3年11月より実施
- 公正証書作成手数料
    - …22名（令和3年度：1名、令和4年度：8名、令和5年度：13名）
  - 養育費請求調停及び養育費にかかる強制執行申立て費用
    - …7名（令和3年度：3名、令和4年度：2名、令和5年度：2名）



- 弁護士による養育費等無料相談の実施
- 公正証書等作成補助
- 養育費保証会社保証料補助
- 強制執行経費補助

## 取組内容

### 1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 和歌山市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- ・ 相談は毎月1回実施。（第2水曜日の午後開催）加えて8月、9月には夕方開催を複数回実施。相談時間は1回1時間程度。
- ・ 前日までに電話もしくは窓口にての事前予約が必要。（先着順）

#### <事業イメージ>

事前予約

- ・ 相談を希望する方より、市町村へ電話または窓口にて事前予約

弁護士による無料相談

- ・ 弁護士による無料相談

#### <相談実績>

- ・ 各回3名程度の参加を予定
- ・ 令和5年4月～12月にかけて、15回の相談会を実施し、計25名が相談会に参加

## 取組内容

## 2 養育費確保支援補助金

## ①公正証書等作成補助

公正証書作成、調停申立、裁判に要する費用を補助（上限3万円）

## ②養育費保証会社保証料補助

養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として補助対象者が負担した経費を補助（契約1年目に係る経費に限る）（上限5万円）

## ③養育費強制執行経費補助

養育費の強制執行に係る経費を補助（上限3万円）

## ＜申込みに必要な書類＞

- ・印鑑 ・銀行口座の通帳
- ・住民票及び戸籍謄本（児童扶養手当証書でも可）
- ・補助対象経費の算出根拠となる書類・養育費に係る債務名義
- ・（②における申請のみ）保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
- ・（③における申請のみ）強制執行等の実施を裁判所が決定したことを証する書類の写し

## ＜利用実績＞

- ・令和5年度12月時点実績
- 公正証書等作成補助・・・37件
- 養育費強制執行経費補助・・・0件
- 養育費保会社保証料補助・・・0件





- 公正証書・調定調書作成費用の補助の実施
- 弁護士による無料相談の実施

- 保証契約補助の実施

## 取組内容

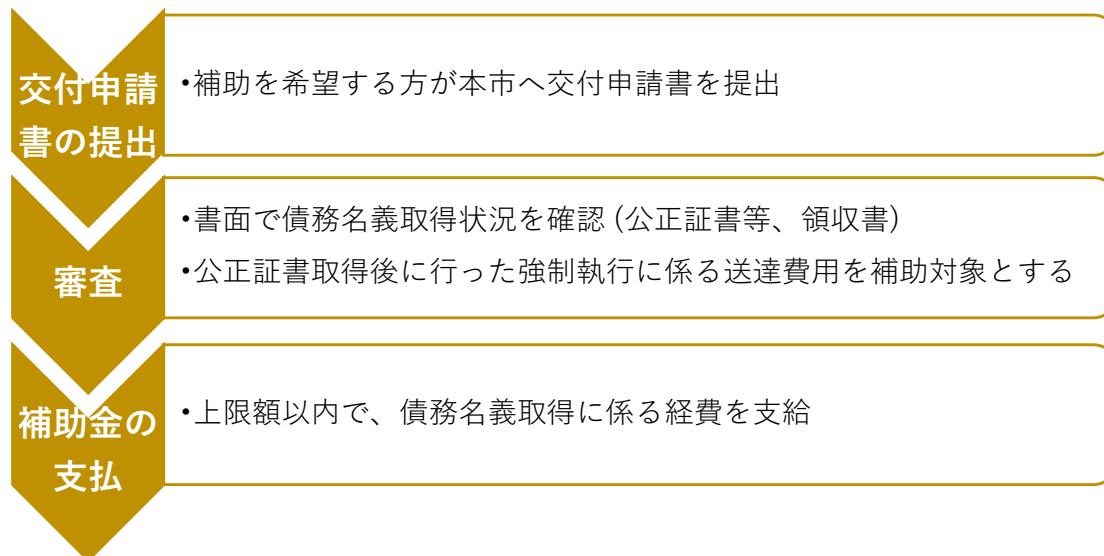
### 1 公正証書・調定調書を作成した際の費用の補助を行う（上限額 3万円）

#### 【対象者】

高松市内に居住し申請日において、ひとり親等であって、次の①～⑤の要件を全て満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る債務名義（公正証書・調停調書など）を有していること。
- ② 養育費の取り決めに係る経費を負担していること。
- ③ 養育費の対象となる子を現に扶養していること。
- ④ 同一の子を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に係る補助金を交付されていない若しくは交付される予定がないこと。
- ⑤ 市税の滞納がないこと。

#### <支給までの流れ>



#### <令和4年度支給実績>

・ 予算額	10件	300,000円
・ 実績	14件	293,815円

#### <令和5年度支給実績（見込み）>

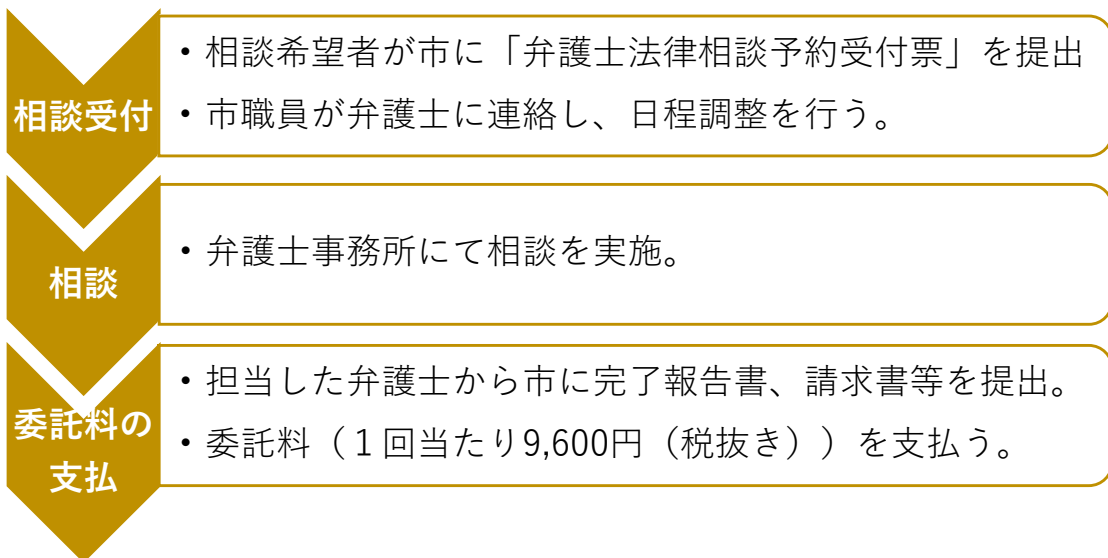
・ 予算額	36件	1,080,000円
・ 実績(見込)	30件	642,653円

## 取組内容

## 2 弁護士による無料法律相談の実施

- ・離婚等に伴う、子どものための養育費等の相談に弁護士が無料で応じる。  
(県弁護士会と業務委託契約を締結)
- ・相談回数は、原則年度内に1回。相談時間は、1回当たり1時間以内。
- ・相談を担当する弁護士の事務所で実施。
- ・相談希望者に「弁護士法律相談予約受付票」(相談者の連絡先、相談希望日等)を記入してもらい、市職員が弁護士と日程調整の連絡を行う。(県弁護士会が作成した名簿に登載された弁護士に連絡する)

## &lt;相談の流れ&gt;



## &lt;キャンセル料&gt;

相談者の都合により当日キャンセルとなった場合、相談があったものとみなし、市から担当予定の弁護士に委託料を支払う。

## &lt;令和5年度相談実績(見込み)&gt;

・実績(見込) 1件 10,560円

## 取組内容

### 3 保証会社と養育費保証契約を締結した場合に、初回保証料の負担分の補助を行う (上限額 5万円)

## 【対象者】

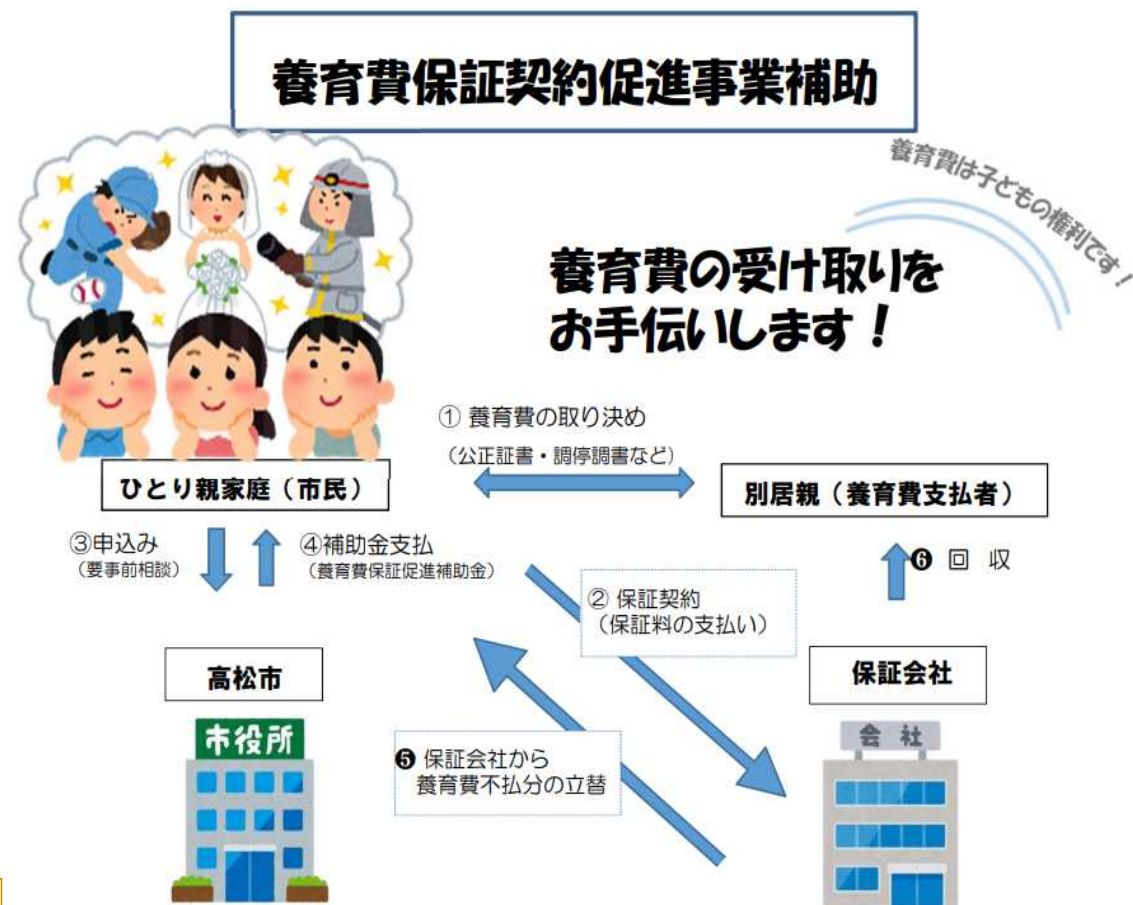
高松市に居住し、補助金の交付申請日において、ひとり親等であって、以下の要件を全て満たす者。

- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ・ 養育費の取決めの対象となる子を現に扶養している者
- ・ 保証会社と原則1年以上の保証契約を締結している者
- ・ 同一の子を対象として、同一の事業に対して、高松市及び国、他の地方公共団体から補助金、助成金の交付を受けていない若しくは受ける予定がない者
- ・ 市税の滞納がない者

#### <令和5年度支給実績(見込み)>

- ・ 実績(見込) 1件 50,000円

#### <事業の流れ>





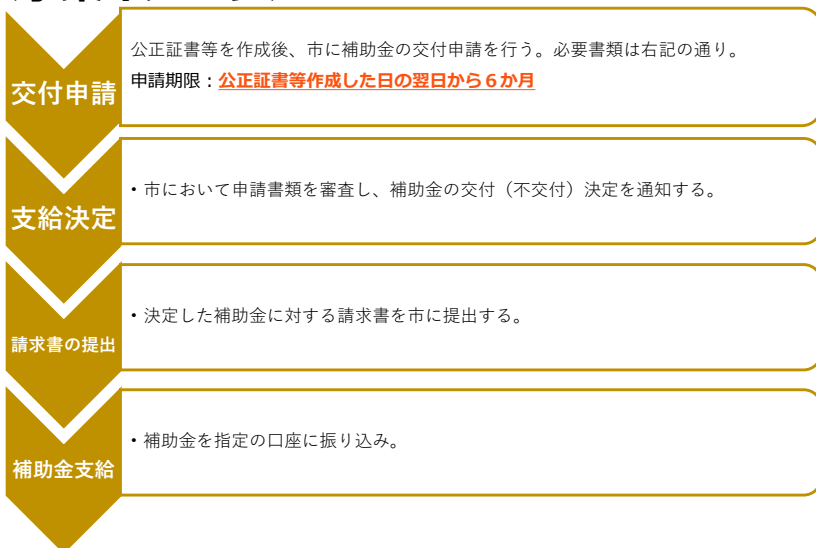
- 公正証書等作成支援事業の実施
- 養育費保証支援事業の実施
- 養育費セミナー・個別相談会の開催

## 取組内容

### 1 公正証書等作成支援事業の実施

- ・ ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取り決めのため、公正証書等を作成する際にかかる **公証人手数料等の本人負担費用（上限3万円）を補助**する。令和3年度から事業開始。
- ・ 対象者：公正証書等を作成した市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、次の①～④の要件をすべて満たす者
  - ①養育費の取り決めに係る債務名義を有している
  - ②養育費の取り決めに係る経費を負担している
  - ③養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している
  - ④過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め同様の補助金を交付されていないこと
- ・ 補助の対象：公証人手数料、調定や裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、官公署が求める連絡用の郵便切手代

#### <事業イメージ>



#### <申込に必要な書類>

- ・ 養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）
- ・ 戸籍謄本又は抄本ならびに世帯全員の住民票
- ・ 児童扶養手当証書（受給者の場合）
- ・ 補助対象となる経費の領収書

#### <相談実績（見込み）>

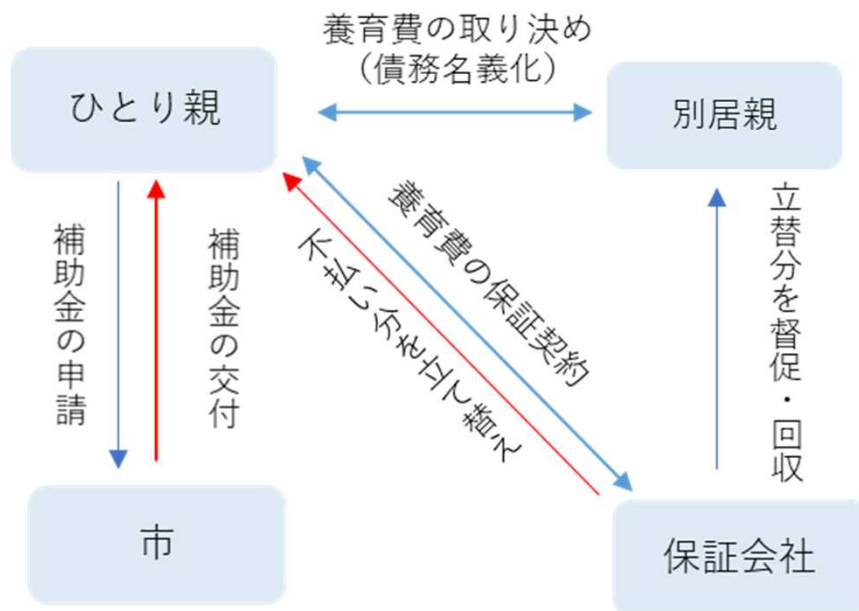
- ・ 令和3年度 12件交付
- ・ 令和4年度 31件交付
- ・ 令和5年度 16件交付（R5.12月末時点）

取組内容

2 養育費保証支援事業の実施

- 令和3年4月1日以降に、ひとり親家庭の母又は父が、保証会社と養育費保証契約を締結した場合に、**保証料の負担分（上限5万円）を補助**する。令和3年度から事業開始。
- 対象者：市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、次の①～④の要件をすべて満たす者
  - ①養育費の取り決めに係る債務名義を有している
  - ②養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している
  - ③保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している
  - ④過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め同様の補助金を交付されていないこと
- 申請期限：**契約締結日の翌日から6か月間**

<事業イメージ>



※保証会社の紹介は行っていない。

<補助の対象>

- 保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料として本人が負担した費用

<申込みに必要な書類>

- 保証会社と契約した養育費保証契約書
- 戸籍謄本又は抄本ならびに世帯全員の住民票
- 児童扶養手当証書（受給者の場合）
- 養育費の取り決めに交わした文書
- 補助対象となる経費の領収書等

<利用実績（見込み）>

- 令和3年度 1件
- 令和4年度 1件
- 令和5年度 1件（R5.12月末時点）

取組内容

3 養育費セミナー・個別相談会の開催

- ・ 市内在住のひとり親の方、子どもがいて離婚を検討している方等を対象として**無料の養育費等に関するセミナー・個別相談会を実施**。
- ・ 養育費に関する基本的な知識の習得の場として養育費セミナーを開催(令和5年度は2回実施)。個別に複雑な相談ニーズに対応するため、第1回は同日に個別相談会を開催。第2回は座談会形式にて個別の相談に対応。
- ・ 第1回の講師は養育費等相談支援センターに派遣依頼。セミナー時間120分。個別相談は1人30分(上限6名)。**個別相談を希望する方はセミナー受講を必須とし**、先着順で受付。第2回は女性弁護士に講師を依頼。前半：セミナー／後半：座談会の2部構成(全180分)で開催。
- ・ 市公式LINEなど**SNSを活用した広報を実施**。セミナーの参加方法について、「**会場(一時保育あり)**」と「**オンライン**」を選択可とした。

<事業イメージ>

事前予約	参加を希望する方より、電子申請により参加申込 第1回・第2回ともに会場参加/オンライン参加から選択 第1回/第2回ともに申し込むことも可
セミナー 個別相談会	・講師(相談員)は元家庭裁判所調査官 ・個別相談は会場参加のみ。 <b>セミナーの受講を必須</b> とした。
セミナー 座談会	・講師は女性弁護士 ・前半：セミナー／後半：座談会の2部構成とし、 <b>座談会は会場参加のみ</b> とした。

子どもの未来のために  
養育費セミナー

一時保育あり  
生後6か月～未就学児(夏子約)  
子どものために知ってほしい。養育費や親子交流の大切さ、養育費等の取決め方や不安解消、確保するためのポイント等について専門家がお話します。

11月8日(水) 受付開始

同日ともオンライン(webex)受講可能

第1回 令和5年12月10日(日)  
元家庭裁判所調査官が、養育費等の取決めについて説明します。セミナーの後に、個別相談会(先着6名)を行います。  
セミナー 10:00～12:00  
個別相談会 13:30～16:30  
講師: 江口 朋子氏 (元家庭裁判所調査官) 公益社団法人家庭問題情報センター(IPPO)主任研究員  
定員: (セミナー) 35名程度 (個別相談会) 6名 先着順 ※個別相談会は1人30分 ※セミナー受講者に限り申込可能

第2回 令和6年1月28日(日)  
弁護士視点で、養育費や親子交流について説明します。セミナー後半には、講師との座談会を開催。ご質問・相談にお答えします。  
セミナー&座談会 13:00～16:00  
講師: 佐木 さくら氏 (弁護士) 女性協同法律事務所所属  
定員: 35名程度

会場 ▶ えーるピア久留米 3階 [301・302学習室] 申込はコチラから▼  
久留米市南訪野 1830-6

対象者 ▶ 久留米市内にお住まいのひとり親の方、お子さんがいて離婚を考えている方 など

受講料 ▶ 無料

お申込み・お問い合わせ  
セミナーのお申込みは、上記QRコードより、電子申請で申し込み下さい。下記 URL ホームページからも申込ができます。  
申込用URL① <https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/lmsx88B1>  
久留米市 家庭子ども相談課 申込用URL② <https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/l/OqRrQEP>  
TEL: 0942-30-9063 (平日8:30～17:15) 久留米市 養育費セミナー 検索

<相談実績(見込み)>

- 令和4年度 1回開催  
セミナー：会場参加9名 個別相談会：4名
- 令和5年度 2回開催  
第1回 セミナー：会場参加6名、オンライン5名  
個別相談会：6名
- ※ 第2回は令和6年1月28日開催予定
- ※ セミナー終了後、希望者には、法律相談や女性相談を案内し、継続的に支援を実施。



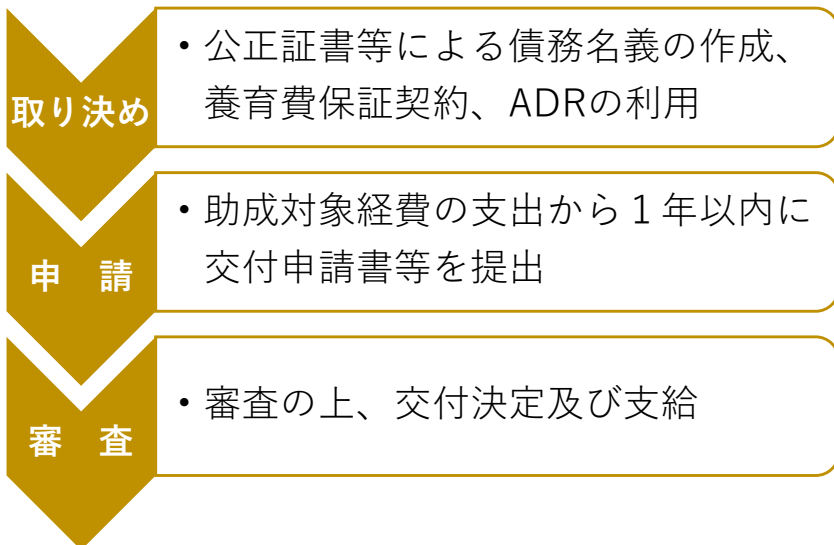
- 公正証書等による債務名義の作成費用支援
- 養育費保証契約の保証料支援
- 裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に要した経費の支援

## 取組内容

### 1 つくば市ひとり親家庭養育費確保助成金交付事業の実施（事業開始：令和4年10月）

- (1) 公正証書等による債務名義の作成費用支援（上限17,000円）
  - ・公正証書作成に係る手数料、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代などの助成。
- (2) 養育費保証契約の保証料支援（上限50,000円）
  - ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料の助成。
- (3) 裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に要した経費の支援（上限50,000円）（令和5年12月追加）
  - ・ADRの利用に係る申込料及び依頼料に相当する費用並びに調停に係る費用の助成。

#### <事業イメージ>



#### <対象者>

- 市内在住のひとり親で、以下を全て満たす方
- ①養育費の取り決めの対象児童を扶養していること
  - ②助成金の対象となる経費を支出したこと
  - ③市税に滞納がないこと

#### <令和5年度実績（令和6年1月末現在）>

- 申請件数  
公正証書等による債務名義の作成費用支援 7件



- 公正証書等作成費用補助の実施
- 養育費保証契約補助の実施

取組内容

1 公正証書等作成費用補助の実施

- ・ 栃木市在住のひとり親家庭の父または母で養育費の取り決めに係る費用を負担した者を対象として、**負担した費用（上限4万3千円）を補助**する。

対象者：栃木市内在住で以下の要件をすべて満たしている方

- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の児童）を現に養育していること。
- ・ 児童扶養手当の支給を受けていることまたは同等の所得水準にあること。
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義（調停調書や和解調書、確定判決、公正証書など）を有していること。
- ・ 養育費の取り決め等に係る費用を負担していること。
- ・ 過去に同一の児童を対象として、地方公共団体（本市を含む）から公正証書等の作成に関する補助金の交付を受けていないこと。
- ・ 市税に滞納のない方。

<補助対象となる費用>

- 養育費の取り決めに関する費用分が対象
- ・ 公正証書：公証人手数料令に定める公証人に支払った手数料
  - ・ 調停申立：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用  
連絡用郵便切手代
  - ・ 裁判：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用  
連絡用郵便切手代

<申し込みに必要な書類>

- ・ 申請書
  - ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
  - ・ 児童扶養手当証書の写し
  - ・ 補助対象経費の領収書の写し
  - ・ 公正証書の写し
- 他

<補助額>

養育費の取り決めに要した費用（上限額4万3千円）

<申請期間>

公正証書等を作成した日の翌日から  
1年以内

<相談実績>

令和4年度 4件



取組内容

2 養育費保証契約補助の実施

- ・ 栃木市在住のひとり親家庭の父または母で養育費の保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に**負担した保証料費用（上限5万円）を補助**する。

対象者：栃木市内在住で以下の要件をすべて満たしている方

- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の児童）を現に養育していること。
- ・ 児童扶養手当の支給を受けていることまたは同等の所得水準にあること。
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義（調停調書や和解調書、確定判決、強制執行認諾約款付公正証書など）を有していること。
- ・ 保証会社と養育費保証契約を締結していること。
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結し、これに係る保証料を負担していること。
- ・ 過去に同一の児童を対象として、地方公共団体（本市を含む）から養育費保証料に関する補助金の交付を受けていないこと。
- ・ 市税に滞納のない方。

<申請期間>

養育費保証契約を締結した日の翌日から1年以内

<補助対象となる費用>

保証会社と養育費保証契約を締結した際に負担した保証料

<補助額>

保証料（上限額5万円）

<申し込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 養育費の取り決め文書の写し
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し  
他

<相談実績>

令和4年度 0件



● 養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施

- ・ 鹿沼市在住のひとり親家庭の父又は母が、養育費に関する取り決めのため、公正証書等を作成する際にかかる**公証人手数料等の本人負担費用（上限4万3千円）を補助**する。令和6年1月から事業開始。
- ・ 対象者：市内に在住するひとり親家庭の父又は母で、次の要件をすべて満たす方
  - ①養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満の児童)を現に養育していること
  - ②養育費の取り決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、調停調書や和解調書、確定判決など）を有していること
  - ③令和6年1月1日以降に養育費の取り決め等にかかる費用を負担したこと
  - ④過去に同一の児童を対象として、地方公共団体（本市を含む）から公正証書等の作成に関する補助金の交付を受けていないこと
  - ⑤市税に滞納が無い方

＜補助対象経費＞

- ・ 公正証書：公証人手数料令に定める公証人に支払った手数料
- ・ 調停申立：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代
- ・ 裁判：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代

＜申請に必要な書類＞

- ・ 補助金等交付申請書、補助金等交付請求書
- ・ 児童扶養手当証の写し又は戸籍謄本及び住民票
- ・ 補助対象経費の領収書の原本
- ・ 養育費の取り決め文書の写し（公正証書等）
- ・ 振込口座の確認ができるもの



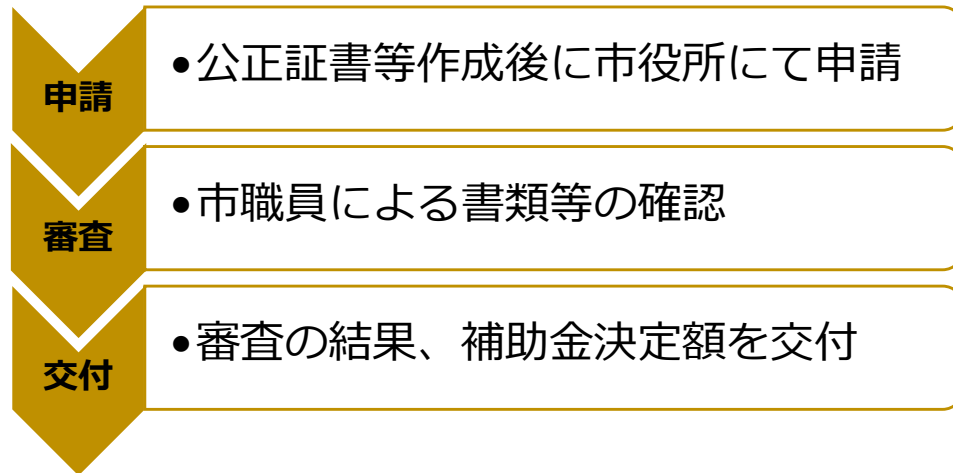
- 養育費に関する公正証書等作成支援補助の実施
- 養育費の保証促進補助の実施

## 取組内容

### 1 養育費に関する公正証書等作成支援補助の実施(令和4年4月1日施行)

- ・対象者 市内在住のひとり親であり、20歳未満の児童を扶養している方
- ・補助対象 養育費の取り決めに要した本人が負担した費用
- ・補助額 経費の全額（上限4万3千円） ※1人1回のみ
- ・申請期限 公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内

#### <交付までの流れ>



#### <申請書類等>

- ① 申請書
- ② 戸籍謄本および世帯全員の住民票  
または、児童扶養手当証書の写し
- ③ 公正証書等作成費用の領収書原本
- ④ 養育費の取決めを交わした文書の写し
- ⑤ 申請者名義の口座がわかるものの写し

#### <実績>

【令和4年度】16件、【令和5年度】22件（令和5年12月末現在）

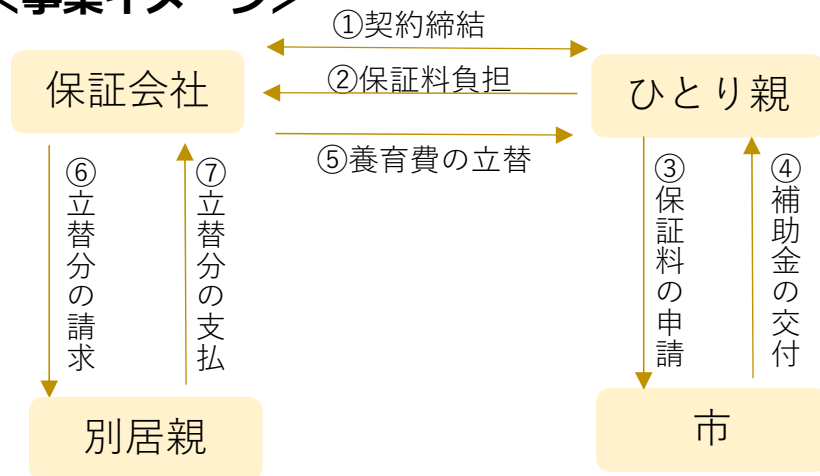
取組内容

2 養育費の保証促進補助の実施(令和4年4月1日施行)

保証会社との間で養育費に関する保証契約を締結した際に初回保証料を補助

- ・ 対象者 市内在住のひとり親であり、20歳未満の児童扶養している方であって、債務名義を有しており、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ・ 補助対象 養育費保証契約を締結した際の初回保証料
- ・ 補助額 保証料（上限5万円） ※1人1回のみ
- ・ 申請期限 養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内

<事業イメージ>



<申請書類等>

- ① 申請書
- ② 戸籍謄本および世帯全員の住民票  
または、児童扶養手当証書の写し
- ③ 初回保証料の領収書原本
- ④ 養育費の取決めを交わした文書の写し
- ⑤ 保証会社と締結した養育費保証契約書
- ⑥ 申請者名義の口座がわかるものの写し

<実績>

【令和4年度】0件、【令和5年度】0件（令和5年12月末現在）



- 養育費に関する公正証書作成促進支援補助金 等
- 司法書士等による無料相談の実施

## 取組内容

### 1 司法書士・弁護士による無料相談の実施

#### <司法書士による相談>

##### 離婚前後の悩み・養育費相談

安中市に住民登録のある方で、離婚を検討中の方、離婚協議中の方、ひとり親の方を対象として、群馬司法書士会から司法書士の派遣を依頼し、無料の相談会を実施している。

- ・ 月1回 開催 (第3火曜日)
- ・ 1回の相談は約1時間程度
- ・ 本庁 相談室を利用
- ・ 1人3回まで利用可能 (1年度内)
- ・ 要予約

#### <司法書士による相談実績>

令和5年4月～12月 (全22件)  
 うち 離婚について 18件  
       慰謝料について 2件  
       養育費について 1件  
       財産分与について 1件

#### <弁護士による相談>

##### 無料法律相談

安中市に住民登録のある方で、法律知識を特に必要とする方に対し、群馬弁護士会から弁護士の派遣を依頼し、無料の相談会を実施している。(離婚・養育費などの相談に限らない。)

- ・ 月2回 開催 (第1・第3金曜日)
- ・ 1回の相談は約30分程度
- ・ 本庁 相談室を利用
- ・ 1人2回まで利用可能(1年度内)
- ・ 要予約

#### <弁護士による相談実績>

令和5年4月～12月  
 離婚関係相談 19件  
     (うち養育費関係相談 3件)  
 婚姻関係相談 4件  
     (うち養育費関係相談 1件)

## 取組内容

## 2 養育費に関する公正証書等の作成に係る費用の補助

## ＜対象者＞ 以下のすべてを満たす方

- ・安中市に住所を有するひとり親家庭の父または母で20歳未満の児童を現に扶養している方
- ・養育費の取り決めに係る経費を負担した方
- ・養育費の取り決めに係る公正証書を有している方
- ・過去に同様の補助金(他自治体の同様の趣旨の補助金を含む)の交付を受けていない方

## ＜補助対象＞ 養育費に関するものに限る

- ・公正証書の作成に要した費用
- ・家庭裁判所の調停申立てまたは裁判に要した費用(収入印紙代及び切手代)
- ・戸籍謄本等添付書類取得費用

(注)調停や裁判等における弁護士費用は対象外

## ＜必用書類＞

- ・補助金交付申請書兼請求書
- ・運転免許証等の公的身分証明書の写し
- ・児童扶養手当証書の写し  
(児童扶養手当を受給していない場合は申請者と補助対象児童の戸籍謄本等と世帯全員の住民票の写し)
- ・補助対象経費の領収書またはクレジット契約証明書(クレジット支払)の写し
- ・養育費の取決めに係る公正証書等の写し
- ・申請者本人名義の口座がわかる書類(通帳等)の写し

## ＜補助額＞

- ・対象経費の全額(上限43,000円)

## ＜利用実績(見込み)＞

- ・令和4年度 3件
- ・令和5年度 1件(12月時点)

取組内容

3 保証契約補助の実施

- ・公正証書等により養育費の取り決めを行っている方を対象として、保証会社と養育費の取り決めをしたひとり親家庭との間で**養育費保証契約を締結し、その保証料(初回のみ)を市が補助**する。

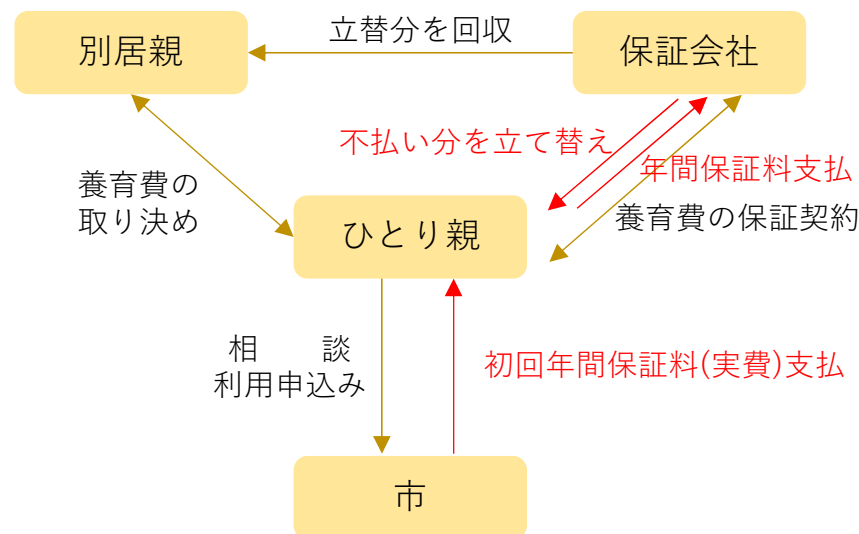
<対象者> 以下のすべてを満たす方

- ・安中市に住所を有するひとり親家庭の父または母で20歳未満の児童を現に扶養している方
- ・保証会社等と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ・養育費の取り決めに係る公正証書を有している方
- ・過去に同様の補助金(他自治体の同様の趣旨の補助金を含む)の交付を受けていない方

<補助対象>

- ・保証会社等と養育費保証契約を締結したときに補助対象者が負担した初回の保証料(上限5万円)

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・補助金交付申請書
- ・身分証明書
- ・児童扶養手当証書（受給がない場合は指定の代替書類）
- ・領収書または契約証明書
- ・養育費の取り決めに係る公正証書
- ・保証契約会社等と契約を締結した養育費保証契約書
- ・申請者本人名義の口座がわかる書類

<利用実績（見込み）>

- ・令和5年度12月時点で利用者なし



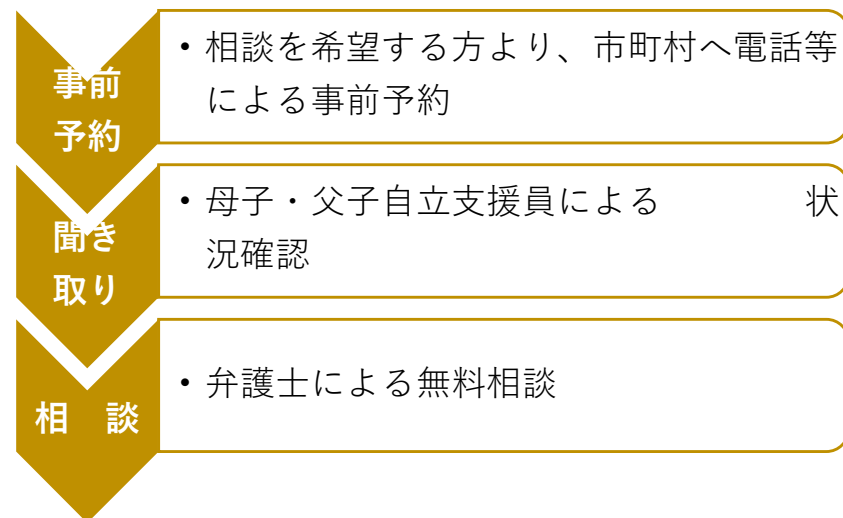
- 弁護士による養育費等個別法律相談会の実施
- 公正証書等作成支援
- 養育費保証契約支援

## 取組内容

### 1 弁護士による養育費等個別法律相談会の実施

- ・将来にわたって養育費を継続的に確保することなどを目的に、**弁護士による個別法律相談を実施**。
- ・相談費用は**無料**で、**養育費以外の相談も可**。
- ・相談は年4回（7月・10月・12月・2月）で、各月先着5名（裁判で訴訟、調停中の方は不可）、相談時間1人30分、事前予約が必要。

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績（見込み）>

- ・令和5年度については、市役所本庁舎の市民相談室を利用し、年4回の個別法律相談会を実施予定
  - ・各回5名の参加を予定
- ※令和4年度は年3回（10月・12月・2月）の個別法律相談会を実施し、計12名が参加



取組内容

2 公正証書等作成支援の実施

- ・ 養育費を確実に受け取れるように、養育費の取り決めを調停調書や公正証書などの公的な書類を作成された方に**作成費用の全額又は一部を助成。**（**上限23,000円、1人1回限り**）

※令和5年4月1日以降に作成した公正証書などが対象

【助成対象者】

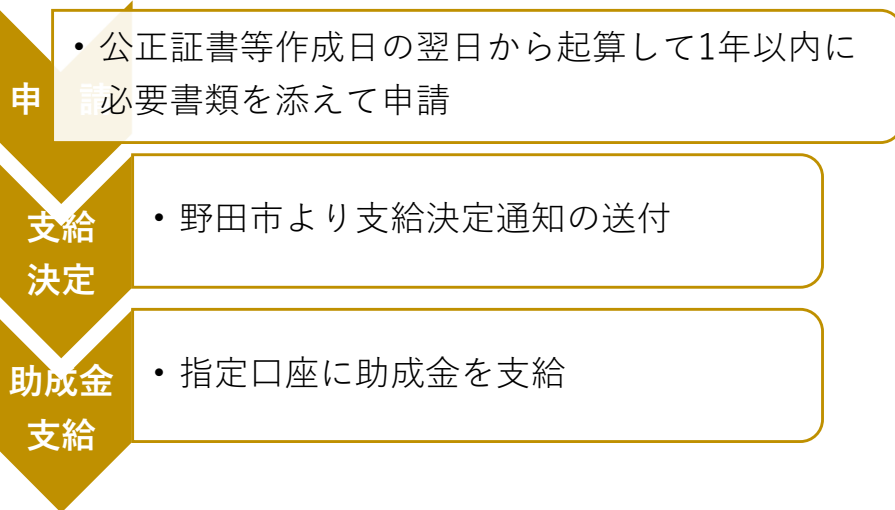
次の要件を全て満たすひとり親家庭の方

- ・ 市内に住所を有している方または市長が必要があると認められた方
- ・ 養育費の取決めに係る経費を負担した方（債務名義化したものに限る）
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ・ 過去に野田市または他の地方公共団体で、同趣旨の文書で助成金等の支給を受けていない方

【助成対象となる経費】

養育費の取決めに係る公正証書などの作成に要する経費のうち公証人が受ける手数料や家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代及び連絡用の郵便切手代等（養育費の請求に要する費用に限る。）

<助成金支給までの流れ>



<申請時必要書類>

1. 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本または抄本
  2. 世帯全員の住民票の写し
  3. 助成対象費用の領収書等
  4. 養育費の取決めを交わした文書 ※原本
  5. 印鑑
  6. 助成金振込先口座の通帳（申請者名義のもの）
  7. その他、市長が必要と認めるもの
- ※児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成金を受けている方は、1・2は省略可

取組内容

3 養育費保証契約支援の実施

- ・ 養育費確保のために、保証会社と養育費保証契約を締結する際の**本人費用負担（保証料）の全額又は一部を助成。** ※令和5年4月1日以降に締結された契約書が対象

【助成対象者】

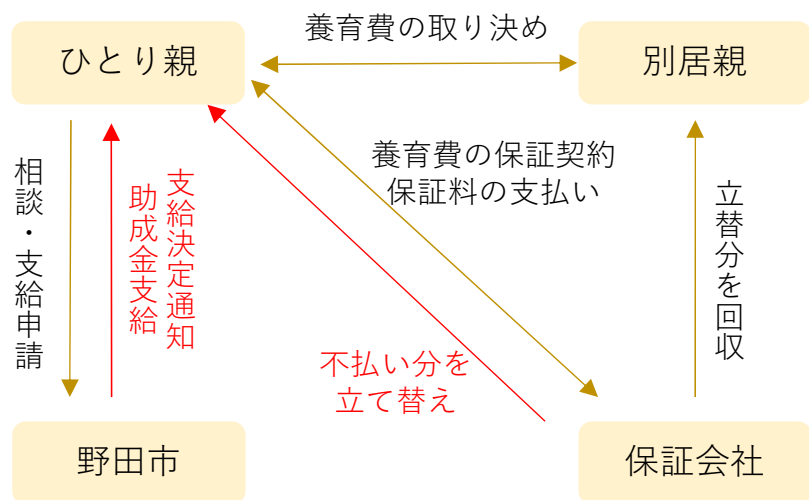
次の要件を全て満たすひとり親家庭の方

- ・ 市内に住所を有している方または市長が必要があると認められた方
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義の効力を有する公正証書等を有している方
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ・ 保証料またはそれに相当する費用を負担した方
- ・ 過去に野田市または他の地方公共団体で、同趣旨の文書で助成金等の支給を受けていない方

【助成対象となる経費】

保証会社との養育費保証契約締結に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担する費用  
**（対象児童1人あたり限度額50,000円、1人1回限り）**

<事業イメージ>



<申請時必要書類>

1. 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本または抄本
  2. 世帯全員の住民票の写し
  3. 助成対象費用の領収書等
  4. 養育費の取決めに交わした文書 ※原本
  5. 保証会社と契約した養育費保証契約書  
 （保証期間は1年以上のものに限る）
  6. 印鑑
  7. 助成金振込先口座の通帳（申請者名義のもの）
  8. その他、市長が必要と認めるもの
- ※児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成金を受けている方は、1・2は省略可

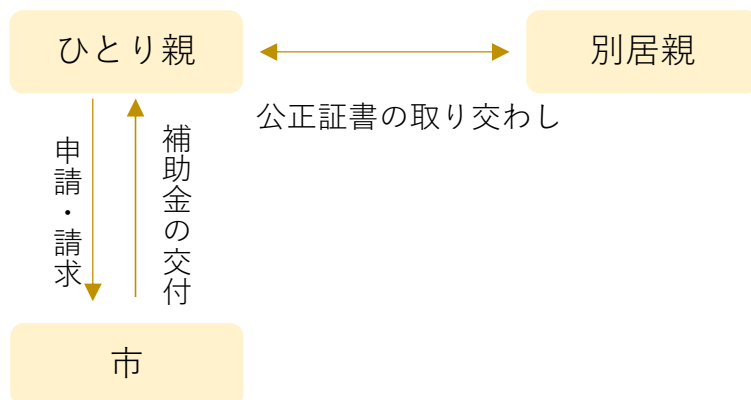
取組内容

1 公正証書作成手数料補助金交付事業の実施

- ・ 養育費の継続した履行確保を図るため、ひとり親家庭の親が扶養する児童の養育費に係る公正証書等の作成に要した経費に対し、その経費を(上限17,000円)を市が負担する。

- 【対象者】
- ・ 市内居住者
  - ・ 児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準である者
  - ・ 公正証書作成に係る経費を負担した者

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・ 補助対象者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書
- ・ 作成した公正証書
- ・ 対象経費の領収書等の写し

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和3年度 0件
- ・ 令和4年度 3件
- ・ 令和5年度 1件

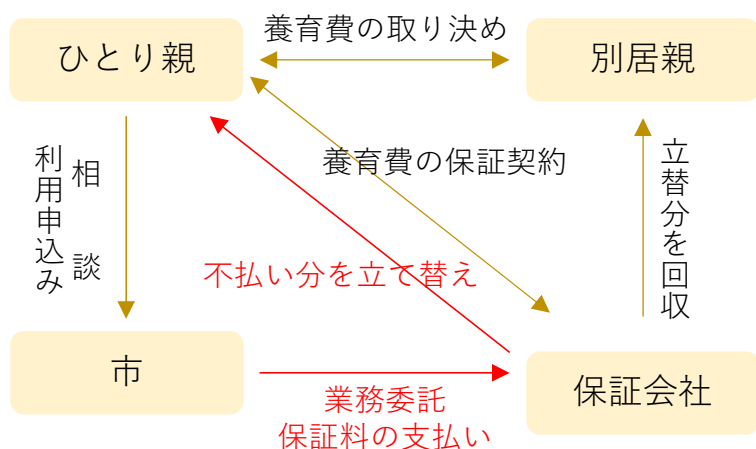
取組内容

2 養育費保証料補助金交付事業の実施

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者を対象として、養育費の取り決めをしたひとり親家庭との間で養育費保証契約を締結し、その保証料を市が負担する。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

- 【対象者】
- ・ 市内居住者
  - ・ 児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準にある者
  - ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有しており対象児童を扶養している者
  - ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 補助対象者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 作成した公正証書
- ・ 対象経費の領収書等の写し
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和3年度 0件
- ・ 令和4年度 0件
- ・ 令和5年度 0件



●養育費の取り決めに係る費用を助成しています。（R5年度始動）

## 取組内容

### 1 公正証書作成等費用の助成

#### ●対象者

- ① 申請日において千代田区在住のひとり親
- ② 養育費の取り決めや取得に要する経費を負担した方 ※令和5年4月1日以降が対象
- ③ 養育費を受け取る方（＝債務名義を有している方）
- ④ 養育費の取り決めとなる子を現に養育している方
- ⑤ 過去に同一の給付金を受けていない方（他自治体も含む）

#### ●申請から給付までの流れ

- ① 事前相談
- ② 養育費の取り決め・保証会社と保証契約締結
- ③ 手数料・保証料の支払
- ④ 助成金の申請 ※債務名義を有した日・保証契約締結日から6か月以内
- ⑤ 交付決定
- ⑥ 請求書提出
- ⑦ 交付

## 取組内容

## 2 公正証書作成等費用の助成

## ●対象費用と助成額

◎公正証書作成等費用助成：合計5万円（上限）

取り決め方法	対象費用
(1) 公正証書の作成 ※強制執行認諾条項付きに限る	・公証役場に支払った公証人手数料
(2) 家庭裁判所での調停・審判・裁判	・戸籍謄本等の添付資料取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代
(3) ADR（裁判外紛争解決手続）	・申込・依頼料に相当する費用並びに調停に要した費用 ※弁護士会やADR事業者が用意する場所以外に係る賃借費用・交通費・その他実費は対象外

◎保証契約締結費用助成：5万円（上限）

・保証会社との保証契約 ※1年以上の契約を締結していること	・保証会社と保証契約を締結する際に要する費用のうち初回保証料
----------------------------------	--------------------------------

POINT

●公正証書作成費、家庭裁判所の調停・裁判費の補助を実施

## 取組内容

### 1 公正証書作成費、家庭裁判所の調停・裁判費の補助

#### ●対象となる方

**以下の①～⑤の全てに該当し、公正証書や調停調書などの作成日から1年以内である方**

- ①申請日において江東区に居住するひとり親世帯等の方
- ②養育費の取決めに係る経費を負担した方（令和4年4月1日以降に負担した経費が対象）
- ③養育費の債務名義を有する方
- ④養育費の取決めの対象となる子を現に扶養している方
- ⑤同一の事案について、過去の同内容の補助金（他自治体の同補助金を含む）を受けていない方

#### ●対象経費

- ①公正証書（強制執行認諾条項付きに限る）  
→公証役場に支払った公正証書作成手数料
- ②家庭裁判所の調停、裁判  
→手続等に要した、収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、郵便切手代

#### ●必要書類

- 申請者・扶養する子の戸籍謄本等、住民票
- ①公正証書  
→公正証書、公証人手数料領収書
  - ②家庭裁判所の調停・裁判  
→裁判所の調停調書や判決書等、領収書（収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、郵便切手代）

#### <事業イメージ>

申請

・申請書と必要書類を区へ持参し申請する。

交付

・区が交付の可否について決定し、郵送で通知する。

決定

・区へ交付決定額を請求する（請求書を提出する）。

請求

#### <利用実績（見込み）>

- 令和4年度実績  
7件（公正証書6件、調停1件）
  - 令和5年度実績（見込み）  
40件（公正証書39件、調停1件）
- ※令和4年度より事業開始



- 弁護士による法律相談の実施
- 公正証書等の作成費用補助の実施

## 取組内容

### 1 弁護士による法律相談の実施

- ・ 離婚前後の相談や養育費に関して、相談者 1 人につき 1 時間の弁護士による無料法律相談を実施。  
（弁護士については弁護士会を通して依頼）
- ・ 20歳未満のお子様がいる保護者で、離婚や養育費に関するお悩みのある大田区在住の方が対象。
- ・ 相談は年 4 回実施。相談を希望する方は、期日までに電話による事前予約が必要（1 回先着15名）。  
託児サービス有。
- ・ 法律相談と併せて、生活や仕事、住まいなどに関する相談が出来る大田区生活再建・就労サポートセンター J O B O T A による「子ども生活応援臨時窓口」を開設。

#### <相談までの流れ>

##### 事前予約

相談を希望する方から電話にて予約

##### 相談

- ・ 弁護士による法律相談（無料）
- ・ 「子ども生活応援臨時窓口」での相談（予約不要）

#### <相談実績>

- ・ 令和 4 年度は区の相談室を利用し、年 4 回実施、計34名が利用。
- ・ 上記のうち、「子ども生活応援臨時窓口」は21名、託児サービスは7名が利用。



取組内容

2 公正証書等の作成費用補助の実施

- ・公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親を対象として、公正証書の作成や家庭裁判所の調停申し立て等に係る経費に対して、補助金を交付する。

対象者 : 大田区内に居住するひとり親世帯の方で以下の条件を全て満たす方

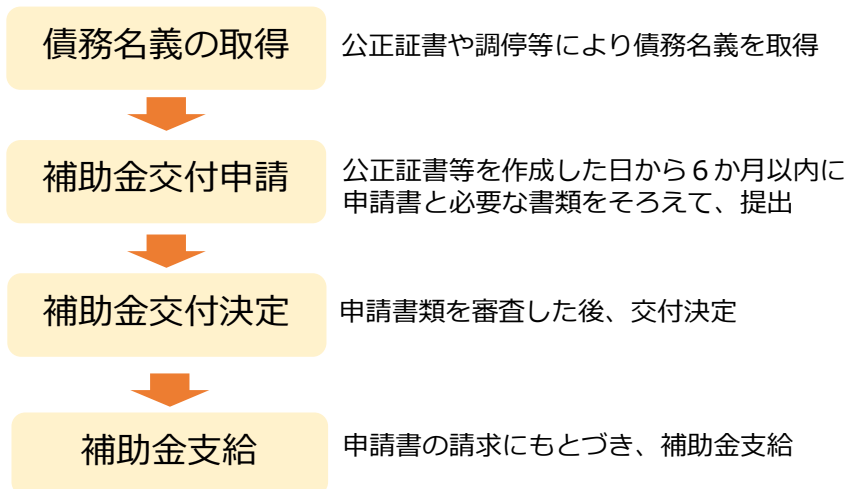
- ①養育費の取り決めに係る経費を負担した方
- ②養育費に係る債務名義を有している方
- ③養育費の取決めの対象となる児童を扶養している方
- ④過去に当該事業による補助金の交付を受けていない方

補助額 : 対象経費の全額（上限30,000円）

対象経費 : ・公正証書…公証役場に支払った公証人手数料

- ・家庭裁判所の調停…家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類の取得経費、連絡用の郵便切手代
- ・家庭裁判所の裁判…家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類の取得経費、連絡用の郵便切手代

<手続きの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・申請書
- ・申請書およびその扶養している子の戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・補助対象経費の領収書の写し
- ・養育費の取決めを交した文書

<利用実績>

- ・令和4年8月事業開始
- ・令和4年度補助件数 11件



- 養育費保証契約支援の実施
- 公正証書作成等費用支援の実施

## 取組内容

### 1 養育費保証契約支援の実施

- ・ 区内在住のひとり親を対象として、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した際に、本人が負担した初回保証料を助成する（上限5万円）。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。
- ・ 保証契約締結前の事前相談を、必須とする。

### 2 公正証書作成等費用支援の実施

- ・ 「1 養育費保証契約支援」の助成を受ける方を対象として、保証契約締結に必要な文書を作成した場合、養育費の取決めに関する文書作成費用のうち、本人が負担した費用を助成する（上限4万3千円）。
- ・ 養育費の取決めに関する公正証書（強制執行認諾約款の記載があるもの）作成費用。
- ・ 家庭裁判所の調停申し立て及び裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等書類取得費用、連絡用切手代、弁護士への相談費用。
- ・ 裁判外紛争解決手続（ADR）費用（申込料、依頼料、1回目の調停期日費用）。

取組内容

<支給までの流れ>

事前相談

- 保証契約締結前に、区へ事前相談。
- 申請に所得制限は設けていない。

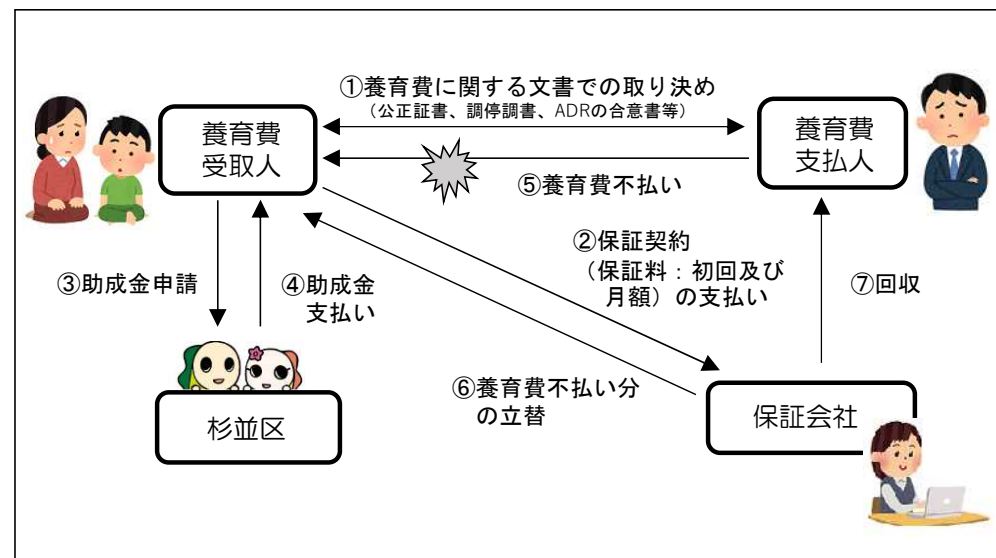
聞き取り

- 区職員による状況及び要件の確認。

申請・支給

- 保証契約締結後、区に申請。公正証書等、契約締結に必要とした書類がある場合は、合わせて申請。その後区による審査・支給。

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- 戸籍謄本（または児童扶養手当証書）
- 助成対象経費の領収証
- 金融機関口座の通帳等、印鑑
- 養育費の取決めを交わした文書(公正証書等)
- 養育費保証契約書

<利用実績（見込み）>

令和5年度1月末時点 養育費保証契約支援 3件、 公正証書作成等費用支援 2件。



- 公正証書の作成支援（上限43,000円）
- 家庭裁判所の調停申し立て、裁判に要する収入印紙代・郵便切手代等の補助 等

## 取組内容

### 1 公正証書の作成支援の実施

対象者  
(すべてに当てはまる方)

板橋区に居住するひとり親世帯、養育費の取り決めに係る経費を負担した方、養育費を受け取る方、養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養している方

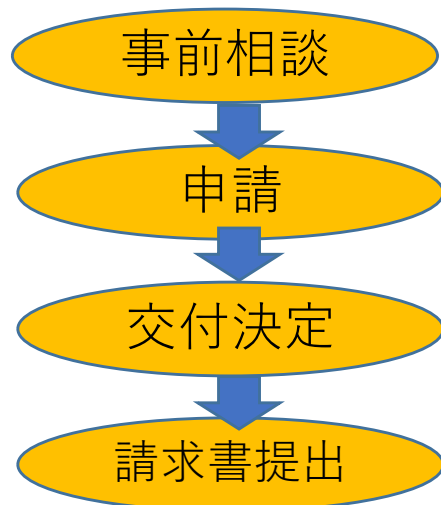
申請の時期

公正証書作成から6か月以内

補助の対象となる費用

公証役場に支払った公証人手数料

#### <事業イメージ>



#### <実績>

R3…9件

R4…30件

R5…18件（令和5年12月末時点）



- **弁護士による無料相談の実施**
- **養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施 等**

## 取組内容

### 1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 練馬区在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士による相談事業を含め、総合相談のほか、セミナー等各種事業を包括的に委託）
- ・ 毎月4回（土曜年4回）の指定日に実施。電話またはWEBサイトでの事前予約制。
- ・ 相談内容は、養育費、離婚、慰謝料、財産分与、親子交流など法律に関する内容。
- ・ 相談者に対し、他の活用できる支援等があれば、専門相談員（常駐）が情報提供等を行い包括的に支援する。

#### <事業イメージ>

事前予約

- ・ 相談を希望する方から、電話またはWEBサイトでの事前予約

聞き取り

- ・ 専門相談員（常駐）による状況確認・他支援の情報提供等

相談

- ・ 弁護士による無料相談

#### <相談実績（見込み）>

- ・ 令和元年4月より事業開始
- ・ 実績

令和元年度 93件  
 令和2年度 106件  
 令和3年度 84件  
 令和4年度 66件  
 令和5年度 101件（令和5年12月末時点）

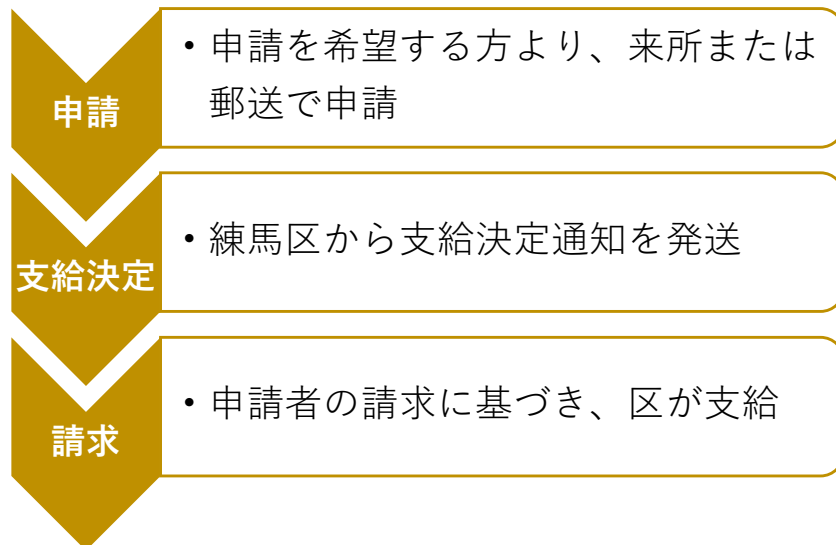
※ 毎月の指定日は、ホームページ「練馬区ひとり親家庭支援ナビ」、メールマガジン等で周知。

取組内容

2 養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施

- ・ 練馬区在住のひとり親家庭の方、離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の方を対象として、**養育費に関する公正証書、家庭裁判所の調停申し立て費用、家庭裁判所の裁判に要する費用を助成。**
- ・ 公正証書は、強制執行認諾条項付きであること。
- ・ 申請期限は、公正証書や調停調書等の作成日から6か月。

<手続きの流れ>



<支援の内容>

- ・ 公正証書作成費用  
養育費の取り決めかかる公証人手数料
- ・ 調停、裁判の申し立て費用  
戸籍謄本取得料、収入印紙代、切手代

<利用実績>

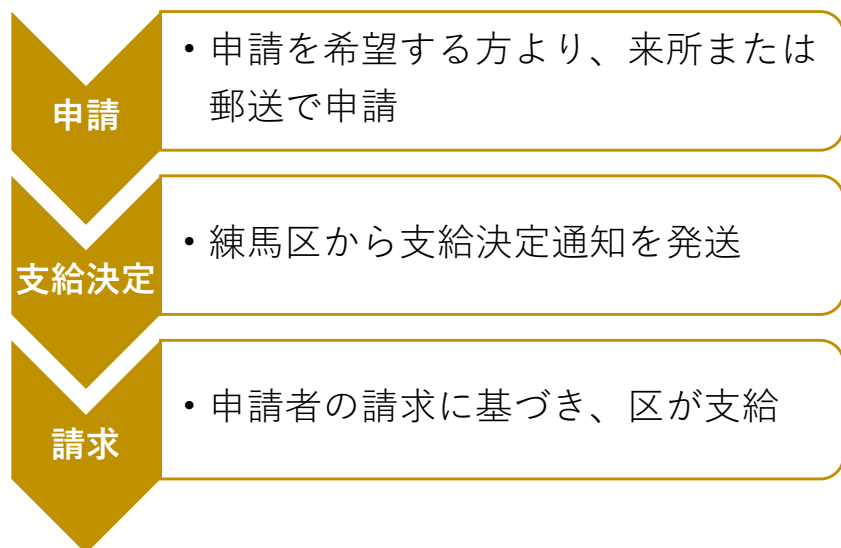
- ・ 令和3年4月より事業開始
- ・ 実績  
令和4年度 36人  
（内訳：公正証書作成35人、調停申し立て1人）  
令和5年度 53人（令和5年12月末時点）  
（内訳：公正証書作成52人、調停申し立て1人）

取組内容

3 養育費に関する裁判外紛争解決手続（ADR）促進支援事業の実施

- ・ 練馬区在住のひとり親家庭の方、離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の方で、養育費取決めのため、弁護士会または認定ADR事業者が実施する裁判外紛争手続（ADR）を利用し、養育費の取決めを交わした方を対象として、**裁判外紛争解決手続（ADR）に関する申込料、依頼料、1回目の調停期日費用を助成。**
- ・ 申請期限は、養育費の取決めを交わした文書の作成日から6か月。

<手続きの流れ>



<支援の内容>

- ・ ADRに係る費用  
ADRの申立者および相手方が負担した申込料、依頼料、1回目調停期日費用  
上限額5万円

<利用実績>

- ・ 令和5年4月より事業開始
- ・ 実績  
令和5年度 1人（令和5年12月末時点）



- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費の取決めにかかる費用の補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・江戸川区に在住、在勤、在学の、離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- ・相談は面談・オンラインで実施。相談を希望する方は、電話・来所による事前予約が必要（先着順）。
- ・区職員が事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。
- ・事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談日時・概要>

	平日	休日
相談日時	火・金 午後1時～午後4時 水 午前10時～午後1時 第2水曜日 午後5時～午後8時	第3土曜日 午後1時30分～午後4時30分
概要	1回60分程度 1案件3回まで	1回30分程度 1案件3回まで

<相談実績（見込み）>

- ・相談は、江戸川区人権・男女共同参画推進センターの相談室で実施。
- ・平日1日3名、土曜日1日6名まで相談可。
- ・令和5年4月～令和5年12月にかけて、  
延べ253名の相談を実施。

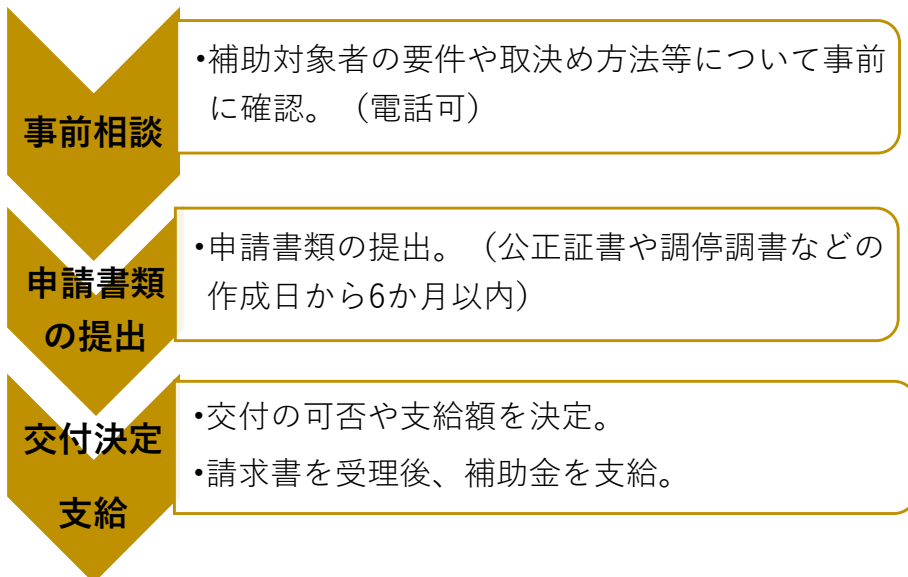


取組内容

2 養育費の取決めにかかる費用の補助の実施

- 江戸川区内在住で、以下のすべてに該当する方を対象に、**養育費の取決めにかかった費用を補助する。**
- ひとり親家庭の方、または、離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定
- 養育費の取決めに係る補助対象の経費を負担した方（経費の負担が6か月以内のもの）
- 過去に同内容の補助金（他自治体による同様の趣旨の補助金を含む）の交付を受けていない方
- 養育費の取決め方法別に、以下の補助対象費用を補助する。（未納のものは対象外）
  - 公正証書（強制執行認諾条項付に限る）：**公証人手数料 〔上限43,000円〕**
  - 家庭裁判所の調停等：**申立費用（収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、連絡用の郵便切手代）〔実費〕**
  - ADR（裁判外紛争解決手続）にて取決め：**申込料及び1回目の調停期日費用 〔上限20,000円〕等**
- 養育費が不払いになる等でお悩みや困り事がある場合には、**無料法律相談**が利用できることを周知。

<補助金支給までの流れ>



<申込みに必要な書類>

- 作成した公正証書、調停調書等
- 領収書（負担した費用の分かるもの）
- 戸籍謄本（申請者及び扶養している子の分）
- 世帯全員の住民票の写し  
戸籍謄本、住民票は省略できる場合あり

<利用実績（見込み）>

- 令和5年度12月時点で30名が利用



- 養育費の取決めに関する諸経費の助成
- 保証契約助成の実施

取組内容

1 ADRの利用を含む養育費の取決めに関する諸経費の助成

市内在住の18歳未満の者と同居している離婚前後の親で、養育費の取決めを行った者を対象として、**養育費の取決めをする際に要した以下の経費を市が助成**する。

1. 公正証書作成経費 上限43,000円

〔養育費の取決めに関する公正証書を作成する場合〕

- ・ 公証役場に支払う公証人手数料

2. 戸籍謄本等の書類取得等に要する経費 上限76,000円

〔養育費の取決めに関する家庭裁判所への調停申立てや裁判をする場合〕

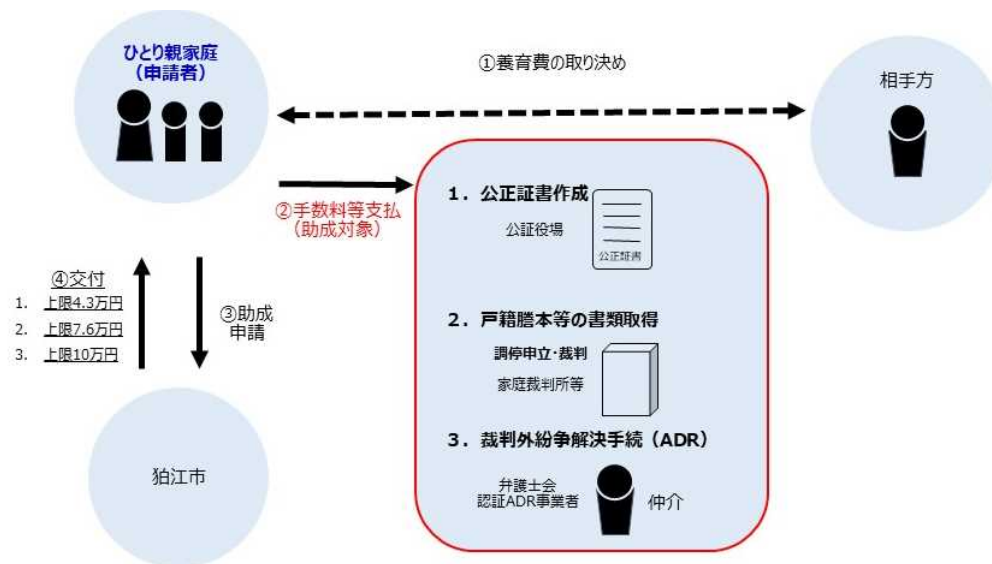
- ・ 家庭裁判所の調停申立て及び裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類の取得費用
- ・ 連絡用の郵便切手代

3. 裁判外紛争手続きに係る申込等に要する経費 上限100,000円

〔弁護士会及び認証ADR事業者が実施する裁判外紛争解決手続（ADR）を利用して養育費を取り決める場合〕

- ・ 申込料、依頼料に相当する費用
- ・ 調停期日費用等  
(裁判外紛争解決手続きに係る経費として適当でないものを除く)

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ◆ 助成対象経費の領収書等の写し
- ◆ 養育費の取決めに関する判決書、審判書、調停調書、公正証書等の書面の写し
- ◆ 弁護士や認証ADR事業者と締結した契約書等の写し

<利用実績（見込み）>

令和5年度 見込み 各1件  
(令和4年度実績 公正証書作成経費の助成 3件)

取組内容

2 保証契約助成の実施

養育費保証契約締結経費 上限50,000円

保証会社と養育費の取決めをしたひとり親家庭との間で**養育費保証契約※**を締結する際に要する経費のうち、**初回保証料として申請者が負担した費用を市が助成**する。

※養育費保証契約とは、相手方から養育費の支払いが滞ったときに、保証会社が養育費を立て替えてひとり親家庭に支払い、保証会社が立て替えた分の養育費は、保証会社が相手方から取り立てる契約。

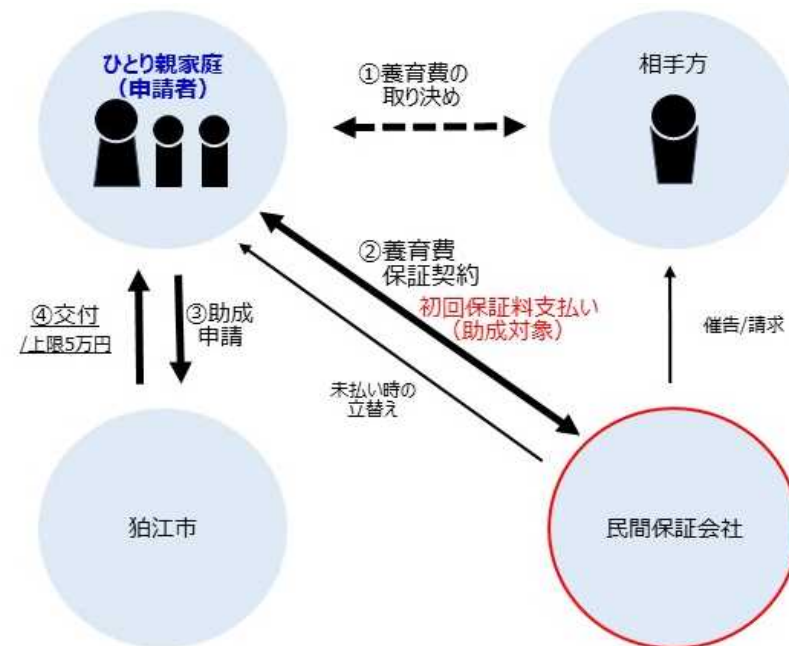
<申込みに必要な書類>

- ◆ 助成対象経費の領収書等の写し
- ◆ 保証会社と締結した契約書等の写し

<利用実績（見込み）>

令和5年度 見込み1件  
(令和4年度実績0件)

<事業イメージ>



申請条件

- ・ 1 対象者に対し、①公正証書作成経費、②戸籍謄本等の書類取得等に要する経費、③裁判外紛争手続きに係る申込等に要する経費、④養育費保証契約締結経費それぞれ1回ずつの助成
- ・ 助成金の申請期限は、養育費の取決めを交わした文書を作成した日若しくはADRによる合意が成立しないことが認められる日又は養育費保証契約の締結日から6月以内



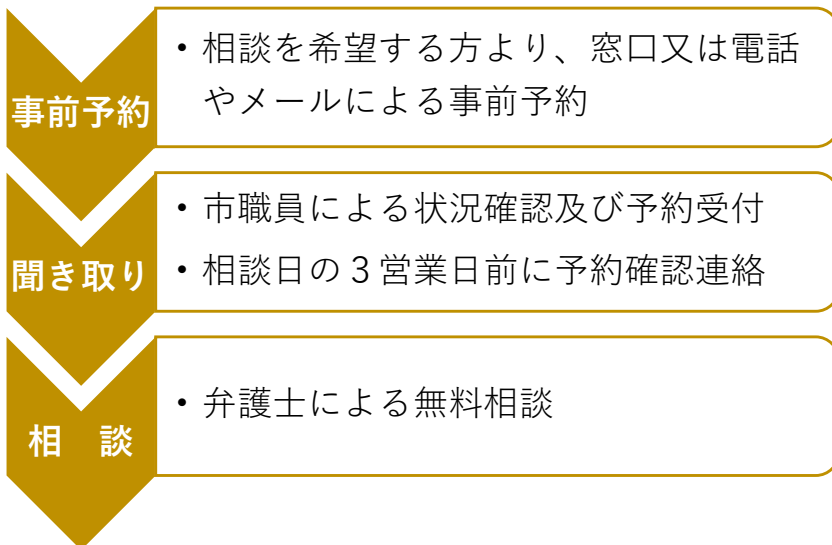
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費確保に係る手続き費用補助の実施

## 取組内容

### 1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 茅ヶ崎市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として無料の弁護士相談を実施。（弁護士は神奈川県弁護士会に委託）
- ・ 相談は毎月1回特定日に実施。相談を希望する方は、事前予約が必要。（先着順かつ初めての方が優先）
- ・ 相談は対面のほかZOOMを活用したオンライン相談も可能。
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施。
- ・ 毎年8月にはひとり親家庭の就労や生活など様々な悩みを相談できる場としてひとり親家庭総合相談会を開催。弁護士による無料相談もメニューに組み込んでいる。

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績（見込み）>

- ・ 1回の相談時間は50分。1日に最大5名の相談枠を設けている。
- ・ 令和5年4月～12月にかけて、9回の相談を実施し、計31名が利用。  
うち 対面30名 オンライン1名  
うち 離婚前17名 離婚後12名 未婚2名

取組内容

2 養育費確保に係る手続き費用補助の実施

- ・ 養育費確保に係る法的手続き等に要する費用を負担するひとり親等に対し、その費用を市が補助することで、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長・発達に必要な養育費の確保を支援することが目的。
- ・ 補助対象者は、20歳未満の児童を扶養している茅ヶ崎市在住のひとり親（もしくは離婚協議中の親）

<補助対象となる手続き費用>

- ①**公正証書等作成費用補助**  
養育費の取決めに係る公正証書、調停調書等の債務名義を有する書類の作成費用（上限4万円）
- ②**強制執行申立てに要する費用補助**  
未払い養育費回収のため、裁判所に強制執行申立てを行う為に要する実費や弁護士等着手金（上限15万円）
- ③**養育費保証契約費用補助**  
養育費保証会社と養育費保証契約を1年以上締結する際に必要となる初回の保証料（上限5万円）
- ④**裁判外紛争解決手続き（ADR）に要する費用補助**  
弁護士会や認証ADR事業者を利用し、ADRにて養育費を取り決める場合の依頼料や調停にかかる費用（上限5万円）

※（ ）内は補助上限額

<申込みに必要な書類>

- 【共通】
  - ・ 申請者及び子の戸籍謄本又は抄本 } ※公簿等により内容が確認
  - ・ 申請者世帯全員の住民票 } できる場合は省略可
  - ・ 補助対象となる経費の領収書等
- 【各種補助対象手続きによって必要な書類】
  - ・ 養育費について取決めをした文書（債務名義としての効力を有するものに限る。）の写し（①～③）
  - ・ 強制執行申立て等の実施を裁判所が決定したことを証する書類の写し（②のみ）
  - ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のものに限る）の写し（③のみ）
  - ・ 裁判外紛争解決手続きで養育費の取決めを行ったことが確認できる書面（④のみ）

<利用実績（令和5年4月～12月）>

①公正証書等作成費用補助	13件
②強制執行申立てに要する費用補助	1件
③養育費保証契約費用補助	1件
④裁判外紛争解決手続き（ADR）に要する費用補助	0件



## ● 養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助

### 取組内容

#### 1 養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助の実施

##### < 1 公正証書作成費等補助 >

- ・ 養育費の取り決めのための債務名義取得費用の一部を補助する。  
対象経費：①弁護士への相談費用、行政書士等への公正証書作成依頼費用②公証人手数料  
③戸籍謄本等書類取得費用④収入印紙及び郵便切手代 等

##### < 2 養育費保証契約における保証料補助 >

- ・ 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料を補助する。

##### < 対象者 >

- ・ 以下のすべてに該当する方
  - (1) 長岡市内に居住し、申請時にひとり親の方
  - (2) 児童扶養手当の受給者又は同様の所得水準の方
  - (3) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
  - (4) 養育費の取り決めのための経費を負担した方

##### < 補助額 >

- ・ 対象経費の1 / 2 (上限25,000円)

##### < 補助実績 (令和4年度) >

- ・ 4件 (上記1のみ)

※ 令和4年度より事業開始

POINT

## ● 公正証書等作成費用および養育費保証契約費用の一部補助

## 取組内容

## 1 公正証書等作成費用および養育費補償契約費用の一部補助の実施

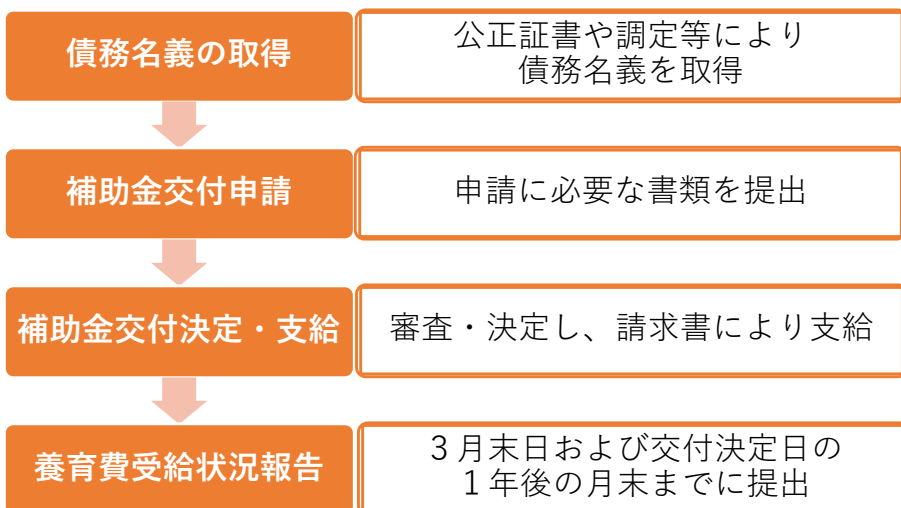
## ○補助対象経費

- ・ 養育費請求調定に係る申立て手数料、添付書類の取得費用等の一部
- ・ 公証人手数料および添付書類の取得費用等の一部
- ・ 養育費保証契約に係る保証料、手数料等の一部

## ○補助額

補助対象経費の2分の1の額（上限25,000円）

## &lt;手続きの流れ&gt;



## &lt;申請に必要な書類&gt;

- ・ 申請書
- ・ 児童扶養手当証書または戸籍謄本等
- ・ 補助対象経費の領収書等の写し
- ・ 債務名義化した文書の写し
- ・ 養育費保証契約書の写し

## &lt;利用実績(見込)&gt;

令和5年度：4名の補助を見込み予算計上  
100千円（25千円×4名）



● 養育費に関する債務名義取得費用の補助

取組内容

◆ 養育費確保支援事業の実施

公正証書（強制執行認諾約款付き）や調停調書などの債務名義取得に要した費用を補助。

【対象者】

- ・南魚沼市内に住所があり、申請時にひとり親であること
- ・養育費の取決めに係る費用を負担していること
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有すること
- ・養育費の取決めの対象となる20才未満の児童を現に扶養していること
- ・過去に同一の債務名義で補助金の交付を受けていないこと

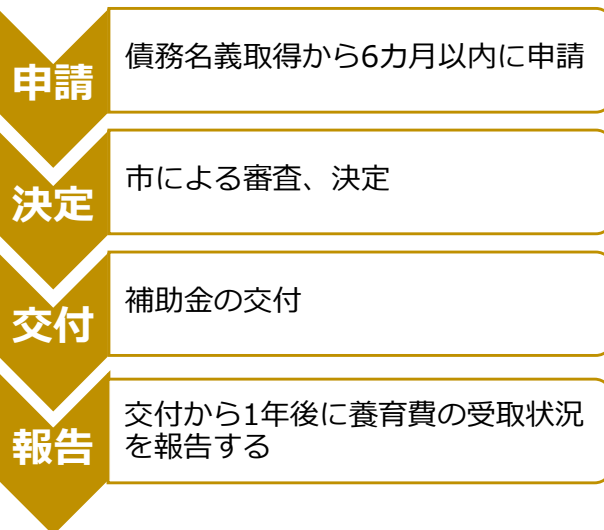
【補助額】

対象経費の1/2（上限額25,000円）

【対象経費】

- ・公証人手数料
- ・戸籍謄本等の取得費用
- ・公証人役場や裁判所との連絡用の切手代
- ・弁護等への相談費用
- ・ADRによる和解に要した費用

<手続きの流れ>



<申請に必要な書類>

- ・公正証書や調停証書等の債務名義
- ・収入印紙代や戸籍謄本等の取得代、連絡用の切手代の領収書またはレシート
- ・児童扶養手当の受給者は、児童扶養手当証書の写し
- ・児童扶養手当の受給者でない場合は、申請者と扶養している児童の戸籍謄本
- ・補助金の振込先口座（対象者名義）

<利用実績>

- ・令和5年8月事業開始
- ・交付件数3件（令和5年12月末現在）





取組内容

**養育費確保支援事業給付金の実施**

- ・ 養育費の取り決めを行うひとり親等に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費について市が負担する。

- <対象者>**
- ・ 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者
  - ・ 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
  - ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
  - ・ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
  - ・ 過去に同じ内容の養育費の取決めに係る給付金の交付の申請をしていない者

**<給付金の対象となる経費（養育費の取り決めに要する経費）>**

- ・ 公証人手数料
- ・ 家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用、郵便切手代

**<給付額>** 1 申請者あたり上限 2 万円

**<申請に必要な書類>**

- ・ 養育費確保支援事業給付金交付申請書（市役所窓口受付）
- ・ 対象となる経費の領収書など
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書
- ・ 戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し（省略できる場合あり）
- ・ 児童扶養手当証書（省略できる場合あり）

**<実績等>** ※令和 3 年度から実施

- ・ 令和 3 年度 3 件
  - ・ 令和 4 年度 1 0 件
  - ・ 令和 5 年度 1 3 件
- （令和 6 年 1 月現在）



● 養育費確保に関する公正証書作成費等補助の実施

取組内容

1 養育費確保に関する公正証書作成費等補助の実施

(1) 公正証書による養育費家庭裁判所に提出取決めのために支払った費用を補助

◆対象経費

- ・公証人手数料

◆補助額

- ・申請者が負担した金額の上限43,000円

(2) 家庭裁判所に提出する調定調書作成のために支払った費用を補助

◆対象経費

- ・家庭裁判所への養育費に関する調定申立てや裁判等に要する収入印紙に係る費用
- ・戸籍謄本等の添付書類取得に係る費用
- ・送達等に要する郵便切手代

◆補助額

- ・申請者が負担した金額の上限76,000円

<持ち物>

- ・戸籍謄本又は抄本
- ・住民票の写し
- ・領収書
- ・養育費の取決めを交わした文書
- ・銀行口座の通帳

<相談実績（見込み）>

- ・令和6年1月10日時点で9名が利用

POINT

## ● 養育費に関する公正証書等作成費用補助

## 取組内容

## 1 養育費に関する公正証書等作成費用補助

- ・ 養育費の取り決めに関する公正証書の作成や、調停調書・判決書などの取得について、かかった費用のうち、本人の負担分を補助する（上限3万円）

## ＜利用対象者＞

- ・ 一宮市内に在住のひとり親家庭の母又は父で、現に対象となる児童を扶養している方
- ・ 所得制限なし

## ＜補助対象経費＞

- ・ 公証人手数料（養育費分のみ）
- ・ 調停申し立てや裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・ 連絡用切手代

## ＜支給までの流れ＞

案内

- ・ 市ウェブサイト等で周知
- ・ 離婚相談等の中で案内

申請受付

- ・ 公正証書等作成後、1年以内に必要書類を窓口へ提出

支給

- ・ 申請内容を確認後、支給決定し、指定口座に振込

## ＜必要書類＞

- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 公正証書など養育費の取り決めを交わした文書
- ・ 本人名義の振込先口座がわかるもの
- ・ 本人確認できるもの(マイナンバーカード等)

## ＜利用実績＞

- ・ 令和4年度の申請件数は11件
- ・ 令和5年12月末時点で11件申請あり



- 公正証書等作成費用補助の実施
- 養育費保証契約保証料補助の実施

## 取組内容

### 1 公正証書等作成費用補助の実施

- ・ 犬山市在住のひとり親家庭の方で、養育費を取り決めをした公正証書等の作成に掛かった費用を**市が一部負担**する
- ・ 公正証書等を作成した日から1年以内に申請が必要
- ・ 補助金の**上限額は4万円**

#### <支給までの流れ>

申請

- ・ 公正証書等の作成後に市役所にて申請

審査

- ・ 市職員による書類等の確認

支給

- ・ 審査の結果、支給決定金額を支給

#### <申請に必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書の写し（又は戸籍謄本等）
- ・ 住民票
- ・ 作成した公正証書等
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 銀行口座の通帳又はキャッシュカード

#### <相談実績>

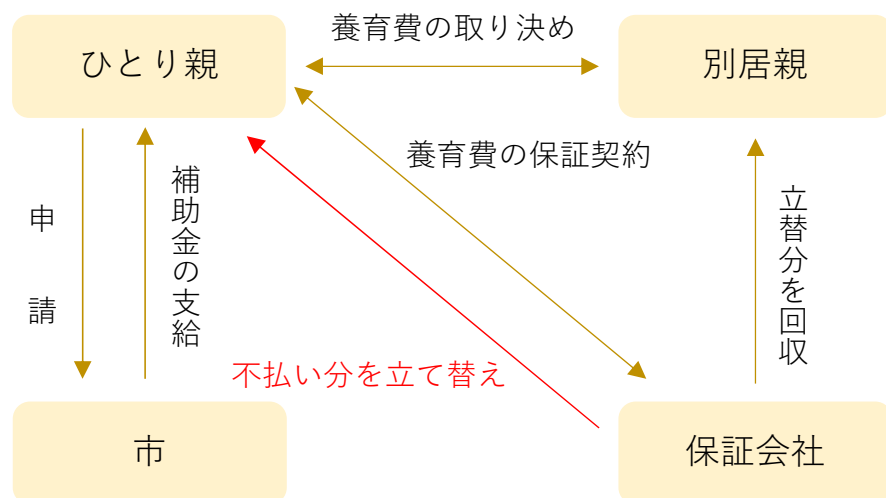
- ・ 令和4年10月より申請受付開始
- ・ 令和4年度 1件
- ・ 令和5年度 R6.1月末時点 4件

取組内容

2 養育費保証契約補助の実施

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めをしたひとり親を対象として、民間保証会社が養育費の取り決めをしたひとり親家庭との間で養育費保証契約を締結した場合、ひとり親が負担した契約保証料又は1月あたりの養育費のどちらか低い額を市が負担する
- ・ 児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準であること
- ・ 保証会社と1年以上の保証契約を締結している人
- ・ 契約を締結した日から1年以内に申請が必要
- ・ 補助金の上限額は5万円

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書の写し（又は戸籍謄本等）
- ・ 作成した公正証書等
- ・ 保証会社との契約書
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 銀行口座の通帳又はキャッシュカード

<利用実績>

- ・ 令和4年10月より申請受付開始
- ・ 令和4年度 支給実績なし
- ・ 令和5年度 R6.1月末時点 支給実績なし

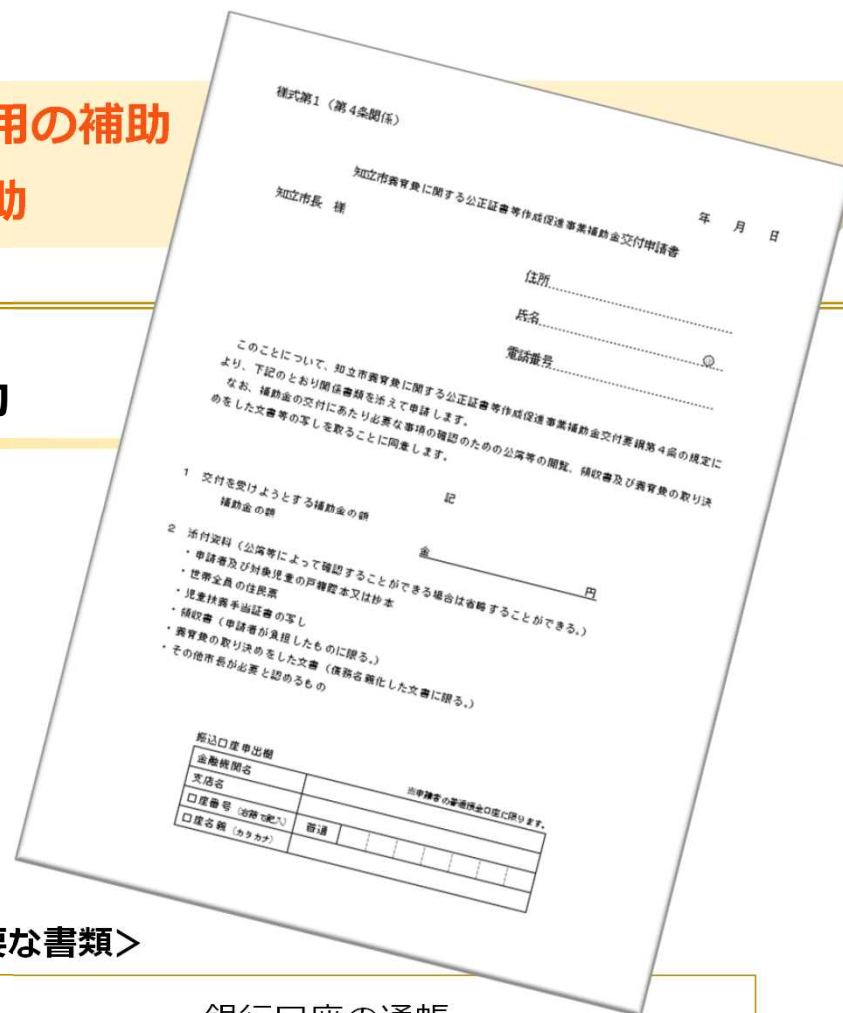


- 養育費に関する公正証書等の作成に係る費用の補助
- 養育費保証会社との初年度保証契約料の補助

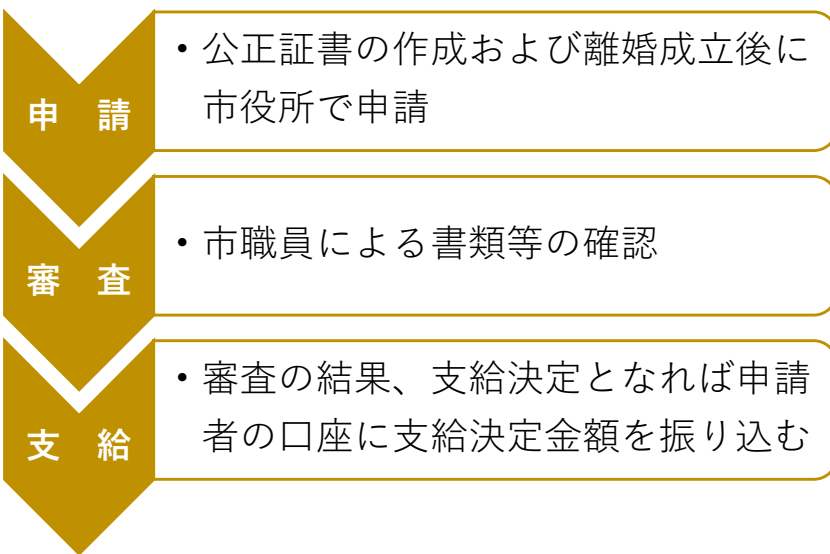
取組内容

1 養育費に関する公正証書等の作成に係る費用の補助

- ・ 知立市在住のひとり親家庭の方で、養育費に関する取り決めをした公正証書等の作成に係った費用を知立市が一部または全部を負担する。
- ・ 原則、公正証書等を作成した年度末までに申請が必要。
- ・ 補助金の上限額は4万円。



<相談までの流れ>



申請  
・ 公正証書の作成および離婚成立後に市役所で申請

審査  
・ 市職員による書類等の確認

支給  
・ 審査の結果、支給決定となれば申請者の口座に支給決定金額を振り込む

<申込みに必要な書類>

- ・ 印鑑
  - ・ 作成した公正証書等
  - ・ 補助対象経費の領収書
  - ・ 児童扶養手当証書の写しまたは所得証明書等
  - ・ 銀行口座の通帳
  - ・ 戸籍謄本または抄本
  - ・ 住民票
- ※公簿等で確認できるものは提出不要

<実績等>

- ・ 令和3年度 支給件数 3件
- ・ 令和4年度 支給件数 4件
- ・ 令和5年度 支給件数 2件 (令和6年1月1日現在)

取組内容

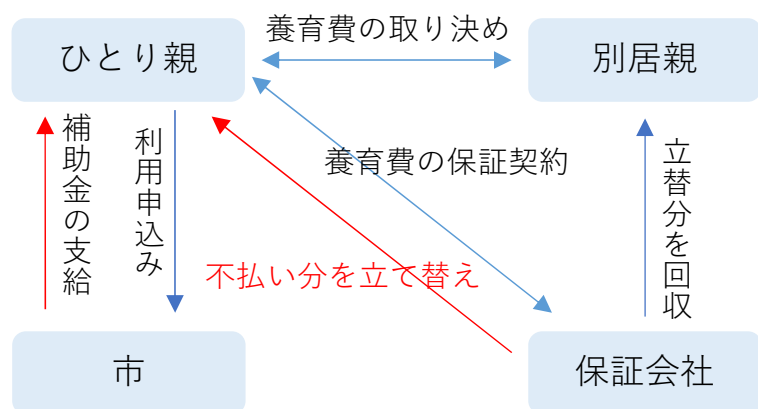
2 養育費保証会社との初年度保証契約料の補助

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親家庭の者を対象として、保証会社との間で **養育費保証契約を締結した場合、その契約に係る初年度の契約料を市が負担**する。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

[補助条件]

- ・ 契約期間が1年以上であること。
- ・ 補助上限：**5万円まで。**
- ・ 保証会社については制限なし。（知立市は株式会社イントラストおよび株式会社Casa, ジェイリース株式会社と連携協定を締結しているため、窓口で補助金の説明をする際にはご案内している。）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 印鑑
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公的書類
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 児童扶養手当証書の写しまたは所得証明書等
- ・ 戸籍謄本または抄本
- ・ 住民票
- ・ 保証会社との契約書

<利用実績>

- ・ 令和2年度 実績なし
- ・ 令和3年度 実績なし
- ・ 令和4年度 実績なし（令和6年1月1日現在）



● 公正証書等作成費用の補助

取組内容

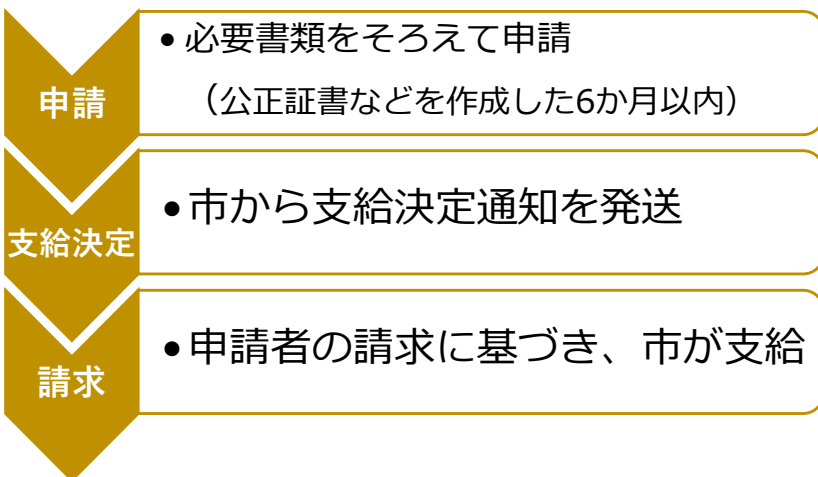
◆ 養育費に関する公正証書等作成費用の補助

【対象者】彦根市在住のひとり親（20歳未満の子を扶養している）で、児童扶養手当の所得制限限度額未満である人。同一内容の補助金の支給を受けたことがない人。  
（※公正証書は、強制執行認諾条項付きであること）。

【補助対象】 ①養育費の取決めのための公正証書にかかる手数料  
②養育費の取決めを含む調停の申立てのための収入印紙代  
③上記①②の手続きに必要な戸籍謄本等の取得費用、郵便切手代

【補助額】 対象経費の全額（上限30,000円）

<手続きの流れ>



<利用実績>

令和3年4月より事業開始

令和3年度：9名  
令和4年度：16名  
令和5年度（12月末時点）：12名





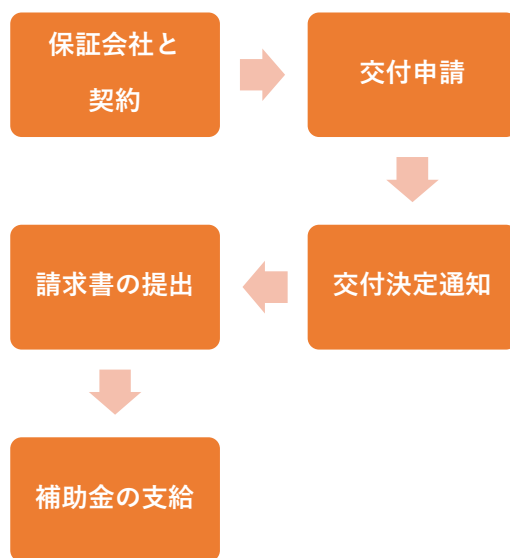
- 保証契約補助の実施
- 公正証書等作成補助の実施 等

## 取組内容

### 1 保証契約補助の実施

- ・ 養育費の取り決めを行う近江八幡市内に住所があるひとり親の母または父（20歳未満の子を扶養していること）に対し、保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費について補助を実施。（上限5万円）
- ・ 保証契約を締結した日の属する年度の3月末までに申請が必要。
- ・ 受給資格者本人の所得により、児童扶養手当が全部停止の場合は対象外。（扶養義務者所得で全部停止の場合は可）

#### <補助金支給までの流れ>



#### <申請に必要なもの>

- ・ 作成した公的書類
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 戸籍謄本または戸籍抄本  
（児童扶養手当を受給している場合は不要）
- ・ 通帳の写し \* その他必要に応じ、お願いすることがあります。
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書
- ・ 保証会社と締結した保証書

#### <支給実績（見込み）>

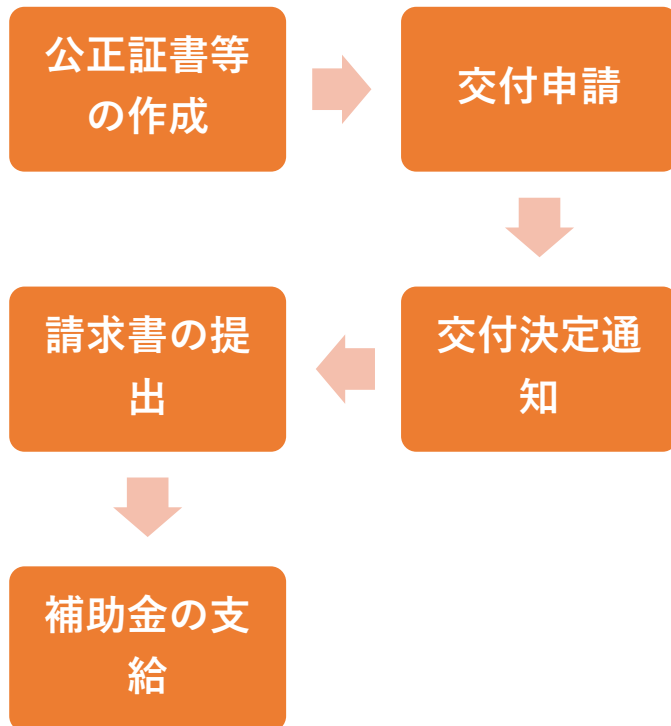
令和5年度（4月～12月）利用実績なし。  
（1月～3月） 2件（見込）

取組内容

2 公正証書等作成補助の実施

- ・ 養育費の取り決めを行う近江八幡市内に住所があるひとり親の母または父（20歳未満の子を扶養していること）に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費について、補助を実施。（上限4万3千円）
- ・ 公正証書等作成日の属する年度の3月末までに申請が必要。
- ・ 受給資格者本人の所得により、児童扶養手当が全部停止の場合は対象外。（扶養義務者の所得で全部停止の場合は可）

<補助金支給までの流れ>



<申請に必要な書類>

- ・ 作成した公的書類
  - ・ 養育費の取り決めを交わした文書
  - ・ 戸籍謄本または戸籍抄本
  - ・ 補助経費の領収書等
  - ・ 通帳の写し \*その他必要に応じ、お願いすることがあります。
- （児童扶養手当を受給している場合は不要）

<支給実績（見込み）>

- ・ 令和5年度（4月～12月） 2件
- （1月～3月） 8件（見込）



- 公正証書等作成経費の補助
- 養育費保証契約の保証料の補助

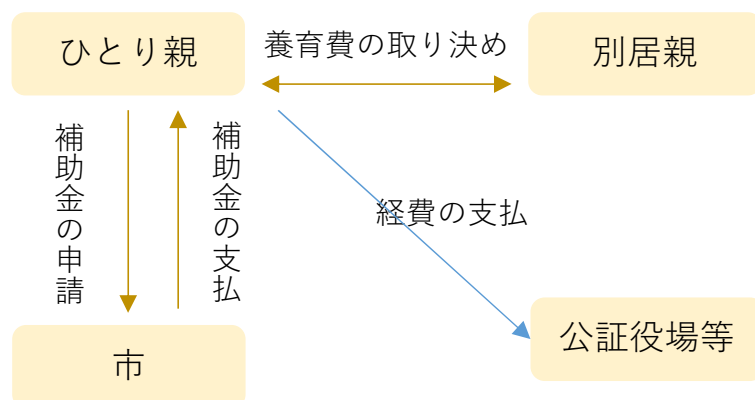
## 取組内容

### 1 公正証書等作成経費の補助の実施

児童扶養手当受給資格者が、養育費の取決めに係る債務名義（公正証書(強制執行認諾付)・調停調書等）を有する公的な書類を作成する際に、養育費の取決めに係る経費を負担している場合、公証役場での手数料や家庭裁判所での収入印紙代・郵便切手代を補助（上限4万3千円）する。

- ・ 公正証書を作成した年度内に請求されたものに限る。
- ・ 受給資格者本人の所得により、児童扶養手当が全部停止の場合は対象外。（扶養義務者の所得で全部停止の場合は可）

#### <事業イメージ>



#### <申請に必要な書類>

- ・ 振込先の銀行口座の通帳
- ・ 作成した公正証書又は調停調書
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 印鑑

#### <相談実績（見込み）>

令和5年12月末日現在		
公正証書作成	7件	159,050円
調停	1件	1,587円

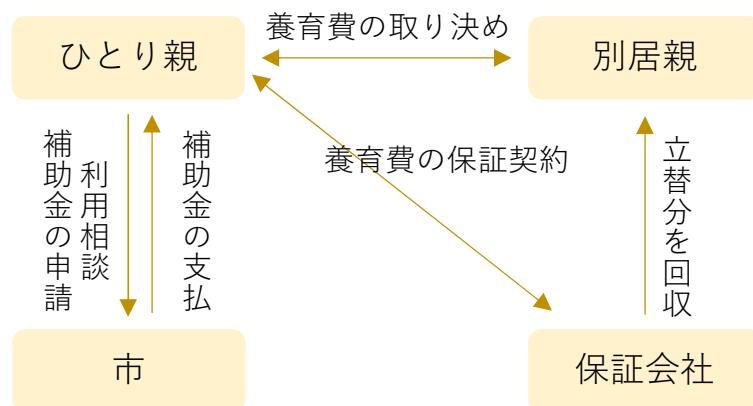
取組内容

2 保証契約保証料の補助の実施

児童扶養手当受給資格者が、保証会社と養育費保証契約を締結した場合に保証料の負担分を（上限5万円）補助する。

- ・必ず事前に窓口にて相談すること
- ・養育費の取決めに係る債務名義（公正証書・調停調書等）を有していること
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結すること

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・振込先の銀行口座の通帳
- ・保証会社との契約書
- ・作成した公正証書又は調停調書
- ・児童扶養手当証書
- ・印鑑

<利用実績（見込み）>

令和5年度12月末日現在  
利用なし



養育費の確保の促進を図るため、法律事務所又は保証会社を利用して養育費の請求等を行うひとり親家庭等に対して、補助金を交付

## 取組内容

### ◆ 法律事務所又は保証会社を利用して養育費の請求等を行うひとり親家庭等に対する補助金の交付

- ① 法律相談に要する費用補助（取組内容 1 参照）
- ② 公正証書等作成に要する費用補助（取組内容 2 参照）
- ③ 養育費保証契約に要する費用補助（取組内容 3 参照）

#### <補助対象者>

申請日において甲賀市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている者であり、かつ、以下の要件をすべて満たす者。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定による児童扶養手当の支給を受けていること又は同様の所得水準（扶養義務者の所得水準を除く）にあること。
- (2) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養していること。
- (3) 養育費の取り決めに係る費用を負担したこと。（上記①の場合は要件から除く）
- (4) 養育費の取り決めに係る債権名義を有していること。（上記①の場合は要件から除く）
- (5) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。（上記①③の場合は要件から除く）
- (6) 過去にこの告示による補助金を交付されていないこと
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条の規定による暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

取組内容

1 法律相談に要する費用補助の実施

補助対象経費 : 法律事務所による離婚前又は離婚後の養育費取得のための法律相談に要する費用

補助金額 : **実際に支出した経費と5,000円を比較していずれか低い額**

<利用実績（見込み）>

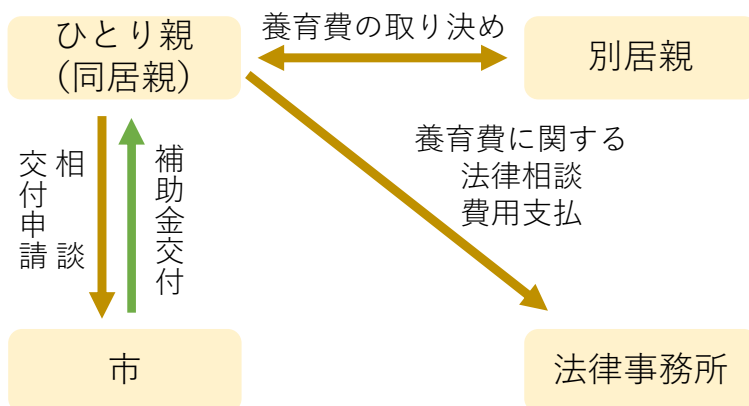
- ・令和4年度 0件
- ・令和5年度 1件
- ・相談中 1件

<申請に必要な書類>

- ・申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る）
- ・前年（1月から9月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額や扶養親族等の有無及び数についての市区町村の証明書
- ・領収書又はクレジット契約証明書（申請者が負担したもので、養育費に係る相談であることが記載されたもの）
- ・養育費の取り決めが確認できる債務名義

※上記のうち、市が保有する公簿等によって確認できる場合は提出不要

<事業イメージ>



取組内容

2 公正証書等作成に要する費用補助の実施

補助対象経費 : 養育費の取り決めに要する経費として、公証人手数料令（平成5年政令第224号）で定める公証人手数料、家庭裁判所の調停又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得手数料、連絡用の郵便切手に要する費用等

補助金額 : **実際に支出した経費と30,000円を比較していずれか低い額**

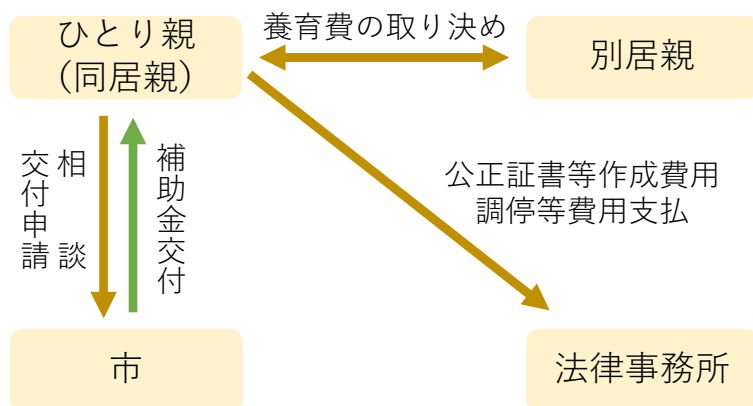
<利用実績（見込み）>

- ・令和4年度 2件
- ・令和5年度 4件
- ・相談中 3件

<申込みに必要な書類>

- ・申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る）
- ・前年（1月から9月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額や扶養親族等の有無及び数についての市区町村の証明書
- ・領収書又はクレジット契約証明書（申請者が負担したもので、手数料の内訳がわかるもの）
- ・養育費の取り決めをした公正証書または調停調書

<事業イメージ>



※上記のうち、市が保有する公簿等によって確認できる場合は提出不要

取組内容

3 養育費保証契約に要する費用補助の実施

補助対象経費 : 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用

補助金額 : **実際に支出した経費と50,000円を比較していずれか低い額**

<利用実績（見込み）>

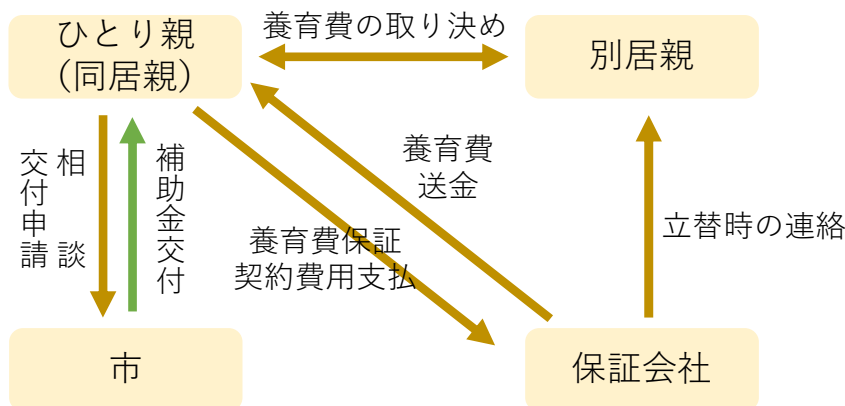
- ・令和4年度 1件
- ・令和5年度 0件
- ・相談中 0件

<申込みに必要な書類>

- ・申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る）
- ・前年（1月から9月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額や扶養親族等の有無及び数についての市区町村町の証明書
- ・領収書又はクレジット契約証明書（申請者が負担したもので、養育費保証契約料であることがわかるもの）
- ・保証会社と保証期間1年以上の契約を締結した養育費保証契約書

※上記のうち、市が保有する公簿等によって確認できる場合は提出不要

<事業イメージ>







● 養育費に関する公正証書等作成促進給付金事業

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成促進給付金事業

- ・ 離婚による子どもへの負担を最小限にするために、子どもの重要な権利である養育費や面会交流について、強制執行可能な債務名義を有する公正証書等での**取り決めに促進すること**を目的としている。
- ・ 岸和田市は本人・扶養義務者の**所得制限は設けず**、対象者には補助する。

＜対象者＞ 申請時、岸和田市内に居住するひとり親であって、次の要件全てを満たす人

- ・ 養育費の取り決めに係る**経費を負担し**、かつ**債務名義**を有している
- ・ 養育費の取り決めの対象となる**20歳未満の児童**を現に扶養している
- ・ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め、**公正証書等作成に係る補助を受給していない**

＜必要書類＞

- ・ 申請者及び養育費の対象になる子の戸籍謄本又は抄本の写し
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 申請者が負担した対象経費の領収書等
- ・ 養育費の取決めを交わした文書（公正証書・調停調書・判決書等の債務名義化した文書に限る。）
- ・ 申請者の振込先口座のわかるものの写し

＜利用実績＞

- ・ 令和5年1月4日～申請を開始。令和4年度は5件、令和5年度は21件支給済み。※令和5年12月末時点



● 養育費の取決めに関する公正証書等作成費用の補助

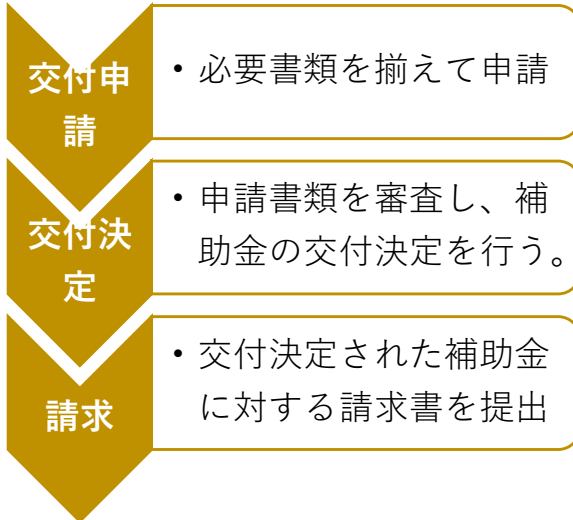
取組内容

◆ 公正証書等作成費用を補助

池田市在住のひとり親家庭の方を対象とし、公正証書等を作成する際にかかった費用を補助。

補助対象費用	:	公証役場に支払った公証人手数料 収入印紙代 戸籍謄本等取得費用 連絡用の郵便切手代
補助額	:	<b>上限4万円</b>

<補助金支給までの流れ>



<申請に必要な書類>

- ・ひとり親家庭であることが分かる書類（児童扶養手当証書等）
- ・補助対象経費の領収書、レシート
- ・養育費の取決めを交わした文書（債務名義化されたものに限る。）等

<相談・利用実績>

令和4年度	相談件数	12件 /	利用件数	8件
令和5年度	相談件数	7件 /	利用件数	6件

※令和5年12月末時点



- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成費補助及び養育費保証料補助の実施

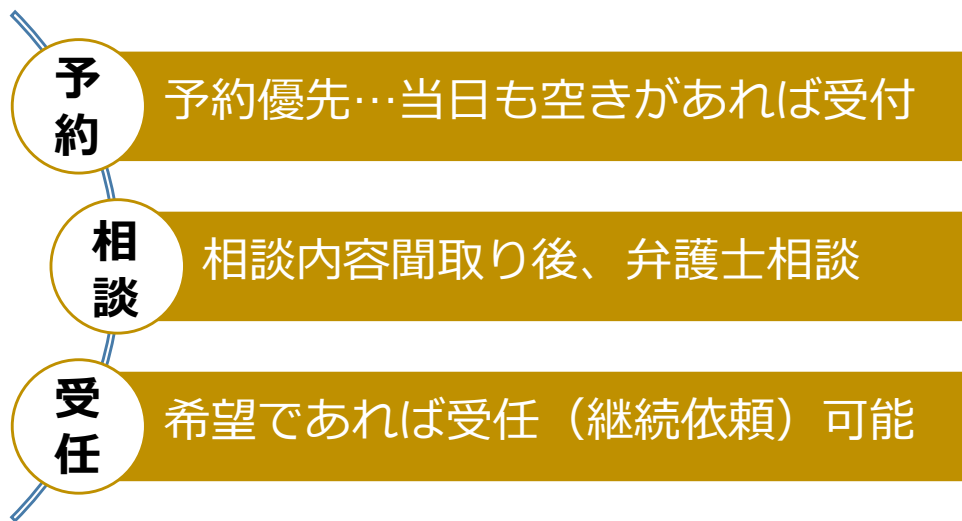
## 取組内容

### 1 弁護士による無料相談の実施

**離婚前の相談やひとり親家庭等が抱える様々な法律相談**（子育て、生活、就業、DV、養育費の確保、親権、慰謝料、財産分与など）や残業代、給料の未払いなどの労働問題等に関する相談を**無料**で受け付けています。

- <相談日> 毎月第4火曜日、各回30分間、先着6名
- <予約> 電話またはメール、いばライフアプリで予約…当日も空きがあれば受付可能
- <担当弁護士> 大阪府弁護士会より派遣

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績>

- ・令和2年度：57件
- ・令和3年度：51件
- ・令和4年度：44件
- ・令和5年度：55件（見込み）

#### <他の相談案内>

ひとり親以外の法律相談、行政書士相談、DV相談、生活困窮に関する相談、お仕事相談、女性・男性相談等に、案内することも可能です。

取組内容

2 公正証書等作成費補助の実施

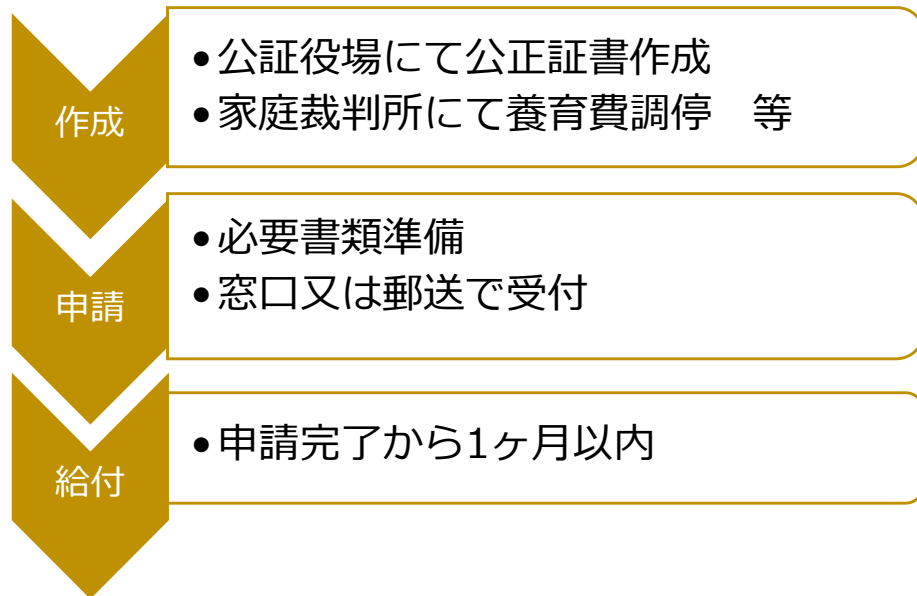
**養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため**、公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代の諸費用を補助します。（上限3万円）

◆対象者◆

申請時において、茨木市の住民基本台帳に記録され、かつ、茨木市に居住するひとり親等又は配偶者等からの暴力を理由に避難し、申請時において居住している茨木市にその住民票を移していないひとり親等であって、次の要件を全て満たす方

- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
- 過去に同一の児童を対象として、国又は本市を含む地方公共団体から公正証書等作成に関する補助金の交付を受けていない者
- 納付すべき納期限の到来した市税を完納している者

<給付までの流れ>



<申込みに必要な書類>

- 戸籍謄本（児童扶養手当証書でも可）
- 補助対象となる経費の領収書
- 公正証書等
- 通帳又はキャッシュカード

<利用実績>

- 令和3年度：11件
- 令和4年度：7件
- 令和5年度：16件（見込み）

取組内容

3 養育費保証料補助の実施

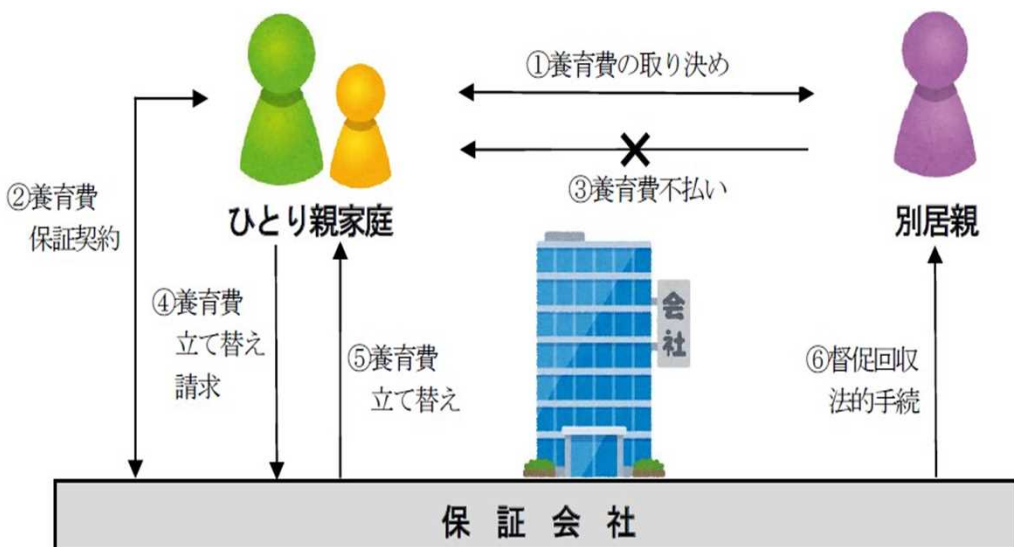
**養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、保証会社と養育費保証契約を締結する際の保証料を市が2年分（初年度は養育費1月分、翌年度は0.5月分）補助します。（上限5万円、翌年度は上限2万5千円）**

◆対象者◆

申請時において、茨木市の住民基本台帳に記録され、かつ、茨木市に居住するひとり親等又は配偶者等からの暴力を理由に避難し、申請時において居住している茨木市にその住民票を移していないひとり親等であって、次の要件を全て満たす方

- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- 過去に同一の児童を対象として、国又は本市を含む地方公共団体から養育費保証に関する補助金の交付を受けていない者
- 納付すべき納期限の到来した市税を完納している者

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 戸籍謄本（児童扶養手当証書でも可）
- ・ 補助対象となる経費の領収書
- ・ 強制執行認諾約款付き公正証書、調停証書、確定判決その他の養育費の取り決めを交わしたことがわかる文書
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・ 通帳又はキャッシュカード

<利用実績> ※ 令和3・4年度は実績なし

- ・ 令和5年度： 2件（見込み）



## 養育費の履行確保等支援事業の実施

### 取組内容

#### 1 養育費に関する公正証書等作成促進補助・養育費の保証促進補助の実施

##### ◆公正証書等作成促進補助◆

##### 債務名義となる公正証書作成、調停調書作成のために支払った費用を補助

- <補助対象>
- ・公証人手数料令に定められた公証人手数料
  - ・家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代、郵便切手代及び戸籍謄本等添付書類取得費用
  - ・家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代、郵便切手代及び戸籍謄本等添付書類取得費用

<補助額> 申請者が負担した額（上限30,000円）

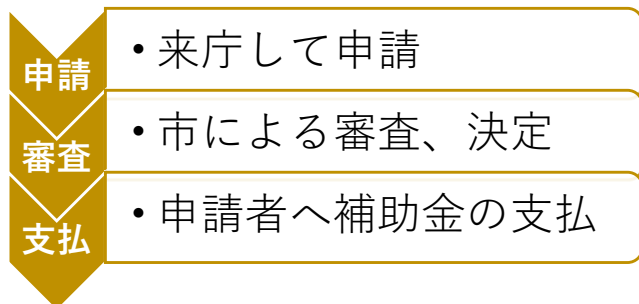
##### ◆保証促進補助◆

##### 養育費の立替払いを行う保証会社と契約を締結する際に要する費用を補助

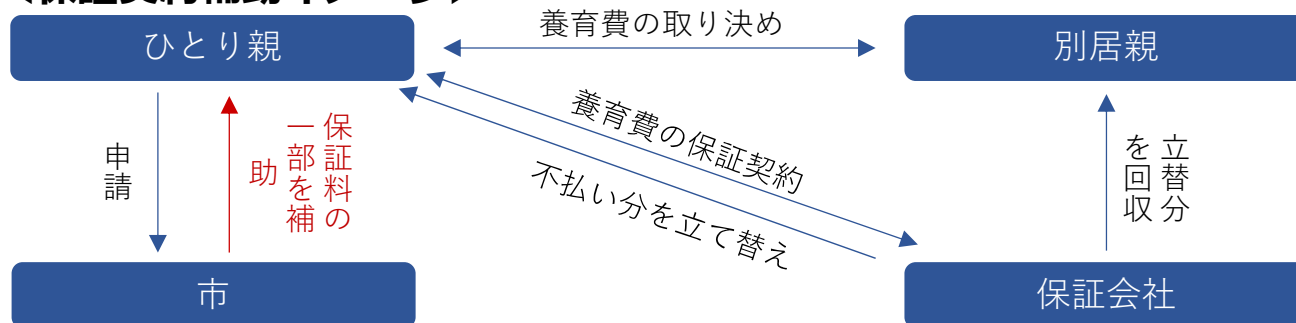
- <補助対象> 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち保証料として本人が負担した費用

<補助額> 申請者が負担した額（上限50,000円）

#### <交付までの流れ>



#### <保証契約補助イメージ>



#### <利用実績>

◆公正証書等作成促進補助：令和5年12月時点で2件

◆保証促進補助：令和5年12月時点で0件

- ◆ 公正証書等作成促進補助の実施
- ◆ 保証促進補助の実施

## 取組内容

### 1 公正証書等作成促進補助の実施

- 公正証書等により養育費の取り決めを行ったひとり親を対象として、公正証書作成時や調停時に負担した費用の一部を**市が負担**する。（上限3万円）

#### 対象者

- ◆ **所得制限なし**
- 四條畷市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している20歳未満の児童を現に扶養している方

#### 申請期限

- 公正証書等を作成した日以降で、対象者の要件を満たした日の翌日から**6か月以内**

#### 相談実績

- 令和3年度は8月より申請受付を開始し、4件に支給済。令和4年度は9件に支給済。
- 令和5年度は、令和6年1月10日時点で申請11件、うち9件支給済み。

#### CHECK

離婚前相談、児童扶養手当新規認定時と児童扶養手当現況届提出時の面談において、養育費確保に関する情報提供と聞き取りを強化。

市で作成した「ひとり親家庭のための応援ハンドブック」を活用し、ひとり親家庭支援について離婚前、離婚後に関わらず、養育費確保の重要性と当補助金について案内。さらに、ひとり親家庭における生活全般の相談に個別対応できるよう、詳しい聞き取り票を作成し、今後の生活の見通しを立てる機会としている。



取組内容

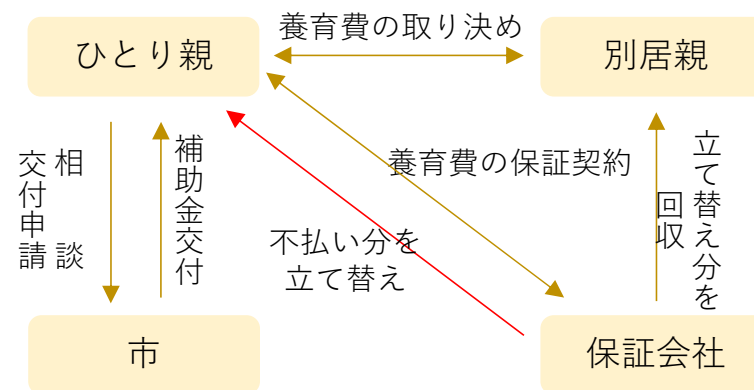
2 保証契約補助の実施

- 公正証書等により養育費の取り決めを行ったひとり親を対象として、民間保証会社が養育費の取り決めをしたひとり親家庭との間で**養育費保証契約を締結し、その保証料を市が負担**する。(上限5万円)
- 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

対象者

- 所得制限なし**
- 四條畷市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している20歳未満の児童を現に扶養している人
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している人

イメージ図



申請期限

- 養育費保証契約締結日以降で、対象者の要件を満たした日の翌日から**6か月以内**

相談実績

- 令和3年度は8月より申請受付を開始。
- 令和3年度～令和5年度は支給なし。





- 公正証書等作成にかかる費用補助の実施
- 養育費にかかる保証契約補助の実施

## 取組内容

### 1 公正証書等作成にかかる費用補助の実施

養育費に係る取決め内容の**公正証書等作成にかかる本人負担費用について、一部を補助する事業**

**対象** 本市在住の、児童扶養手当受給者等が対象となります。

**補助対象** 養育費の取決めに要する経費（上限3万円）

- ・ 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- ・ 家庭裁判所の調停申立てに要する収入印紙代、郵便切手代及び戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・ 家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代、郵便切手代及び戸籍謄本等添付書類取得費用

#### <申込みに必要な書類>

- ・ 戸籍謄本（申請者及び児童のもの）
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 補助対象となる経費の領収書
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書（公正証書）
- ・ 印鑑

#### <相談実績（見込み）>

- ・ 令和2年度 5件  
（母子家庭：5件 父子家庭：0件）
- ・ 令和3年度 13件  
（母子家庭：13件 父子家庭：0件）
- ・ 令和4年度 7件  
（母子家庭：7件 父子家庭：0件）
- ・ 令和5年度 3件（令和5年11月末時点）  
（母子家庭：3件 父子家庭：0件）

取組内容

2 養育費にかかる保証契約補助の実施

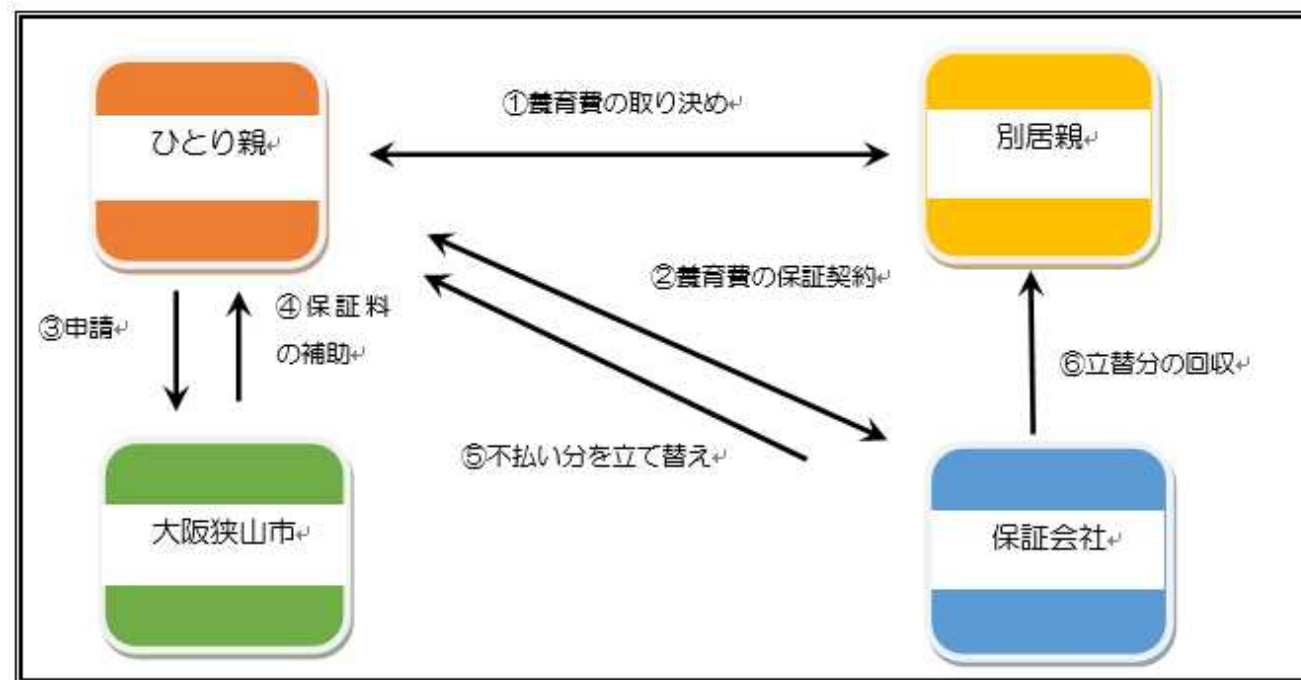
養育費の未払いが発生した場合に、第三者が立て替えをし、**養育費を確実に受け取る養育費保証契約を締結する際に必要な経費、一部を補助する事業**

対象 本市在住の、児童扶養手当受給者等が対象となります。

補助対象 保証会社と契約を締結する際に必要な経費のうち、保証料として負担する費用（上限5万円）

※保証会社の斡旋・紹介は行っていません。

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 戸籍謄本  
(申請者及び児童のもの)
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 補助対象となる経費の領収書
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書 (公正証書)
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・ 印鑑

## 公正証書等作成費用助成費用、養育費保証契約締結費用 養育費強制執行費用（離婚前後親支援モデル事業を活用）

### 取組内容

#### 1 実施内容

【公正証書等作成費用（上限3万円）】養育費の取決め（養育費の額の変更に係るものを除く。）に要する費用のうち、公証人手数料令に定める公証人が受け取る手数料、家庭裁判所の調停等申立て又は裁判に要する収入印紙代（養育費の取決め部分に限る。）、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡要郵便切手代を助成。

【養育費保証契約締結費用（上限5万円）】養育費の取決めの対象となる児童について、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、保証料として本人が負担する費用（契約1年目に係る費用に限る。）を助成。

【養育費強制執行費用（上限3万円）】裁判所への養育費の強制執行申立てに要する収入印紙代（養育費の強制執行に係る部分に限る。）、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代、当該強制執行に係る財産開示手続き申立て費用、第三者からの情報取得手続きの申立て費用その他申立てに必要な費用を助成。ただしこれらの費用を債務者へ請求しない場合に限る。

#### <必要書類>

- ・申請者及び養育している児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・領収書
- ・養育費の取決めを交わした文書の写し
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
- ・強制執行等の実施を裁判所が決定したことを証する書類の写し

#### <相談実績（見込み）>

##### 令和4年度実績

- 公正証書等作成費用 3件

##### 令和5年11月末時点実績

- 公正証書等作成費用 3件
- 養育費強制執行費用 1件



## ● 養育費にかかる公正証書等作成促進事業の実施

### 取組内容

#### 1 養育費にかかる公正証書等作成促進事業の実施

養育費にかかる公正証書等の作成にかかった費用を補助することで、養育費の取決めの債務名義化を促進し養育費の履行の確保を図ることを目的とする。

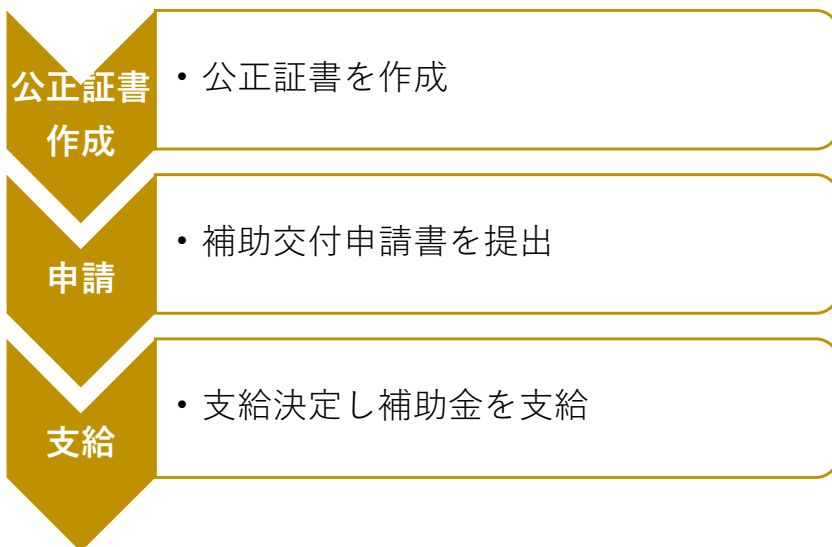
##### <補助額>

対象経費の全額（上限2万円）

##### <申請期限>

- ・公正証書等の文書を作成した日の属する年度の2月末  
（ただし2～3月に作成した場合は翌年度の4月末まで）

##### <手続きの流れ>



##### <対象となる経費>

公正証書の作成に要した経費のうち次のもの

- ・公証証書作成のために公証人役場に支払った費用
- ・家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代
- ・戸籍謄本など添付書類の取得にかかった費用
- ・家庭裁判所等との連絡用の郵便切手代

##### <利用実績>

令和5年度 12月末時点で3件申請を受理



●公正証書等の作成支援

取組内容

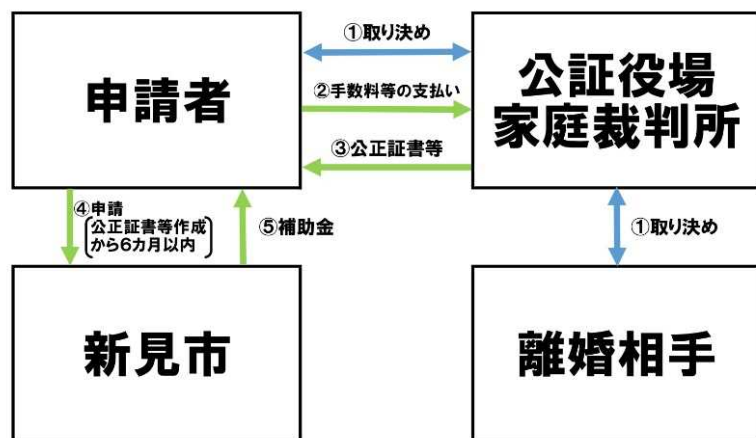
1 公正証書等の作成支援の実施

**養育費の取り決めに係る公正証書等の作成に要する本人負担を補助する**ことで、養育費の取り決め内容の債務名義化を図り、養育費の継続的な履行を確保し、ひとり親家庭の児童の福祉の向上を図る。

【対象経費】 養育費の取り決めに係る公正証書作成に要した公証人手数料  
 養育費の取り決めに係る家庭裁判所への調停申立てや訴訟に要する収入印紙代  
 公証役場や家庭裁判所に提出する戸籍謄本等の取得費用や郵便切手代

【補助額】 **補助対象経費の全額（上限43,000円）**

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・養育費に関する取り決めがされた公正証書等の債務名義
- ・補助対象経費の領収書
- ・世帯全員の住民票
- ・申請者と監護している子どもの戸籍謄本または抄本（この他にも書類の提出を求める場合があります。）

<利用実績>

- ・令和5年4月1日申請受付開始
- ・交付実績なし（令和6年（決裁日）時点）

※事前の相談も行っておりますので、お気軽にご相談ください。



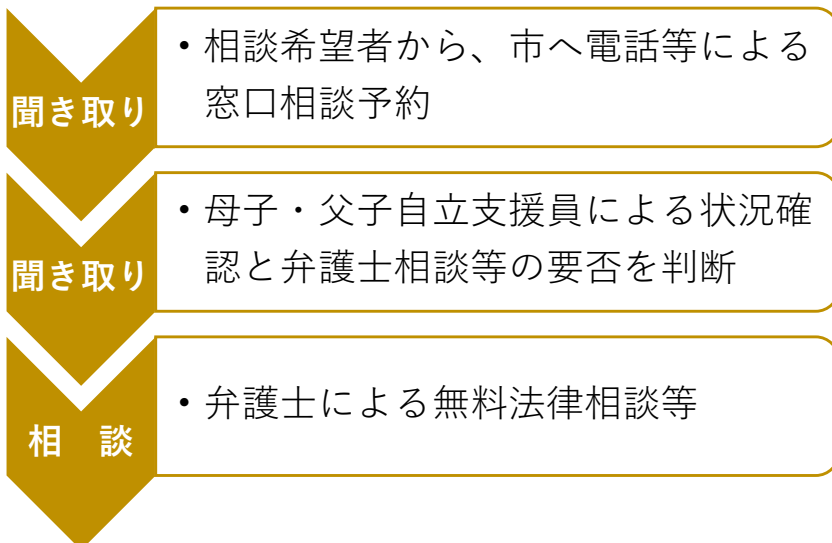
- 弁護士による法律相談等の実施
- 公正証書、調停・審判申立て費用の補助
- 強制執行申立費用の補助

## 取組内容

### 1 弁護士による法律相談等の実施

- ・ 宇部市に居住し、養育費にかかわる離婚前後に発生する諸問題について、弁護士による無料法律相談等を実施（オンライン相談による母子・父子自立支援員の同席支援あり）
- ・ ひとり親家庭等総合相談窓口（母子・父子自立支援員）の事前相談により、状況を確認・把握し、弁護士相談等の要否を判断し無料相談を実施（1回30分）

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績（見込み）>

令和5年度の相談件数（令和5年12月末現在）

- ・ 母子・父子自立支援員による相談：203件
- ・ 弁護士による法律相談：23件
- ・ 司法書士による相談：1件

取組内容

2 公正証書、調停・審判申立費用の補助

公正証書作成手数料等の補助

公正証書作成のための公証人手数料等の補助

〈対象者〉

市内に住所を有するひとり親（ひとり親家庭等相談窓口で事前相談している者）で、  
養育費に関する公正証書を作成した者

〈補助対象〉

「強制執行認諾」条項が記載された公正証書の作成に係る手数料等  
（上限額 30,000円）

自分で「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う場合の補助

調停・審判申立、強制執行に係る費用を補助

〈対象者〉

市内に住所を有するひとり親（ひとり親家庭等相談窓口で事前相談している者）で、  
養育費に関する調停・審判申立、強制執行をした者

〈対象費用〉

申立に係る収入印紙代、裁判所に求められる予納切手代、戸籍謄本等添付書類取得手数料等  
（上限額 30,000円）

〈申請に必要な書類〉

- ・作成した公的書類
- ・補助対象経費の領収書
- ・振込先の銀行等の口座番号がわかるもの等

〈利用実績（見込み）〉

- ・補助件数（令和5年度12月末現在）  
公正証書作成費用：6件  
調定申立費用：4件

取組内容

3 強制執行申立費用の補助

弁護士等に依頼して「強制執行」申立て等を行う場合の補助

弁護士、司法書士に依頼した強制執行申立に係る費用の補助

〈対象者〉

市内に住所を有するひとり親（ひとり親家庭等相談窓口で事前相談している者）で、養育費の取決めについて、一定の公的書類（強制執行認諾条項付きの公正証書や調停証書・審判書等の債務名義）を既に持っている者

〈補助対象〉

- ・ 強制執行申立や財産開示手続の申立て等の弁護士等費用のうち着手金  
（上限額 100,000円）
- ・ 申立に係る収入印紙代、裁判所に求められる予納切手代、戸籍謄本等添付書類取得手数料等  
（上限額 30,000円）

〈申請に必要な書類〉

- ・ 弁護士等と締結した契約書、着手金請求書
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 振込先の銀行等の口座番号がわかるもの 等

〈利用実績（見込み）〉

- ・ 補助件数（令和5年度12月末現在）
  - 弁護士等着手金：強制執行 3件
  - 財産開示手続 2件
  - 第三者からの情報取得手続 1件





## ● 公正証書等作成経費・養育費保証契約費用に対する補助の実施

### 取組内容

#### 1 養育費確保支援事業の実施

- 1.公正証書・調停調書等作成経費に対する補助（作成日が令和5年4月1日以降のものが対象）
  - ・養育費の取決めに係る強制執行認諾約款付公正証書、調停調書等の作成に要した費用を補助
  - ・補助上限30,000円
- 2.養育費保証契約に対する補助（令和5年4月1日以降に保証会社と締結したものが対象）
  - ・養育費保証契約の締結に要する経費のうち、初回の保証料を補助
  - ・補助上限50,000円

#### <対象者>

##### 【1・2共通】

さぬき市に居住するひとり親で次の条件をすべて満たす方

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- (3) 養育費の取決めの対象となる20歳未満の子を現に扶養していること
- (4) 市税及び国民健康保険税を滞納していないこと
- (5) 過去に本市又は他の地方公共団体による養育費の取決めに係る文書に係る補助金を交付されていないこと

##### 【2のみ】

- (6) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること

#### <利用実績>

(令和5年12月末現在)

- 1.公正証書・調停調書等作成経費の補助  
1名
- 2.養育費保証契約に対する補助  
0名



- 養育費に係る公正証書等作成補助金
- 養育費保証契約促進補助金

## 取組内容

### 1 養育費に係る公正証書等作成補助金

- ・ 公正証書など養育費に関する債務名義を有する証書等を作成した際、**作成にかかった費用を補助**する。

補助額 : **対象経費の全額**(上限3万円)

対象経費 : ・ 公証人手数料令に規定する公証人手数料

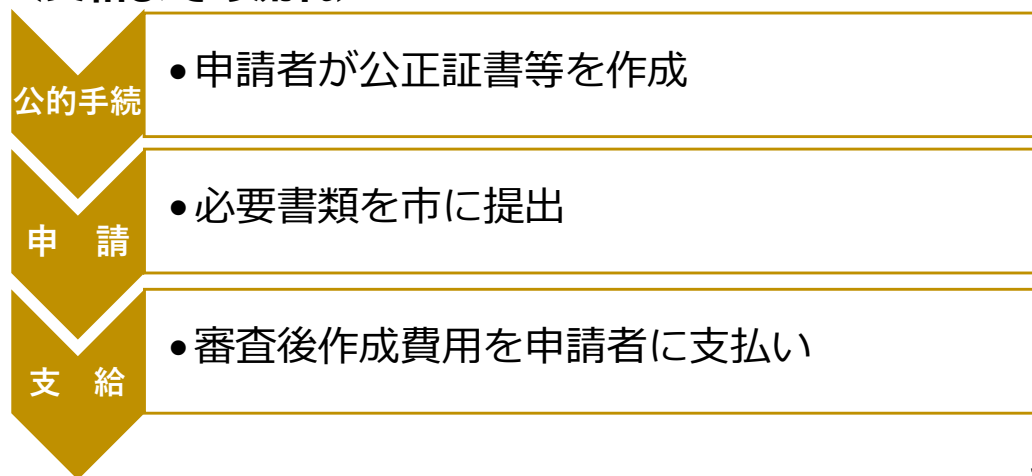
- ・ 家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停(離婚)申し立て又は裁判に要する収入印紙代(離婚請求及び養育費請求の費用に限る)
- ・ その他戸籍謄本等添付書類取得費用(養育費に関連するものに限る)及び連絡用の郵便切手代等

※申請者が負担した額が書類で分かる場合に限る。

#### <申込みに必要な書類>

- ・ ひとり親家庭であることが分かる書類(児童扶養手当証書、戸籍謄(抄)本等)
- ・ 補助対象となる経費の領収書等
- ・ 養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書に限る)
- ・ 振込口座確認書類
- ・ 印鑑
- ・ その他の書類

#### <支給までの流れ>



## 取組内容

## 2 養育費保証契約促進補助金

- ・ 養育費について、保証会社と原則 1 年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う**初回保証料を補助**する。

補助額 : **対象経費の全額**(上限 5 万円)

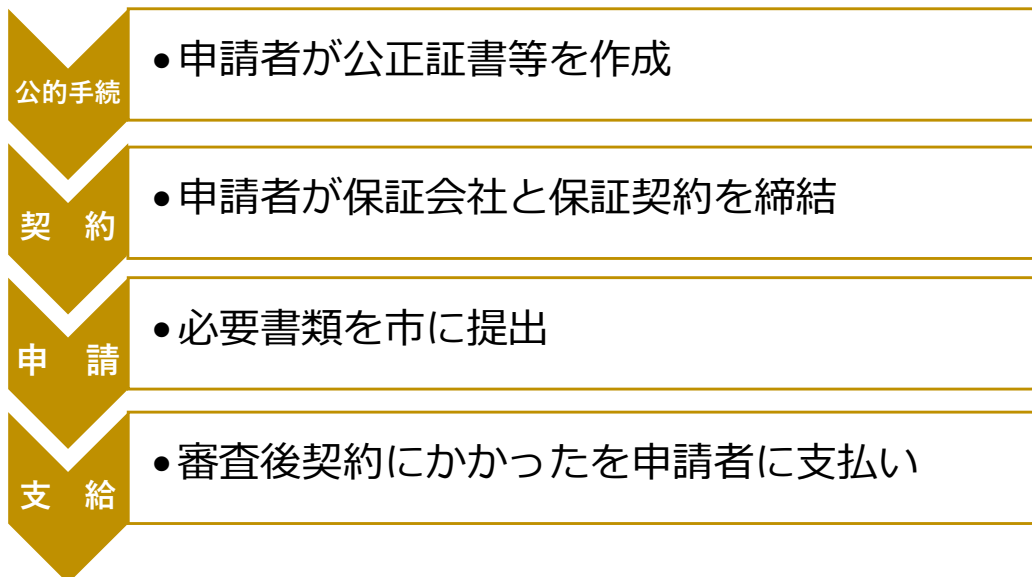
対象経費 : 養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社等と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費

※申請者が負担した額が書類で分かる場合に限る。

## ＜申込みに必要な書類＞

- ・ ひとり親家庭であることが分かる書類  
(児童扶養手当証書、戸籍謄(抄)本等)
- ・ 補助対象となる経費の領収書等
- ・ 養育費の取決めを交わした文書  
(債務名義化した文書に限る)
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書  
(保証期間が 1 年以上のものに限る)
- ・ 振込口座確認書類
- ・ 印鑑
- ・ その他の書類

## ＜支給までの流れ＞





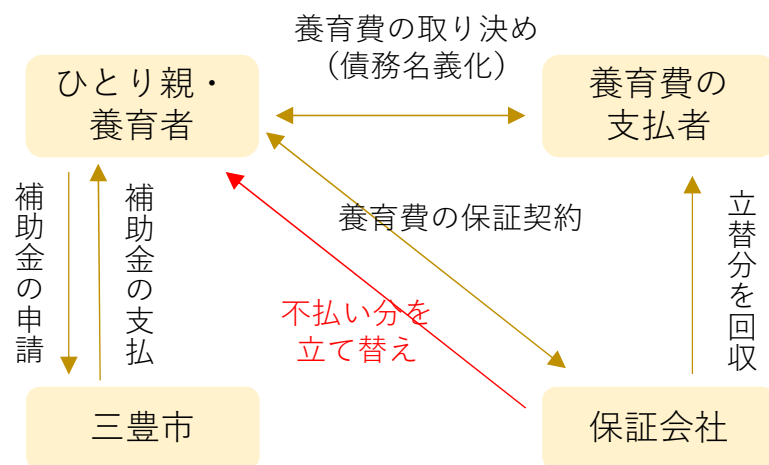
## 養育費の取り決めサポート

### 取組内容

#### 1 保証契約保証料補助の実施

- 債務名義化されている養育費について、ひとり親家庭の母、父が新たに保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料を補助（上限5万円）することにより、ひとり親家庭の収入の安定的確保を支援する。
- ※ 養育費保証契約・・・養育費の支払者からの支払がない場合に、保証会社が立て替える契約
- ※ 債務名義化・・・強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書で養育費の取り決め内容を定められていること
- 対象者・・・三豊市に居住するひとり親家庭の母、父であって当市指定の要件を満たす方

#### <事業イメージ>



#### <補助までの流れ>

- 1.申請者が保証会社に直接連絡して保証契約の審査を受ける
- 2.保証会社の審査が通ったら、保証会社との契約前に市に補助金の申請
- 3.市から交付決定通知が届いたら保証会社と契約締結
- 4.保証会社と契約後、市に実績報告
- 5.三豊市から申請者に補助金を支払

#### <利用実績>

- ・令和5年度12月時点で実績なし（令和5年4月開始）

## 取組内容

## 2 公正証書の作成料補助の実施

- ・ 養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用を補助（上限5万円）することにより、ひとり親家庭の収入の安定的確保を支援する。
- ※ 公正証書等・・・強制執行認諾約款付公正証書、調停証書、審判書、判決書、和解調書など、債務名義としての効力を有するもの。
- ・ 対象者・・・三豊市に居住するひとり親家庭の母、父、であって、当市指定の要件を満たす方

## ＜補助金交付の対象となる経費＞

- 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた、公証人手数料  
（養育費以外の法律行為のみの手数料は除きます。）
- 家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申立てに要する収入印紙代、裁判に要する収入印紙代  
（離婚請求及び養育費請求の費用に限ります。）
- 戸籍謄本など添付書類の取得費用  
（養育費に関連するものに限ります。）
- 連絡用の郵便切手代

## ＜利用実績＞

令和5年度12月時点で1名が補助金申請済  
（令和5年4月開始）





- 養育費に関する公正証書等作成費用の補助
- 養育費保証契約締結費用の補助

## 取組内容

### 1 養育費に関する公正証書等作成費用の補助（令和5年度より実施）

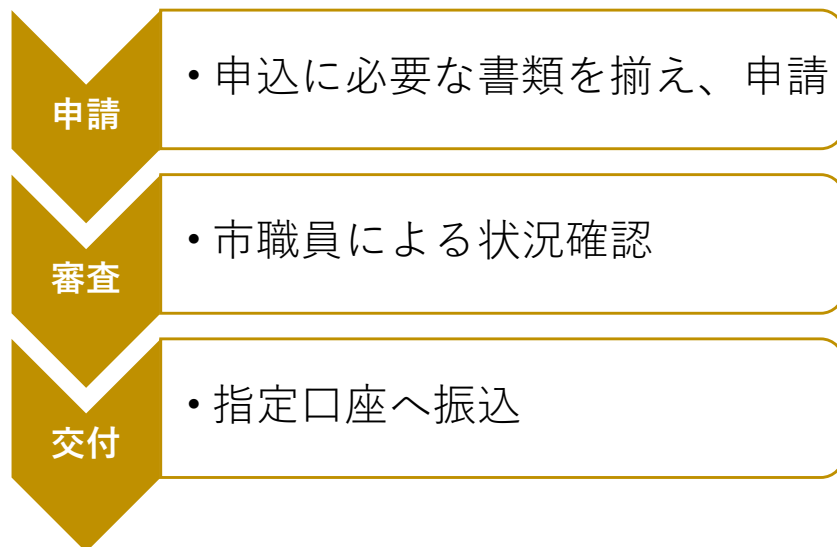
- ・ 大牟田市内に住所を有するひとり親が、養育費に関する公正証書等を作成した場合、**作成にかかった費用を市が補助金として交付する。（上限3万円）**

- ※ 公正証書等…強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等、債務名義としての効力を有するものに限る
- ※ 養育費の取り決めの対象となる児童を養育していること、公正証書等を有していること、費用を負担していること
- ※ 補助金の交付は、1人につき1回まで

#### <対象経費>

公証人手数料、収入印紙代（養育費関連のものに限る）、戸籍謄本等添付書類取得費用、郵便切手代 等

#### <補助金交付までの流れ>



#### <申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書又は本人及び児童の戸籍謄本
- ・ 補助対象となる経費の額が確認できる書類の写し
- ・ 養育費の取り決めをした公正証書等の写し
- ・ 補助金にかかる振込先が確認できる書類の写し

#### <利用実績>

- ・ 令和5年度12月末時点で10名が利用

取組内容

2 養育費保証契約締結費用の補助 (令和5年度より実施)

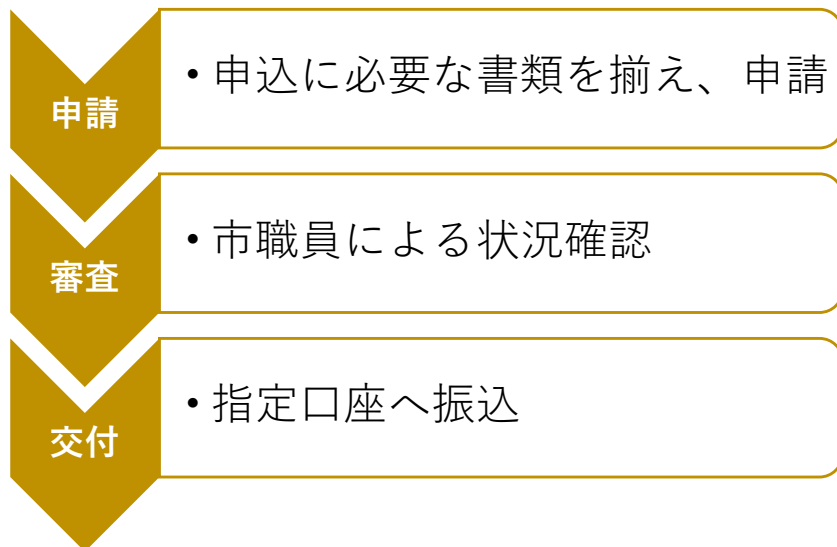
- ・ 大牟田市内に住所を有するひとり親が、養育費の受取りについて、当事者以外に第三者を介し、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立替、督促することを内容とする**養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用（保証料）を市が補助金として交付する。（上限5万円）**

- ※ 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ※ 公正証書等を有していること（公正証書等とは、強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等、債務名義としての効力を有するものに限る）
- ※ 養育費の取り決めの対象となる児童を養育していること、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ※ 補助金の交付は、1人につき1回まで

<対象経費>

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、保証料として本人が負担する費用

<補助金交付までの流れ>



<申請に必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書の写し又は本人及び児童の戸籍謄本
- ・ 補助対象となる経費の額が確認できる書類の写し
- ・ 養育費の取り決めをした公正証書等の写し
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
- ・ 補助金にかかる振込先が確認できる書類の写し

<利用実績>

- ・ 令和5年度12月末時点での利用者は0名。相談や制度案内は数件あり。



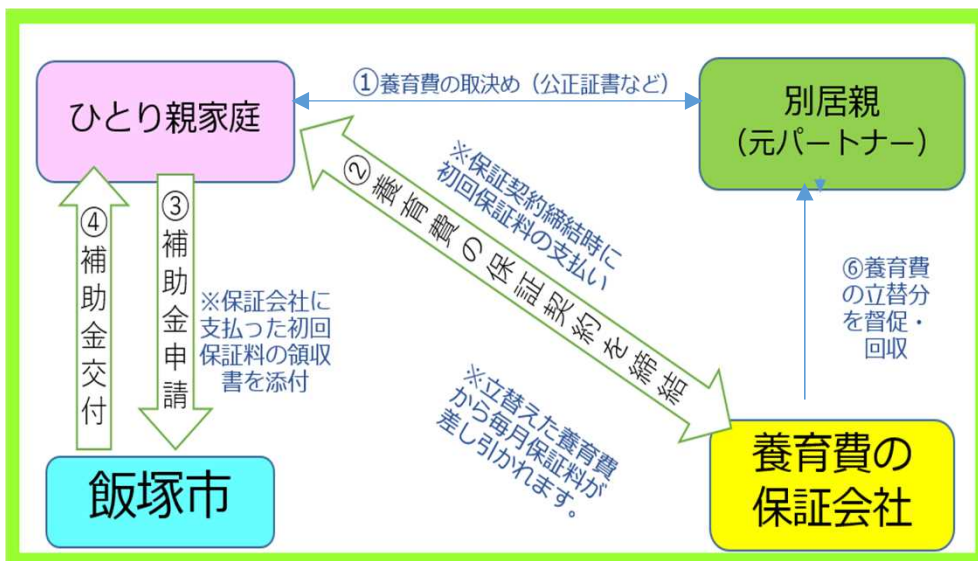
- ・ 養育費保証契約締結の費用補助の実施
- ・ 養育費に関する公正証書作成の費用補助の実施

取組内容

1 養育費保証契約締結の費用補助

- ・ 養育費の取り決めにかかる保証会社と養育費保証契約を締結をする際の本人負担費用（保証料）を負担する。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。
- ・ 保証料と50,000円を比較して少ない方の額 ※1人1回限り

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 印鑑
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 申請者及び対象児童の戸籍謄本又は妙本
- ・ 児童扶手当証書
- ・ 補助経費の領収書
- ・ 養育費の取り決めをした文書
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書



取組内容

2 養育費に関する公正証書作成の費用補助

・ 養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等作成費用に対して、予算の範囲内において公正証書等作成支援事業補助金を交付。

- ・ 対象経費 : 公正人手数料、収入印紙代、戸籍謄本などの添付書類の取得費用、郵便印紙代
- ・ 補助額 : 対象経費全額（上限43,000円）※1人1回限り

<事業イメージ>

補助金交付  
申請

- ・ 必要書類を揃えて、補助金の交付申請を行う。

補助金支給  
決定

- ・ 申請書類を審査して、補助金支給決定通知書を送付する。

請求書提出

- ・ 請求書必要事項提出

補助金支給

- ・ 補助金を指定の口座に支給。

<申請に必要な書類>

- ・ 印鑑
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公的書類
- ・ 申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 世帯全体の住民票

<利用実績（見込み）>

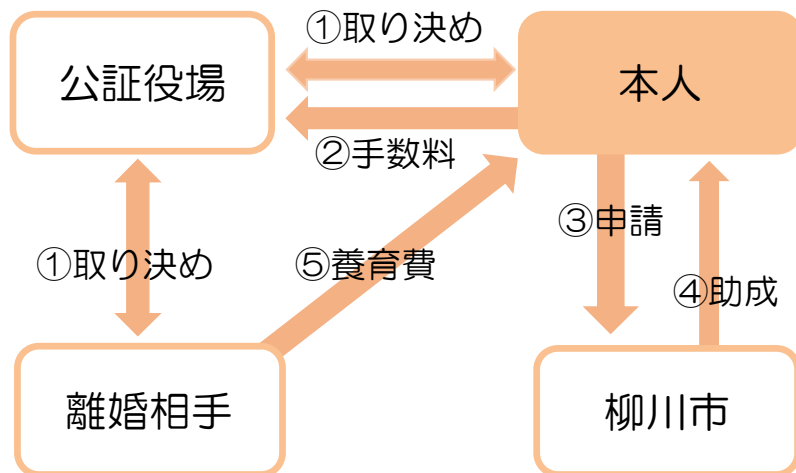
- ・ 令和4年度は8名が利用。
- ・ 令和5年度は12月時点で11名が利用

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成費用を補助の実施

- ・ 養育費の取決めについて作成した文書（公正証書等）の作成費用や家庭裁判所での調停に必要な収入印紙代・郵便切手代などを補助する。  
対象者：ひとり親家庭の母又は父  
公正証書や調停証明等による取り組みを作成した方など
- 対象経費：公正証書や調書の作成に要した費用（手数料など）
- 補助額：対象経費の全額（上限3万円、1人1回限り）

<事業イメージ>



<申し込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書（戸籍謄本等）
- ・ 補助対象経費の額が確認できる書類
- ・ 公正証書などの写し など

<相談実績（見込み）>

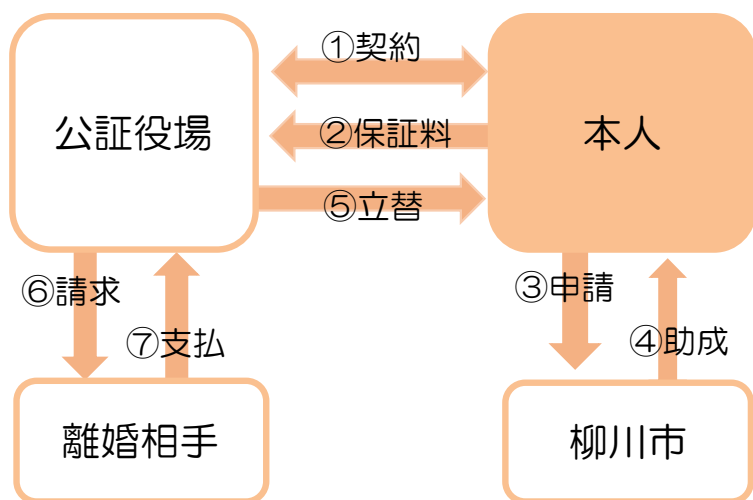
- ・ 令和5年度新規事業  
12月現在 0件

取組内容

2 養育費保証契約の保証料を補助の実施

- 保証会社と養育費保証契約を締結した場合、保証料の負担分を補助する。  
 対象者：ひとり親家庭の母又は父  
           保証費契約を締結した方など  
 対象経費：保証会社との契約に要した費用（保証料）  
 補助額：上記保証料（上限5万円、1人1回限り）

＜事業イメージ＞



＜申し込みに必要な書類＞

- ・ 児童扶養手当証書（戸籍謄本等）
- ・ 補助対象経費の額が確認できる書類
- ・ 公正証書などの写し
- ・ 養育費保証契約書の写し など

＜相談実績（見込み）＞

- ・ 令和5年度新規事業  
12月現在 0件



- 公正証書等作成費用補助の実施
- 保証契約補助の実施

## 取組内容

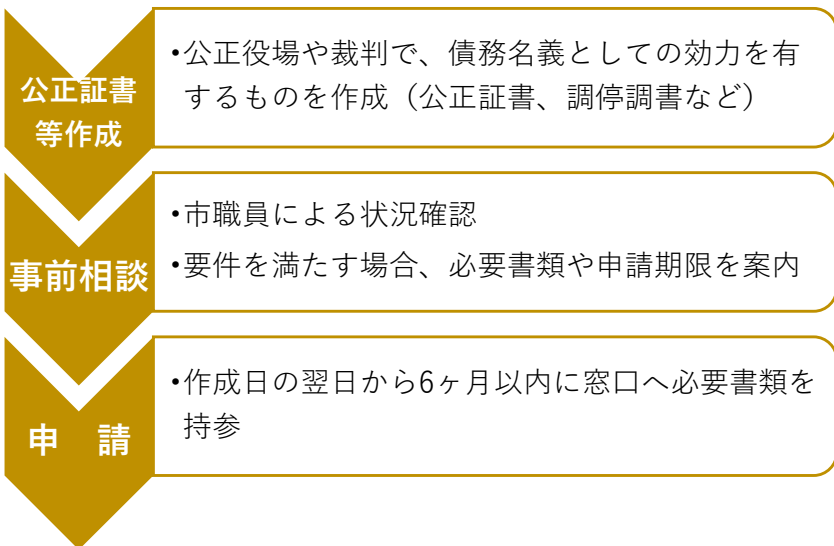
### 1 公正証書等作成費用補助の実施

- ・ 養育費に関する公正証書や家庭裁判所で調停調書等を作成する際の本人負担費用を市が補助する

対象者 : 筑紫野市在住しており、20歳未満の児童を現に扶養しているひとり親の方  
 養育費の取り決めに係る公正証書等を有している方  
 養育費の取り決めに係る経費を負担している方

補助対象 : 公正証書等の作成費用（公証人作成料や調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍  
 謄本等取得費用、郵便切手代）**（上限3万円）**

#### <申請までの流れ>



#### <申込みに必要な書類>

- ・ 印鑑
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公正証書等
- ・ 領収書等
- ・ 戸籍謄本（児童扶養手当証書でも可）

#### <相談実績（見込み）>

- ・ 令和5年度12月時点で6件の事前相談があり、そのうち補助を実施したのは4件。

取組内容

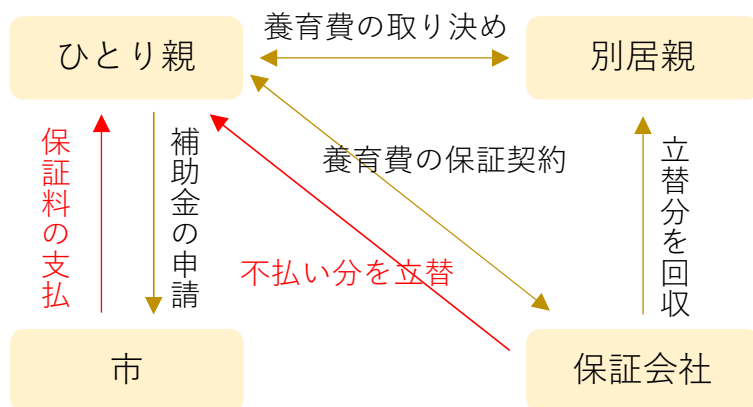
2 保証契約補助の実施

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者を対象として、養育費の取り決めをしたひとり親家庭が保証会社との間で**養育費保証契約を締結した際の契約手数料を市が負担**する。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

対象者 : 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結しており、児童扶養手当の支給を受けている方又は同様の所得水準にある方

補助対象 : 保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料（初回のみ）として本人が負担する費用 **（上限5万円）**

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 印鑑
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公正証書等
- ・ 領収書等
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・ 戸籍謄本及び所得証明書（児童扶養手当証書でも可）

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和5年度12月時点で相談件数0件



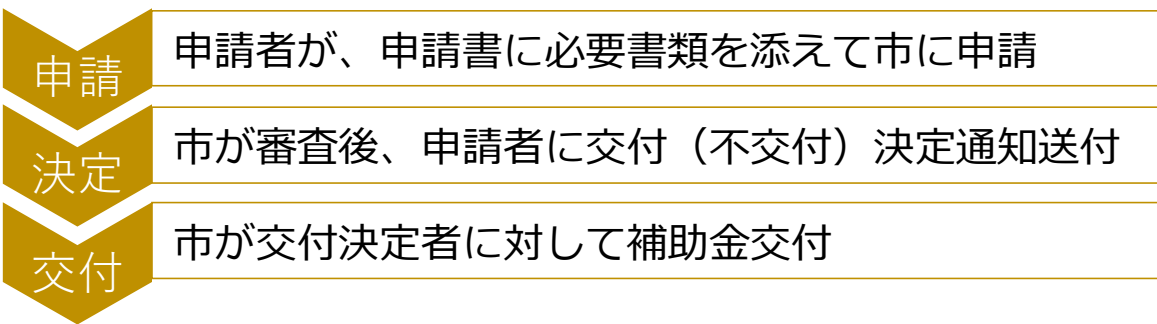
●養育費についての公正証書等作成、保証契約、不払いに係る強制執行申立てに関する費用を負担するひとり親に補助金を交付し、養育費の確保を支援します。

## 取組内容

### 1 補助金交付の実施（令和5年度から。所得制限なし）

- **要件**…①市内に居住している②債務名義として効力を有する養育費取決めに係る公正証書等を有している③養育費取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養するひとり親である④対象経費を負担している⑤市や他の自治体から補助金を交付されていない
- **公正証書等作成（補助上限5万円）**  
対象経費…公証人手数料、調停申立て又は審判に要する収入印紙代及び郵便切手代、戸籍謄本等取得費用（全て養育費請求に関するものに限る）
- **養育費保証契約（補助上限5万円）**  
対象経費…保証会社と契約期間が1年以上の養育費保証契約を締結した場合の保証契約料
- **不払い養育費に係る強制執行申立て（補助上限6万円）**  
対象経費…強制執行申立てに要する収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等取得費用、弁護士費用（弁護士費用は着手金に限る）

#### <手続の流れ>



#### <補助金交付実績>

- 令和5年度（令和5年12月時点）
- 公正証書等作成 7件
  - 養育費保証契約 0件
  - 不払い養育費に係る強制執行申立て 0件



- 公正証書等作成費用補助の実施
- 保証契約補助の実施 等

## 取組内容

### 1 公正証書等作成費用補助の実施

・養育費の取り決めに係る公正証書等（公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等）の作成費用を補助する。（上限3万円、1回限り）

#### <対象者>

大野城市に居住するひとり親で、以下の要件をすべて満たす方

- ・養育費の取り決めに係る公正証書等を保有し、かつ作成経費を負担
- ・養育費取り決め対象の児童(満20歳未満)を扶養
- ・過去に他自治体から同様の補助を受けていない

#### <支給までの流れ>

申請準備

- ・公正証書等取得
- ・戸籍謄本など必要書類の準備

申請受付

- ・公正証書等作成後6カ月以内に申請

支給

- ・内容審査後、指定口座へ振込

#### <対象経費>

- ・公証人手数料
- ・収入印紙代
- ・戸籍謄本など添付書類の取得費用
- ・郵便切手代

#### <必要書類>

- ・対象経費の支払いが分かる書類
- ・振込口座が分かるもの（通帳等）
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・戸籍謄本(又は抄本)及び住民票謄本(児童扶養手当受給者でない場合。申請者と児童分)
- ・公正証書等(申請日から6カ月以内に作成のもの)
- ・申請書

#### <利用実績等>

- ・令和5年度申請実績：3件（令和6年1月時点）
- ・令和5年度予算：8件



- 公正証書等作成費用補助の実施
- 保証契約補助の実施 等

取組内容

2 保証契約締結への補助

・未払いが発生した時、立替払いなどを受けられる保証契約を保証会社と締結する費用を補助する。  
(上限5万円、1回限り)

<対象者>

大野城市に居住するひとり親であって、以下の要件をすべて満たす方

- ・取り決めに係る公正証書を保有している
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結
- ・養育費取り決め対象の児童(満20歳未満)を扶養
- ・児童扶養手当受給者と同等の所得水準
- ・過去に他自治体から同様の補助を受けていない

<対象経費>

- ・保証契約の初回の保証料(本人負担分)

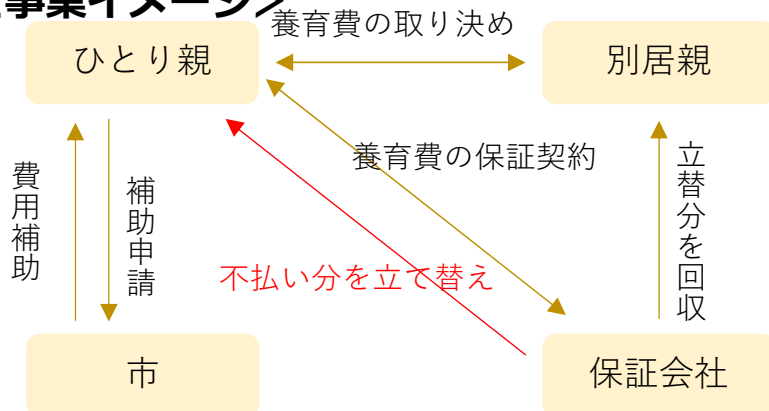
<必要書類>

- ・対象経費の支払いが分かる書類
- ・振込口座が分かるもの(通帳等)
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・保証契約書(申請日から6カ月以内に契約のもの)
- ・公正証書等(申請日から6カ月以内に作成のもの)
- ・戸籍謄本(又は抄本)及び住民票謄本(児童扶養手当受給者でない場合。申請者と児童分)
- ・申請書
- ・申立書(16歳以上19歳未満の児童を扶養のとき)

<利用実績等>

- ・令和5年度申請実績：0件(令和6年1月時点)
- ・令和5年度予算：3件

<事業イメージ>







- 公正証書等作成費用補助の実施
- 保証契約補助の実施 等

## 取組内容

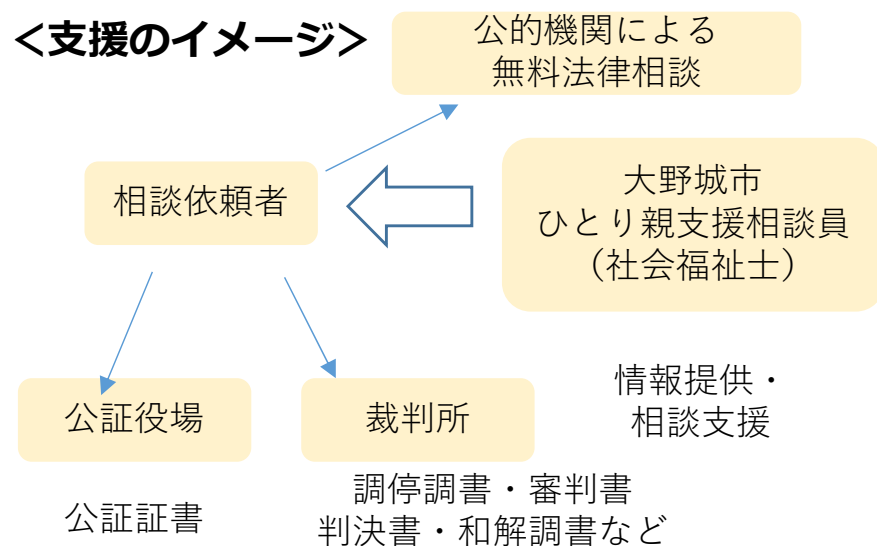
### 3 ひとり親支援相談員（社会福祉士）による公正証書等作成についての相談支援

・公正証書等（公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等）や保証契約について、手続きの進め方や内容を知りたい方へ、ひとり親家庭相談員（社会福祉士）が随時相談支援を行う。

#### <対象の方>

- ・離婚予定の方
- ・離婚後の方

#### <支援のイメージ>



#### <主な相談内容>

- ・離婚後のひとり親支援について
- ・離婚の進め方や、取り決めの内容について
- ・取り決めた公正証書等が履行されない場合について
- ・公証役場での公正証書の作成について
- ・弁護士による法律相談について
- ・裁判所への申立について
- ・裁判所での調停、審判、裁判などについて

#### <相談支援状況等>

- ・随時



● 養育費に関する公正証書等作成費用補助の実施

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成費用補助の実施

- ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取り決めのため、**公正証書等を作成する際に要する公証人手数料等の本人負担費用（上限3万円）を補助する。**

<対象者>

糸満市にお住まいで補助金申請時においてひとり親であり、次の要件にすべて当てはまる方。

- ・ 児童扶養手当を受けている方、又は同等の所得水準にある方
- ・ 養育費の取り決めに係る公正証書等作成の費用を負担した方
- ・ 養育費の取り決めに係る公正証書等に当事者として名前が載っている方
- ・ 過去に同一の児童を対象として同様の補助を受けたことがない方

<補助対象>

- ・ 公証人手数料
- ・ 調停、裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用

<申し込みに必要な書類>

- ・ ひとり親の方及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 養育費の取り決めに係る文書の写し
- ・ 通帳等の振込口座の確認できるもの